

每月一
回二十五
日發行
昭和十五年五月十七日第三種郵便物認可

人口増強興亞の基

人口問題研究

第二卷 第六號

昭和十六年六月刊行

研究

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て……………島村俊彦(二)

紹介

布哇に於ける邦人家族の構成に就て(大月)……………(六六)

彙報

健康保險法施行令中一部改正——外務省の昭和十六年四月一日現在中華民國在留本邦人人口調の發表——外務省調査部の昭和十四年度在外本邦人人口調の發表——財團法人人口問題研究會主催「人口問題東北地方協議會」の開催計畫——財團法人厚生科學研究會の第一回總會の開催——一九三九年獨逸國勢調査細目集計の發表(二)——各國最近の人口状態(三)

文獻

邦文人口問題關係文獻(一三)

厚生省

人口問題研究會

人口問題研究

第二卷 第六號

研究

獨逸に於ける婚姻貸付金の

效果に就て

島 村 俊 彦

「我々の祖先の心を永く悩まし続けた過剰人口の幽霊は遂に消え失せた。其の代り此處にもつと怖ろしいものが現れた。それは人口減少による西歐文明の没落である」之は G. F. McCleary が其著書 *The Menace of British Depopulation* 第八章の冒頭に於て述べた言葉である。げに産業及び都市文明の發達は出産力減退を随伴し、それは遂に、人口減少を回避せんとする努力が西歐文明に於ける過剰人口の憂慮に取つて代る段階にまで進行した

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

のである。

人口減少の危険は一般に廣く理解せられてゐないことは事實である。それは人々が過去の事實より教訓を汲取る事極めて尠く又或る社會的傾向の重大性は其れが何人にとつても明瞭な事實として現はるゝに至らざる限り容易に感知せられざるが故である。然しながら最早今日に於ては此の危険は殆ど總ての人口研究者にとつて現實的なものであると考へられ、若干の國に於ては出生を増加せしむるための措置が採られつゝある現狀である。

我々は第十七、八世紀に於て歐洲の政治家が夫々の國の人口を増加せしむる事に努力した事實を知つてゐる。彼等は豊饒なる子女の出産を以て國家が其の偉大さを獲得する所以であると考へ、出産を奨励するために各種の方策を採用したのである。今日の歴史は再び其れを繰返しつゝある。然しながら以前の時代に於ては人口増加の目的は侵略的とは云はざるまでも、少くとも競争的、軍事的、經濟的單位としての國家の力を膨脹せしむるための人口の積極的增加であつた。然るに今日に於ては憂慮の中心は人口の急速なる減退から逃れんとするにある。人口減少は數ヶ國に於ては正に切迫せる問題であり、また其れは國際的地位の低下のみならず國民の道德的精神的頹廢の兆であるとき考へられてゐる。

出生率減退を阻止するといふ企圖のために大なる努力を拂つた國は佛蘭西、白耳義、伊太利、獨逸等の諸國である。之等の國に於ける斯かる運動

の起源は佛蘭西を除けば何れも最近の事に屬する。人口政策は獨逸に於ては一九三三年、伊太利に於ては一九二六年、白耳義に於ては一九三〇年に採用せられた。人口への努力が佛蘭西に於て比較的早く起つたといふ事は何等不思議でない。何となれば佛蘭西の出生率減退は最も早く第十九世紀の初期から始まつたからである。出生率が最初に低下し始めたのは佛蘭西であり、又出生力減退が大いなる脅威として感ぜらるゝに至つたのも佛蘭西が最初であつた。然しながら其れも怒濤の如く押寄せた敵の軍隊によつて首府が占領せらるゝといふ悲惨事に終つた一八七〇年普佛戦争以後の事である。第十九世紀の其れ以前の時代に於ては大家族の父は不良なる市民と考へられ、人口増加を抑制せんとする種々の努力が拂はるゝ有様であつた。マルサスの學説は他の諸國と同じく佛蘭西にも大なる影響を與へた。若し人口につき何等か憂ふべきこと有りとせば其れは正に過剰人口であると考へられ、出生率低下は無視せらるゝのみでなく寧ろ歓迎せられたのである。

然るに一八七〇年の慘事以來小家族は疑はしき祝福と考へらるゝに至つた。佛蘭西の未來の兵士は一粒種の息子 (*filis unique*) 即ち箱入りの、出來損ひの、小家族の息子に過ぎなくなるだらう。一體こんな兵士で、兄弟姉妹ガツシリと腕を組み合ひラインの對岸から押寄せて來る勇敢な若者達に手向ふ事が如何して出來ようか、こうした憂慮は次第に佛蘭西國民の頭に芽生へ始めたのである。

佛蘭西人口には既に減少といふ不吉の兆が見えるといふ事を最初に指摘した學者の内でも最も優れたものは後のパリー統計局長ベルチヨン (*Jaques Berthillon*) であつた。彼の著作は一八七三年に發表され出した。數年後デュモン (*Arsène Dumont*) は彼と提携するに至つた。デュモンはマルサス以來

現れた如何なるものよりも重要な人口研究を順次發表した。デュモン及び他の統計學者の著した書物は獨佛の人的資源に於ける不均衡が愈々理解せらるゝに従ひ漸次一般民衆の見解を變へつゝあつた。斯かる氣運に乗じて出生力を鼓舞するための自發的協會が幾つか設立せられたが其の中の一つは一八九四年モンペリユーに設立せられた「モンペリユーの家族」 (*La Famille Montpeliéraine*) であり更に他の一つは佛蘭西人口増加國民同盟 (*L'Alliance nationale pour l'accroissement de la population française*) であつた。後者はベルチヨンを會長として一八九六年に設立せられたのであるが、此の會員中には佛蘭西名士の顔が少からず見られた。其の會員の一人に當時最も多くの讀者を持つて居つた小説家のゾラ (*Emile Zola*) があつた。彼は一八九九年英國に亡命中有名な小説 *Fécondité* (出生力、多産の意味) を書き其れによつてデュモンの社會毛管説の思想を讀者の心に生々と感じ得せしむる事に成功した。また此の小説は非常な賣行を示し、その結果人口増加運動はやうやく世間で騒がるゝに至つた。是等の自發的に設立せられた協會は主として宣傳の武器を用ひて活潑な運動を起したのである。之より先き一八八三年にピエール (*P. Piépre*) は相続法の改正によつて人口増加を圖らんとし一つの法律案を議會に提出したが遂に通過するに至らなかつた。越えて一八八九年には七人以上の子女を有する父親に租税の減免を許容する事によつて大家族を奨励せんとする法律が公布せられた。然しながら租税輕減の恩恵に浴しうる者は極めて少數であつたから、其れは婚姻出生を奨励する程の力をもち得なかつた。又一八九二年にはピエーダン (*Pierre Budin*) は人口減少問題を他の側面より採上げ、茲に乳兒死亡率改善に對する劃期的運動が開始せられた。此の運動は直ちに他の諸國にも波及し到る處で小兒の生命の莫大なる節約がもたらされた。

佛蘭西に於て採用せられた出生増加のための方策の内最も人口に膾炙せらるゝものは云ふ迄も無く家族手当制度である。家族手当はカールサンダーによれば「扶養すべき子女數に相應して被雇傭者に支拂はるゝ、賃銀とは無關係にして、賃銀に附加せらるゝ現金の支拂」と定義せられてゐる。家族手当は又家族の父親に有利なる如く定められた、子女數に應じて等級づけられた、賃銀の修正と云ふ事も出来よう。本制度は永い間出生力減退の防止策としてではなく社會正義の手段として、即ち家族責任を顧慮せざる賃銀制度の不正を除去するための手段と見做されてゐた。家族手当に賛成する議論は賃銀といふものは家族責任とは無關係である、其れ故に扶養すべき子女を有するものは處罰されてゐる事になるのである、更に處罰されてゐるのは親だけでなく多くの場合子供もさうである、何となれば家族の所得は如何に思慮深く費しても必要な衣食を調へるに足らないからであると論じてゐる。家族手当の起源は古く一八五四年にまで遡るのである。其の後第一次世界戰爭中本制度は急速に發達し一九一七年に至つて政府は年收四千五百フラン以下の被雇傭者に對し十六歳以下の子女一人につき年百フランの手當を支給することに決定した。地方當局も之に追隨し、大戰の末期に於て中央地方に於ける下級官吏の殆ど全部は家族手当の恩恵に浴するに至つた。大戰後に於て本制度を採用する向が大いに増加したのであるが、之等は總べて自發的任意的なものであつた。然るに一九三二年に於て、ある産業に於ける家族手当の支給を強制的たらしむる法律が通過し、一九三四年五月に於てこの法令の適用を受くるものは企業數にして約六十萬、其の勞働者五百八十萬に達したと云はれてゐる。

さて家族手当制度が出生率を引上げるための手段として發達したのは極めて最近の事であつて、大戰後に於ける本制度の急速なる發達は貨幣購買

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

力の減退に歸さるべきである。即ち家族手当は一種の戰時手当として支給せられたのである。家族手当は最初勞働組合側よりする猛烈な反對に遭遇したのであつたが勞働者は之を要求し、資本家もまた容易に之に承諾を與へたのである。當時資本家は物價騰貴の折とて此の特別の金錢を支出する餘裕もあつたし、一面此の制度が産業上の摩擦を緩和するに役立つであらうといふ感情も手助つたのである。

右の如く最初一種の社會施設として發達した家族手当制度は其後に至つて漸次人口政策的色彩を帯ぶるに至つたのである。事實早くも一九一九年には家族手当制度の人口的側面が論議せられて居つたと云はれてゐる。我々は本制度の特徴即ち手当は子女數に應じて累進的に増額せらるゝといふ事實の内人口的な動機を認め得るのである。若し目的が單に子女の生活費の一部又は全部の支給にあるならば累進的家族手当制度は意味が無い。意圖は明かに大家族の奨励に在ると云はなければならぬ。

佛蘭西の人口政策は家族手当を中心とするものであるが此の外大家族に對し賞品を授與し、表彰を行ひ、又新聞紙上に於て讚詞が呈されるといふ様に、伊太利に於けると同様な大家族奨励方法が採られたのである。又人口政策には通常産兒制限抑壓の企圖を伴ふものであるが佛蘭西に於ては一九二〇年の法律に基づき墮胎に懲役刑を課することを得、また産兒制限を支援する行爲も同様の刑に處せらるゝ事になつた。然し避妊用具の販賣は産兒制限を支援する行爲云々の規定に抵觸せざるものと考へられてゐる。従つて避妊に關する限り唯一の効果は公開宣傳への干渉にあると云ひうるであらう。

さて家族手当制度は社會保險と等しく勞働者の利益になつたことは争へないが然し人口増加に對する刺戟としては餘り効果が無かつた。佛蘭西は

第一表 佛蘭西に於ける婚姻出生(單位千)

年次	婚姻	人口千 人に	出生	人口千 人に
1921	456	11.7	813	20.7
22	383	9.8	760	19.3
23	357	9.0	762	19.1
24	355	9.0	753	18.7
25	352	8.7	770	18.9
26	346	8.5	766	18.8
27	338	8.3	741	18.1
28	330	8.3	745	18.2
29	334	8.1	730	17.7
30	342	8.2	749	18.0
31	326	7.8	733	17.5
32	314	7.5	722	17.3
33	315	7.5	678	16.2
34	298	7.1	677	16.2
35	284	6.8	640	15.3
36	279	6.7	630	15.0
37	274	6.6	616	14.7

家族手當の支給によつて出生率の確固たる減退を食止むる事が出来なかつたのである。第一表に見らるゝ通り佛蘭西の出生率は一九二二年の二〇・七から一九三一年の一七・五、一九三七年の一四・七へと低下した。

出生粗率は出産力の正確なる状態を誤認せしむる憂がある。我々は此の難點をヨリ精製せられたる資料によつて克服することが出来る。

佛蘭西に於ては出生粗率に潜む虚偽を抹消するための標準化出産率即ち年齢構成の差違に基づく變動を除去した出産力を計算するための資料がある。計算の結果によれば一五—四九歳の妊孕年齢女子一萬人當りの出生数は第二表に見らるゝ通りで一九二六年には七三五なりしも一九三一年には六七九まで減退したのである。一九二九年と一九三一年の間に於て出産力に逆轉現象が現れてゐるが、然しながら佛蘭西の出生数は一九三二年以來顯著な減少を續けてゐるから標準化出産率は一九三一年の水準に安定せずして更に低下したことを思はれる。尙同期間に於て純再生産率は〇・九四よ

り〇・八六へと低下し、一九三三年には更に〇・八二へと低下した。一九三五年以後佛蘭西の人口状態は極度の劣悪状態に陥り年々數萬人の自然減少を續くるに至つた。茲に於て國家滅亡の危機愈々切迫せるを思はしむるものがあつた。斯かる事態に直面し、遂に一九三九年七月家族法典が公布せられ、翌四〇年より實施せらるゝ事になつた。之によつて出産獎勵のために可能なる有ゆる手段が採らるゝ事になつたのであるが、然し時已に遅く、四時佛蘭西人の頭を悩まし續けた民族的危機は遂に現實の姿をもつて到來したのである。

第二表 佛蘭西に於ける標準化出産率

年次	標準人口に於ける15-49歳の女子出生率 一萬人當りの出生數
1926	735
28	716
29	678
30	696
31	679

今日まで佛蘭西に於て採用せられた出生率引上の爲めの企圖の結果について云ひ得ることは、若し假に人口増加を獎勵するための何等かの方策が施されなかつたならば出産力減退は更に甚しかつたであらうといふ事である。人口への大なる努力を考ふる時其の結果の何と慘めな事であらう。

佛蘭西に次いで家族手當制度の最も發達せる國は白耳義である。本制度が白耳義で採用せられたのは佛蘭西よりも後れたのであるが、佛蘭西よりも更に急速に發達した。最初の平準化プールは一九二一年に設置せられたと云はれてゐる。白耳義の家族手當制度も最初は佛蘭西と同様自發的任意的なものであつて、其の目的も生活費高騰に對處するにあつた。當時白耳

義の物價は佛蘭西同様騰貴しつゝあつたから資本家は家族手当の支給を賃銀の全面的引上げよりも好ましいと考へた。更に他の動機は佛蘭西に於ける家族手当の支給が國境を越へて白耳義労働者を吸引しつゝあつたためである云はれてゐる。然るに一九二八年に至り本制度は一法律によつて國家的基礎を與へられた。該法律は國家の契約或は準契約に關しては家族手当の支給を要求する約條が挿入せらるべしと規定してゐる。此の強制規定は、一九三〇年に通過した法令によつて、家族手当が所得の如何に拘らず扶養すべき子女數に應じ有ゆる労働者に支給せらるゝ事となつたために其の適用範圍は著しく擴張せられた。而して上院に於ける法律案提出理由の説明に當り労働大臣が「本法律案の主要なる目的は出生率を高め大家族を奨励するにある」と言明した事は本制度の人口政策的性格を明確に示すものである。

然しながら世界大戰後までは白耳義に於ける出生率減退は國民全般の憂慮の種とはならなかつたのである。しかし其頃から盛に出生率低下についての論議が行はるゝ様になり、一九二〇年には大家族聯盟(Ligue des Familles Nombueuses)が設立せられた。此の聯盟は最近百萬餘の會員を擁するといふ盛況である。出生率減退問題に關與せる之等の人々は間も無く家族手当制度が出生率減退の克服の手段である事に氣付き其處で彼等は本制度普及の提案を熱心に支持した。家族手当を強制的制度たらしむるに就いて出生率引上の願望の演じた役割は佛蘭西以上遙かに強大であつたと云はれてゐる。

白耳義の家族手当は家族の子女數に應じ強度に果進的である。しかしながら家族手当は之を支給せらるゝ家族の子女の養育費を償ふに足らず従つて小家族が經濟的に有利であるといふ事實を覆へす程の威力は無かつた。

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

家族手当が子女の養育費の如何程に相當するかは之を概括的に云ふことは困難であるが、グラムによれば佛蘭西に於ては家族手当が最高の場合に於ても尙且子女の生活費の五割以上には達せず平均して費用の二割五分以上には達しないであらうと推測せられてゐるが、白耳義の家族手当は此點に關しては佛蘭西よりは更に微力なものであると云はれてゐる。

我々が家族手当制度の效果を問ふ段になると佛蘭西と同様其の效果の餘りに微弱なるに一驚を喫せざるを得ない。白耳義の出生率は第三表に見らるゝ通り一九二一年の二・八から一九三一年には一八・二、一九三七年には更に一五・三にまで低落したのである。

第三表 白耳義に於ける婚姻出生

年次	婚姻	人口千 人に	出生	人口千 人に
1921	88,456	11.8	163,333	21.8
22	82,806	11.0	153,611	20.4
23	79,786	10.5	155,474	20.4
24	80,088	10.4	153,138	19.9
25	74,761	9.6	154,298	19.8
26	72,517	9.2	149,943	19.0
27	71,921	9.1	145,275	18.4
28	71,485	9.0	146,981	18.5
29	71,811	8.9	146,206	18.1
30	71,624	8.9	151,406	18.7
31	66,168	8.1	148,538	18.2
32	62,186	7.6	144,835	17.6
33	65,098	7.9	135,769	16.5
34	62,692	7.5	132,568	16.0
35	63,160	7.6	127,405	15.4
36	64,749	7.8	126,710	15.2
37	63,301	7.6	127,506	15.3

尙白耳義に於ても佛蘭西同様産兒制限を抑壓せんとする企圖が存する。一九二三年の白耳義の法律は産兒制限の宣傳、墮胎藥、避妊用具の陳列を罰する事になつてゐる。然しながら、避妊用具の販賣は事實上禁止せられてゐないと云はれてゐる。

白耳義の人口政策の効果について謂ひうる事は佛蘭西と同様に、若し斯かる政策が採られなかつたならば出生率低下は更に顯著であつたであらうといふ事である。

ファシスト政治の確立以來伊太利の出生率低下は評論的であり憂慮の種でもあつた。若干の方策は既にファシスト政治の黎明期に於て採られた。

然しながら立法的及び行政的な活動が大規模に展開せらるゝに至つたのは五月二十六日のムツソリーニの有名な演説の行はれた年即ち一九二七年以後の事である。ムツソリーニは伊太利の人口が將に氾濫しつゝある河川の如き状態にあるといふ通俗的な言説を否定し、而して出生は今尙死亡を超過するとはいへ、それは漸次減退しつゝあり大戦中よりも減少したといふ事實を指摘した。彼は人口政策の目的を次の如く説明してゐる。

「この世界に於て物の數に入るためには伊太利は本世紀の中頃に於て少くとも六千萬の人口を保有しなくてはならぬ。國民の運命は其のデモグラフィ的力と結合せらるゝものにして……獨逸人の九千萬、スラブの二億人に比すれば伊太利の四千萬人が一體何であるか。

西歐の隣國を見よ、佛蘭西の四千萬と其の植民地の九千萬人に比し伊太利の四千萬が一體何であるか、或はまた英蘭の四千六百萬と屬領に於ける四億五千萬の住民に對し伊太利の四千萬が一體何であるか……減少し行く人口を以てしては一國は帝國を創造せずして植民地に墮するであらう云々。」と

茲に於て撓まざる人口の追求が始められたのである。其れは廣範な分野に繰擴げられ、又強力な各種の方策が次々と採上げられた。

活動は消極積極の二面を有し、消極的措施は獨身と無子とを抑制し積極

的側面は大家族に有利となる如く工夫せられてゐる。前者の例としては獨身税がある。二五歳乃至六〇歳の獨身者には特別の租税が賦課せられ其の上増額せられた所得税をも支拂はさるゝのである。

獨身税は一九二六年に初めて實施せられたのであるが、一九二八年には二倍に引上げられた。また獨身者のみでなく二人未滿の子女を有する夫婦には特別の所得税率が適用せらるゝ事になつた。然しながら此の負擔は決して重いものではなく、例へば三五乃至五〇歳の獨身税は年百リラーに過ぎず、畜犬税にも及ばないと云はれてゐる。

更に重要なものは官職或は公共的基金の援助を以て建設せられた住宅の割當について有子既婚の志望者特に比較的大なる家族を有する者に優先權が與へらるゝ事である。獨身者は中央地方政府の就職申込について非常に不利な地位に置かれる。かゝる差別待遇は又多くの私企業に於ても採用せられてゐる。

最も重要な積極の方策は大家族に與へらるゝ租税の輕減或は免除である。所得税率には幾つかの等級が設けられ大家族の負擔は輕微である。また大家族は教育のために徴收せらるゝ租税及び市町村税を免除せられる。

然しながら斯かる恩恵を受くる資格を得るためには家族は非常に大きくなくてはならない。大家族と稱するは官公吏に於ては七人以上、其他の者については少くとも十人の生存せる子女或は生存死亡を合し總計十二人の子女の内、生存せる六人の被扶養兒のある家族を意味するのである。

之等出生率引上を唯一の目的とする種々の施策以外に出生率引上を其の目的の一として有する處の他の方策がある。即ち一九二九年以來家族手當即ち生活費に對する特別手當が國家の被雇傭者に對し、其の子女數に應じて支給せらるゝ事になつた。一九三四年には家族手當は産業労働者にも適

用せらるゝ事となり、其の費用は勞資雙方によつて醸出せらるゝ基金から支拂はれる事になつてゐる。

母子に對する社會的保護施設は一九二五年以來非常な發達を見せてゐる。

更に出生率は農村に於けるよりも都市に於て低いといふ事實を其の理由の一部として、農村人口の都市集中傾向を阻止せんとする企圖が實施せられた。人口十萬以上の都市に於ては百人以上の勞働者を使用する工場の建設は禁止せられ、又土地の開墾と發展、農村定住、交通手段の改善並に農村の生活をヨリ魅力あらしむるための各種の娛樂の供給等のために多くの計畫が實施せられてゐる。

亦次の事は注意しなければならぬ。即ち大家族の建設が國家に對する國民の大なる奉仕であるといふ信念を輿論にまで高めるために近代的宣傳の有ゆる方法が採用せられた事である。大家族は上に述べたる如き種々の特權を興へらるゝのみでなく新聞は稱讚の記事を掲げ、又公共團體或は自發的に設立せられた協會は彼等の功績を稱えるのである。其の上大家族には賞品及び名譽章が授與せられる。

伊太利に於ては一九二六年に通過した法律によつて産兒制限を鼓吹する如き宣傳を爲した者に對し罰金或は一年以下の懲役に、また墮胎を行つた女子は四年以下の懲役に處し得る事になつた。一九三二年には避妊用具の販賣は勿論の事、その貯藏或は廣告掲載も不法とせらるゝに至つた。然しながら其の規定の用語については極めて普通に用ひらるゝ避妊用具の或るものを除外する如く解釋する事を得、而して法律の紙上の嚴格さにも拘らず實際的にはヨリ寛大であると云はれてゐる。

さて之等總ての、人口を増加せしむるための金錢的支出と精力の費消に

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

よつて一體何が得られたであらうか。何物かを得たといふ確實な證據は無

第四表 伊太利に於ける婚姻出生

年次	婚姻	人口千 人に	出生	人口千 人に
1921	438,535	11.0	1,163,213	29.2
22	365,460	9.6	1,175,872	30.8
23	334,306	8.7	1,155,177	30.0
24	306,830	7.9	1,124,470	29.0
25	295,769	7.6	1,109,761	28.4
26	295,566	7.5	1,094,589	27.7
27	302,564	7.6	1,093,772	27.5
28	285,248	7.1	1,072,316	26.7
29 ¹⁾	287,800	7.1	1,037,700	25.6
30	303,214	7.4	1,092,678	26.7
31	276,035	6.7	1,026,197	24.9
32	267,771	6.4	990,995	23.8
33	289,915	6.9	995,979	23.7
34	312,702	7.4	992,966	23.4
35	287,653	6.7	996,708	23.3
36	316,514	7.4	962,686	22.4
37	374,423	8.6	984,899	22.7

1) 1929年ノ数字ハ概數ナリ。

先づ婚姻に就いて觀るに第四表に見らるゝ通り、一九二一年から一九二八年までに於ける婚姻數は減少の一途を辿つた。一九二九年及び三〇年に僅かに増加したけれども一九三一、二年には未曾有の不振に陥り、一九三三、四年には著しく増加した。我々は一九二九年及び三〇年の婚姻増加に獨身者處罰の效果を認むる事が出来るであらう。其後の不況の初期に於ける婚姻の減少、一九三三、四年に於ける増加等は英吉利、白耳義と類似のものであつて、其等の國に於ては獨身者に對し何等の措置も採られなかつたのである。この婚姻増加は不況のために延期せられたものが後に結ばれた事に歸因するものであらう。其れ故に婚姻奨励のために施された方策が格別の效果を納め得たりしや否やは頗る疑はしい。尙一九三六年の婚姻率は獨身税が實施せられた前年即ち一九二六年よりも更に低位にある。

一方出生率は一九二九年まで判然と低下し一九三〇年に上昇し其後再び低下してゐる。然し出生数は一九三三年は前年よりも多く、一九三四年は前年よりは少いといへ前々年よりは多い。しかし一九三二年に對する増加は僅少であり、一方此の間に人口は増加しつゝあつたのであるから、それを以てしては出生率を上昇或は維持する事さへ不可能であつた。右の出生増加は婚姻数が比較的多かつた事、また婚姻の多かつた事は不況のために延期せられてゐた婚姻が後に結ばれた事に歸因するものと見られてゐる。

モルタル教授により算出せられ、グラスによつて引用せられた數字によれば伊太利全國に於ける、一五―四五歳有配偶女子千人當りの公生兒出生數は一九二―二五年の二四八から一九三〇年の二二二へ低減した事が知られる。

各州についても同様の傾向が見られると云はれてゐる。純再生産率は一九三一年の一・二〇九より一九三三年の一・一八へと低下した。

ムツソリーニは多くの驚嘆すべき事を成し遂げたのであるが國民をしてヨリ多くの子供を産ましむる事に於て成功したとは云ひ得ないであらう。彼は一九二七年に伊太利人口を本世紀の中頃に於て六千萬人に増加せしめんとする志を抱いたのであつた。然るに一九三六年の人口は四二、四四五、〇〇〇人にして、同年に於ける死亡に對する出生の超過は三七二、五八〇であつた。十ヶ年に亙る人口戦の最中に於ける伊太利出生率の着實なる低下は、最低の目標たる六千萬の人口に達するに必要な残りの一七、五五五、〇〇〇人を一九五〇年迄に出現せしめんとする希望を勵ますものではないであらう。

伊太利の人口政策の効果に關しては我々は佛蘭西、白耳義に對して與へたと同一の解答を與へない譯には行かない。伊太利の人口政策的措置の效

果に關しては、若し其等のものが施されなかつたとしたならば、伊太利の出生率は更に急速に低下したであらうといふ事が我々の謂ひ得る精々の事であらう。

二

以上極めて簡單ではあるが佛白伊諸國に於ける人口政策の輪廓を畫き、而して之等の國々が出生率上昇のために多くの努力を拂つたに拘らず得る處が殆ど無かつた事を述べたのである。其處で次に我々はいよゝゝ獨逸に目を轉じ、此の國に於ける人口政策が如何なる効果を納め得たかに就いて觀察する順序となつた。

ハンキンス教授が述べてゐる如く「我々は獨逸の人口統計を研究すればする程獨逸の政策の實際の偉業によつて愈ゝ印象付けらるゝものであり、特に佛蘭西、白耳義、伊太利等の諸國に於ける出産力増強への努力の相對的失敗と對比して増々然り」である。今日迄の處獨逸は計畫的な國民政策によつて可成りの程度に出生率を引上ぐる事に成功した唯一の國である。

我々が獨逸の人口政策及び其の結果を考察するに當り前世紀末よりナチス獨逸成立までの期間に於ける獨逸の人口運動を回顧することは獨逸人口政策の効果を正しく判斷する上に於て極めて必要の事と考へる。

我々は前世紀の第三四半季以來今日までに至る獨逸の人口運動を出生率死亡率のバランスの觀點より略三つの時期に區分する事が出来るであらう。第一期は一八七五年より一九〇〇年前後までの約二十五年間、第二期は今世紀の初期より一九三三年ナチス獨逸成立までの約三十三年間、第三期は一九三三年より今日に至る約七年間の期間である。

さて獨逸の出生率は第五表に見らるゝ通り第一期即ち第十九世紀の第三四半季以降明白な低落の時期に入つたのである。然しながら此の期間に於

第五表 1851年以後に於ける獨逸人口動態諸率 (人口千につき)

年次	婚姻	出生	死亡	自然増加	年次	婚姻	出生	死亡	自然増加
1851—60	7.8	35.3	26.3	9.0	1908	8.0	32.1	18.1	14.0
61—70	8.5	37.2	26.8	10.3	09	7.8	31.0	17.2	13.9
71—75	9.4	38.8	28.2	10.6	10	7.7	29.8	16.2	13.6
76—80	7.8	39.3	26.1	13.1	11	7.8	28.6	17.3	11.3
81—85	7.7	37.0	25.7	11.3	12	7.9	28.3	15.6	12.7
1886	7.9	37.0	26.2	10.9	13	7.7	27.5	15.0	12.4
87	7.8	36.9	24.2	12.7	14	6.8	26.8	19.0	7.8
88	7.8	36.6	23.7	12.8	15	4.1	20.4	21.4	1.0
89	8.0	36.4	23.7	12.7	16	4.1	15.2	19.2	4.0
90	8.0	35.7	24.4	11.4	17	4.7	13.9	20.6	6.6
91	8.0	37.0	23.4	13.6	1) 1) 18	5.4	14.3	24.8	10.5
92	7.9	35.7	24.1	11.6	2) 2) 19	13.4	20.0	15.6	4.5
93	7.9	36.8	24.6	12.2	3) 3) 20	14.5	25.9	15.1	10.8
94	7.9	35.9	22.3	13.6	3) 3) 21	12.1	25.8	14.2	11.6
95	8.0	36.1	22.1	13.9	4) 4) 22	11.2	23.0	14.4	8.6
96	8.2	36.3	20.8	15.5	23	9.4	21.2	13.9	7.2
97	8.4	36.0	21.3	14.6	24	7.1	20.6	12.2	8.4
98	8.4	36.1	20.5	15.6	25	7.7	20.8	11.9	8.8
99	8.5	35.8	21.5	14.4	26	7.7	19.6	11.7	7.9
1900	8.5	35.6	22.1	13.6	27	8.5	18.4	12.0	6.5
01	8.2	35.7	20.7	15.1	28	9.2	18.6	11.6	7.0
02	7.9	35.1	19.4	15.6	29	9.2	18.0	12.6	5.4
03	7.9	33.8	20.0	13.9	30	8.8	17.6	11.0	6.5
04	8.0	34.1	19.6	14.5	31	8.0	16.0	11.2	4.8
05	8.1	32.9	19.8	13.2	32	7.9	15.1	10.8	4.3
06	8.2	33.1	18.2	14.9	33	9.7	14.7	11.2	3.5
07	8.1	32.3	18.0	14.2	5) 34	11.1	18.0	10.9	7.1

1) エルザス、ロートリンゲン、及びポーゼン州
 中ポーランド、ヘッセル、メメル地方、ダンチヒ自由市、
 除ク、テッコスロバキア、デンマーク、ベルギー、
 4) 1922年以後ハ現獨逸領域(ザール地方ヲ含ム) 5) 暫定數

ては出生率の低下速度はいまだ比較的緩慢であり、一九〇〇年までは人口千につき三十八、九乃至三十五といふ相當の高率を保持して居つたのである。一方此の間に於て死亡率の顯著なる改善が行はれ一八七一一七五年の平均死亡率二八・二は一九〇〇年には二一・一まで低下した。かゝる死亡率の改善は出生率低落の影響を相殺して餘ある程のものであつた。即ち死亡

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

率は略々直線的に低下したるに拘らず出生率は緩慢なる曲線を畫いて低落したるため自然増加率は却つて上昇するの現象を呈したのである。斯くて人口の自然増加率は前世紀と今世紀との境目に於て遂に最大値に達し人口千につき一五或は略々一六にも達する高率を示したのである。明治卅二年以來我國に於て人口自然増加率が最高を示したのは昭和元年の一五・五九であつて之に比較し當時獨逸の人口増加が如何に旺盛であつたかが知られる。一八七一一九〇年に一、四四八を示した獨逸の純再生産率は一八九一一九〇〇年には更に一、五二二へと上昇した。

然るに略々一九〇〇年を境として出生率は急速なる低下運動を開始した。而して一九〇一年に三五・七といまだ相當の高率を示して居つた出生率は世界大戦勃發の年たる一九一四年には遂に二六・八にまで低下した。一九一五年以後は戦争の影響を受けて更に低下し一九一五年には二〇・四、一六年には一五・二、一七年には一三・九といふ極端な低率にまで落ち込んだ。

大戦後に至つて出生率は突如として回復を示し一九二〇年には二五・九と略々大戦前に近い處まで上昇したが、其れも東の間、其後再び急速なる低下運動を續行し一九三二年には遂に一五・一と同年の佛蘭西の率一七・三以下となり更に翌三三年には一四・七と殆ど世界大戦中の出生率にも比すべき低位に崩落した。さて此間死亡率改善の努力も著々として其の效を奏し一九〇一年に二〇・七を示して居つた死亡率は一九三三年には遂に一一・二と略々文明國中の最低率にまで到達したのである。斯くの如く死亡率は前期に引續き殆ど直線的に、著々と改善せられたのであるが、之を以てしても急速なる出生率低下を補ふ事は出来なかつた。

よつて一九〇二年に一五・六を示した自然増加率は漸次減退し一九一四年には遂に七・八といふ數字を示した。大戦中に於ては死亡率が急激に上昇

したる一方に於て出生率は釣瓶落しに低落したため一九一五年より一九一八年に至る四ケ年間に於ては人口は遂に自然減少を現出するに至つた。自然減少率は一九一五年以來年毎に激しさを加へ一九一六年には遂にマイナス一〇・五といふ驚くべき數字を示した。

大戦後出生率は回復し死亡率も正常率に復歸し、茲に自然増加率も大戦前に近い數字にまで達するを得たのである。然るに出生率は再び急速なる低下の道を辿る一方に於て死亡率の改善が之に及ばなかつたから自然増加率は著實に低落し一九三三年には遂に三・五といふ怖るべき低率にまで落ち込んでしまつた。

前世紀末より今世紀の初期に至る獨逸人口の黄金時代を去る事僅かに三十有餘年にして、かゝる状態が出現しようとは誰が考へ及んだであらう。獨逸に於ける出生率低下の速度を佛蘭西のそれと比較するとき獨逸出生率低下が如何に急速であつたかが知られる。

佛蘭西出生率低下は先にも述べたる如く歐洲に於て最も早く、第十九世紀の初期から始まつたのであるが、出生率が二〇代を示した期間は相當永く第十九世紀の三十年代より今世紀の初期まで約七十年間に及んでゐるのである。然るに獨逸の出生率が二〇代を維持し得たのは第一次歐洲大戦前後の極めて短期間で、即ち一九一〇乃至二五年の十六年間に過ぎなかつた。それ以後の出生率の低下は極めて急速であり、一九二六年に一九・六と一〇代へ崩落した出生率は一九三三年には遂に一四・七と佛蘭西の率を下廻るの慘狀を呈した。

斯かる急激なる出生率低下、遂に宿敵佛蘭西にも及ばざるに立到つた出生率が獨逸の識者に如何程大なる衝動を興へしかは察するに餘りある。普佛戰爭當時に於ける獨佛兩國に於ける人口狀勢は遂に逆轉せるかの觀を呈

するに至つたのである。一九〇一—一九二二年に於ける獨逸の純再生産率は一・四八〇といまだ單位を維持して居つたのであるが一九二四—二六年には既に單位を割つて〇・九二四、一九二九年には〇・八一六、一九三一年には〇・七四八更に一九三三年には〇・七〇と同年の佛蘭西の率〇・八二以下に低下して仕舞つたのである。

我々は更に獨逸國民出生力減退の事實をより精密なる方法によつて觀察して見やう。

一國の出生粗率が其の人口の出生力の如何によつて影響せらるゝは謂ふ迄もない處であるが其れは又同時に其の人口の年齢構成によつて影響せられる。獨逸に於ける一八七〇年以來の全人口中に占むる妊孕年齢女子の割合は第六表に示されてゐる通りである。之によつて見るに一九〇〇年以後に於ては全人口中に占むる妊孕年齢女子の割合は増加し來つてゐることは明瞭である。一方一九〇〇年以後に於ては、大戦中及び大戦後の特殊な時期を別とすれば婚姻率に於ける甚だしき變動は見出す事が出來ない。一九二七年乃至二九年の婚姻率は其れ以前の時代に比し寧ろ幾分高いものと思

第六表 獨逸全人口中に占むる妊孕年齢女子割合 1870—1930

年次	年齢女子割合 (%)
1870	25.42
1875	25.06
1880	24.81
1885	—
1890	24.97
1895	—
1900	25.03
1905	—
1910	25.32
1915	—
1920	28.83
1925	28.99
1930	29.02

Kuczynski, The Measurement of Population Growth, P. 112.

第七表 1899年以後に於ける獨乙妊孕年齢女子出産率

(イ) 一般出産率

年次	15—45歳 女子 數 (單位1000)	出生數	15—45歳 女子1000人 當り出生數	指 數	
				1899/1901 =100	1913 =100
1899—1901 1)	11.364	1.805.878	158.9	100	—
1909—1911 1)	13.316	1.736.869	130.4	82	—
1913 2)	13.780	1.605.954	116.5	73	100
1922	15.610	1.404.215	90.0	57	77
23	15.770	1.297.449	82.3	52	71
24 3)	15.934	1.267.076	79.5	50	68
25	16.109	1.292.499	80.2	50	69
26	16.292	1.227.900	75.4	47	65
27	16.452	1.161.719	70.6	45	61
28 3)	16.588	1.179.584	71.1	45	61
29	16.707	1.147.458	68.7	43	59
30	16.741	1.127.450	67.3	42	58
31	16.648	1.031.770	62.0	39	53
32 3)	16.455	975.220	59.3	37	51
33	16.240	956.974	58.9	37	50
34 4)	16.112	1.181.179	73.3	46	63

(Burgdörfer, Aufbau und Bewegung der Bevölkerung, 1935, S. 103.)

- 1) ポーゼン・西プロシヤ及ビエルザスロートリングェンヲ除外シ略現領域ト同一
- 2) 現領域
- 3) 365日トシテ換算
- 4) 暫定數

はれる。其れ故此等の側面よりする出生率への影響は寧ろ出生率を高むる方向に作用するものであるといふ事が謂ひ得る。
 一九〇〇年以後に於ける獨逸出生率低下については平均婚姻年齢、有配偶者の年齢別分布等研究すべき幾多の原因が作用して居るであらうが、其内最も有力なる原因は出産力其れ自身の減退であらう、此の點については我々はブルグデルフアーの著書から一つの資料を得る事が出来る。第七表(イ)(ハ)は一八九九年以降一九三四年に至る期間に於ける妊孕年齢女子出産

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

(ロ) 嫡出 出産率

年次	15—45歳 有配偶女子 (單位1000)	嫡 出 生 出 生 數	15—45歳 有配偶女子 1000人當り 嫡出出生數	指 數	
				1899/1901 =100	1913 =100
1899—1901 1)	5.881	1.645.026	279.7	100	—
1909—1911 1)	7.018	1.575.545	224.5	80	—
1913 2)	7.130	1.442.736	202.3	72	100
1922	7.456	1.254.977	168.8	60	83
23	7.664	1.163.779	151.9	54	75
24 3)	7.750	1.135.146	146.5	53	72
25	7.791	1.139.832	146.3	52	72
26	7.870	1.075.972	136.7	49	68
27	7.950	1.018.974	128.2	46	63
28	8.100	1.035.597	127.9	46	63
29	8.253	1.008.927	122.2	44	60
30	8.390	992.358	118.3	42	58
31	8.489	910.545	107.3	38	53
32	8.564	861.753	100.6	36	50
33	8.592	854.856	99.5	36	50
34 4)	8.850	1.075.000	121.5	43	60

率、妊孕年齢有配偶女子出産率及び妊孕年齢内縁關係女子出産率を示すものである。之によつて見るに全妊孕年齢女子千人當りの出生數は前世紀末より今世紀初期にかけて一五九といふ數字を示して居つたものが、一九三三年には僅か五九と略三分の一に減少したのである。又之を大戦前と比較するに一九一三年の一一七人に對し一九三三年は五九人と丁度二分の一に減少したことを知り得るのである。

(ハ) 私生出産率

年次	15-45歳 内縁子 關係數	私出生 生數	内縁子 當出 係1000 私生 生數	指數	
				1899/1901 =100	1913 =100
1899—1901 1)	5.483	160.852	29.3	100	—
1909—1911 1)	6.298	161.324	25.6	87	—
1913 2)	6.650	163.218	24.5	84	100
1922	8.154	149.238	18.3	63	75
23	8.106	133.670	16.5	56	68
24 3)	8.184	131.930	16.1	55	66
25	8.318	152.667	18.4	63	76
26	8.422	151.928	18.0	62	74
27	8.502	142.754	16.8	57	69
28 3)	8.488	143.987	17.0	58	69
29	8.454	138.531	16.4	56	67
30	8.351	135.092	16.2	55	66
31	8.159	121.225	14.9	51	61

更に妊孕年齢有配偶女子の出産率につき見るに前者と略、同様の事が謂ひうる。即ち一八九九—一九〇一年を一〇〇とせる出産率は一九三三年には三六と約三分の一に低下し、又一九一三年を一〇〇とせる出産率指數は一九三三年には五〇と正確に二分の一に減退した事になるのである。内縁關係に在る妊孕年齢女子の出産率については前二者程の減退は見られないが同様甚だしい低落を示してゐる。即ち前世紀末から今世紀の初期に於ける

内縁關係夫婦千人當りの出生數は二九人なりしも、一九三一年には一六人と約二分の一に減少し、大戦前の出産率二五は同じく一九三一年には一五と約四割の減退を示してゐる。

又クチンスキーの所謂綜合出産率(Total Fertility)即ち平均して千人の女子が妊孕期間を完全に通過する間に産む子供の數は第八表に見らるゝ如き變遷を示してゐる。本資料に於ては一八八一年より一九一〇年までの出産率の計算には死産を含んで居るから、それを以て一九二四年以後の數字と直ちに比較する事は出来ない。又數字は地域的にも必ずしも同質的とは云ひ得ない。然しながら之によつて見るも今世紀以來の出産力の減退が如何に激しかつたかを知り得るであらう。

第八表 獨逸に於ける綜合
出産率の變遷

年次	綜合出産率
1881—1890 1)	5242.8
1891—1900 1)	5021.0
1901—1910 1)	4502.2
1924—1926	2305.2
1929	2003.6
1931	1777.9

Kuczynski, The Measurement
of Population Growth, P. 122.

1) 生産死産ヲ否ム

一九三〇年獨逸統計局が一九二七年一月一日現在の人口統計を基準として獨逸將來人口の推算を行つたときには既に人口減少の可能性が密かに考慮せられて居つたと謂はれてゐる。

本人口推算は各種の假定に基づく三つの將來人口推計より成つてゐる。之等は何れも死亡率が一九二四—二六年の水準に固定することを假定してゐる。出生に關しては第一推算は毎年の出生數が一九二七年と同數即ち約

百十七萬であると假定してゐる。第二推算に於ては一九二七—五五年の間に妊孕年齢女子の出産率が二五%低下し以後一定すると假定してゐる。第三推算は出産率が一九二七年の水準を維持するものと假定してゐる。最後の第三推算は當時一般に粗雑なる推算と考へられてゐた。何となれば當時に於ては獨逸の出産率が一九二七年の水準にまで回復すると云ふが如きは到底有り得ざる事と考へられて居たからである。然るに一九三四年の一般出産率は美事にも一九二七年の水準を突破したのである。一九二七年に於ける一五—四五歳女子千人當り出生七〇・六は一九三四年には七三・三へと上昇したのである(第七表参照)。妊孕年齢有配偶女子の出産率は、一九二七年の二二・八・二に對し一九三四年は二二・五といまだ完全には回復してゐないが、一九三四年以後も出生粗率が依然上昇を續けた事及び一九三五年の出生粗率(一八・九)でさへ既に一九二七年の出生率一八・四を乗り越へたといふ事實を考慮に入るとなれば獨逸の妊孕年齢有配偶女子出産率が一九二七年の水準を突破し更に躍進したであらう事は疑ひない。

さて第一第二推算の結果は第九表の通りである。尙兩人口推算に於ては移出人民に基づく人口變動は全く顧慮せられてゐない。

第九表 獨逸將來人口推算
(單位千人)

年次	第一推算	第二推算
1927	63.187	63.187
1930	64.337	64.365
1940	67.343	67.299
1950	69.098	67.506
1960	69.750	65.694
1970	69.486	62.337
1980	68.450	57.551
1990	67.287	52.093
2000	66.746	46.891

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

第一推算に於ける如く年々の出生數を一九二七年と同數、死亡率は一九二四—二六年の水準を維持すると假定しても人口は遂に減少し始むるに至るのである。尙毎年の出生數を一九二七年の其れに固定せしむる事は一九三〇年以後一五—四五歳女子の出産力が増加する事を意味するのである。更に一九三二年以後に於ては出産力は一九二七年の其れを突破することを意味するのである。其れにも拘らず總人口は一九六五年頃以後は減少期へと入るのである。尤も人口數は非常に永く一九二七年の水準以下には下らない。

第二假定は當時最も眞實に近いものと考へられてゐた。人口の減少率は第一推算に比しより急速である。總人口の極限は一九四五年に於て出現し以後減少の一途を辿り、西紀二〇〇〇年には一九二七年の七割四分にまで縮小するのである。此の二つの推計人口を一九三四年迄の實際の人口増加と比較對照するに、一九二九年以後に於ける獨逸人口の實際の増加振りは兩人口推算に於けるよりも僅かながら少なかつたのである。以て當時獨逸の人口状態が如何に劣悪なる條件の下に有りしかが知り得るのである。

又一九三〇年に於て *Landin* といふ學者が獨逸の將來人口推算を行つてゐる。此の推算に於ては先づ夫婦當りの出生兒數が一九五〇年までに二二・七%低下し以後は固定する、死亡率については乳兒死亡率七〇%低下、其他の死亡率に就ては二〇%低下することを假定してゐる。移民に就ては統計局の推算と同様に何等の顧慮を拂つてゐない。右の假定の下に於ける將來人口推算の結果によれば、最大人口は一九三五—四〇年に出現し、當時人口數は六千五百五十萬(一九三〇年に於ける獨逸人口は約六千四百萬であつた)を示す、以後人口は減少し始め、一九七五年までに五千萬以下となる事が示されてゐる。

斯くの如く獨逸の人口状態は今世紀以來漸次悪化し來り、世界大戰後に至つて層々悪化の度を加へ遂には民族の將來が大いに危惧せらるゝの状態にまで立到つたのである。

斯かる切迫せる情勢は遂に獨逸統計局長ブルグデルファーをして、續々と刊行せられた數種の著書即ち「出生減退と之れが防止」一九二九年、「青年無き民族」一九三二年、「白人種は滅亡するか」一九三四年、「第三帝國に於ける人口運動」一九三五年等を通じ、事態の重大性を究明せしむるに至つた。此等の著書が獨逸國民に對し相當強い影響を與へたといふ事は蓋し當然の事であつたらう。

然しながら出生率を引上ぐるための種々の措置が採らるゝに至つたのは國民社會黨が政權を獲得せし以後の事である。尤も既に大戰の前後に於て種々の社會政策的、家族政策的方策が施されたのであるが、之等のものが間接的に人口増加に若干の影響を及ぼしたといふ事は否定出來ないとしても人口増加を直接の目標とした人口政策が採上げらるゝに至つたのはナチス黨政府出現以後の事である。例へば家族手当制度の如きも大戰直後多くの産業に於て實施せられたのであるが其目的は要するに個人の保護といふ從來の社會政策的規範を脱せず、決して出生の獎勵を直接の目標としたものではなかつたのである。

ナチス獨逸の出現前に於ては人口増加に對する國民一般の關心は極めて弱く到底佛蘭西白耳義の比ではなかつた。特別の産兒制限禁止法とても無く事實は寧ろ避妊知識の普及と墮胎の公認を目的とする運動が愈々活潑に展開せられ、勞働階級の婦人の子澤山の苦役から救出するための手段として産兒制限が鼓吹せらるゝといふ任末であつた。然し當時既に國民社會黨

は墮胎に關する刑法第二百十八條の規定を廢棄せんとする企圖を攻撃し、積極的人口政策を抱きつゝあつたのである。而して國民社會黨が政權を獲得するに及び之等の政策は遂次實行に移さるに至つた。即ち一九三三年は國民社會黨政府の成立と共に茲に華々しき人口鬭争が開始せられた記念すべき年となつたのである。一九三三年内務大臣 *フーバー* は伯林に會したる人口及び人種政策の専門家を前にして一場の公開演説を行ひ、其の内に於て「新しき獨逸に於ては國民、都市と農村は有ゆる行政の分野に互り人口政策的觀點より判斷を下さなければならぬ。又必要ある場合には行政を改造しなければならぬ」と強調した。茲に於て人口増加は政治の根本原理として採上げらるゝに至つたのである。爾來様々の方策が採上げられたが此等の殆ど總ては既に伊太利に於て採用せられたものと同じであつて獨身者を無能力者となす事、家族手当、家族に有利な租稅改革、多子家族の保護政策、種々の特典、農村人口の都市集中を阻止するための種々の方策、母子保護、墮胎の禁壓等に及ぶ極めて廣範なものである。然しながら更に直接的な重要性を有するものは獨逸に特有な婚姻助成貸付金制度である。

國民社會主義獨逸の人口政策は單なる人口増殖政策ではなくして其處には人種政策的及び優生政策的配慮が濃厚に織込まれてゐる。其れ故之等總てを包括したものに對し民族人口政策といふ言葉を與へることがより適當であらう。獨逸の民族人口政策に就ては既に本誌第二卷第四號に於て本多龍雄氏によつて研究發表せられてゐるから茲に再び繰返さない。此處では單に婚姻助成貸付金 (*Ehestandsdarlehen*) について制度の概略を述ぶるに止めやう。それは本文の主題たる婚姻貸付金の人口政策的効果の理解に取つて必要なのみならず、婚姻貸付金こそ獨逸人口政策中最も重要なものだからである。

婚姻貸付金に關する規定は一九三三年六月に公布せられた失業緩和法第五章「婚姻の助成」、所謂婚姻助成法中に含まれて居る。之が實施を見たのは同年八月一日であつた。婚姻貸付金に關する規定が失業緩和法中に包含せられてゐるといふ事實によつても推察し得る如く、婚姻貸付金の授與によつて達成せんとした目的は單に婚姻を奨励し出生を増加せしむるのみでなく、産業より女子を退かしむる事によつて男子の失業を減少せしめ、併せて失業救済基金への負擔を軽減せんとするにある。之によつて初年度に四十萬の、以後毎年二十萬の失業を減少せしめ、初年度に二億馬克程度、以後年々一億馬克の失業救済費の支拂を節約せんとする計畫が立てられた。更に婚姻貸付金には、之によつて國民の消費力を高めもつて産業に刺戟を與へるといふ意圖が含まれてゐると云はれてゐる。之れまさに文字通り一石三鳥の政策といふべきであらう。婚姻貸付金の目的が主として失業緩和或は婚姻出生の奨励の何れにあるかは餘り明かでないが、婚姻貸付金制度に於ける返済義務免除規定より考ふるに、其の人口増加政策的性格は強度に之を認むる事が出来る。

然しながら婚姻貸付金制度によつて達成せんとした目的は本制度實施の初期に於ては、寧ろ男子失業緩和に重點が置かれたのではないかと考ふる理由がある。即ち婚姻貸付金交付の條件として、一九三三年六月一日公布の婚姻助成法は妻たるべき者は一九三一年六月一日より一九三三年五月三十一日迄の期間中少くとも六ヶ月間國內に於て被雇關係にありたる者と規定してゐるのである。然るに一九三三年七月六日に公布せられた第二次施行令は右最短六ヶ月の被雇關係の存立期間を更に過去に遡つて延長し、一九二八年六月一日より適用せる一方、一九三二年六月一日以降、一九三三年六月三日迄の間に結婚せる最近の既婚者に對しても、其の妻が現在少くとも

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

六ヶ月以上に及ぶ被雇關係にある場合、同じく勞働關係の放棄を條件として本貸付金交付を許可する旨規定してゐるのである。斯かる施行令の改正は男子の失業緩和を目的としたものであると考ふることによつて始めて理解しうる處である。其の後一九三三年十二月二日公布の第四次施行令は既婚者についての擴張規定を排棄し、尙第三次施行令に基づく未婚者への擴張規定(説明省略す)も排棄せられた。茲に於て婚姻貸付金を受くる資格ある者の範圍は一時非常に縮小せられた。然るに一九三五年一月二十四日公布婚姻助成法中第二次改正法律は從來の特殊の規定を一般化し「妻となるべき者は申請に先立つ過去二ヶ年間に於て少くとも九ヶ月間國內に於て被雇關係にありたる者」と改正せられた。茲に於て婚姻助成法は獨立の人口政策的立法たるの内容を完備するに至つたのである。然るに一九三七年十一月三日公布の「婚姻助成法中第三次改正法律」は被雇關係放棄の條件を排棄するに至り、茲に於て婚姻助成法は人口政策的、婚姻出生増加政策としての性格を一層強化するに至つたのである。

以下婚姻貸付金制度の概要について述べやう。尙婚姻助成法並に婚姻貸付金交付に關する施行令は屢々改正せられてゐる。婚姻助成法は一九三三年六月一日以後一九三四年三月二十八日、一九三五年一月二十四日及び一九三七年十一月三日の三回に亙る改正を見た。また婚姻貸付金交付に關する施行令も一九三三年六月二十日より一九三八年四月一日公布の第七次施行令に至るまで前後七回の改正を見てゐるのである。之等の法令の改正の沿革について述ぶる事は本文の目的から外れる事になるから今回は單に最近の法令に基づき該制度の輪廓を畫くに止めやう。

婚姻貸付金交付の前提條件は、先づ貸付金交付申請者が獨逸國民でなければならぬ事は當然であるが、更に其の者は所謂アリアン條項に基づき、

國民血統保護の見地よりして北歐人を祖先に有つ夫婦即ちユダヤ人の祖父母を有たざる「望ましき市民」にして且優生的に適格である者にのみ限定せられる。之等の條件を具備したる者と雖も夫婦の内の何れかの者の政治的志向が民族國家に對し常に無制限に奉仕するものと認め難い場合、當該夫婦の前歴或は世評より見て貸付金返済の義務を履行し難しと認めらるゝ場合或は夫婦の一方が貸付金申請時に傳染病乃至は生命に危険を及ぼす如き疾病に患れる場合には貸付金は授與せられない。

又婚姻貸付金は妻たる可きものが過去二ケ年間に於て少くとも九ヶ月國內に於て被雇關係にありたるものに限つて交付せられる。

次に婚姻貸付金の貸付條件について述べれば、貸付金は千馬克以下にして被授與者の身分、地方の事情に従ひ、家庭を作るために通常必要とせらるゝ金額によつて決定せられる。金額は百馬克單位で端數は無い、婚姻貸付金の最初の計畫では年々一億五千萬馬克を二十七萬五千口、一口平均約五四五馬克として交付する豫定であつた。金額及び口數は次の通りである。

1000 RM	5,000件
800	15,000
700	30,000
600	100,000
500	60,000
400	45,000
300	20,000
平均	545 RM 275,000件

然るに一九三三年八月一日から一九三四年二月二十八日までには於ける實際の貸付金の平均額は右に示した最初の計畫よりも少し多く六二〇馬克であつた。一九三三年八月一日から一九四〇年六月までの貸付金の貸付口數

は百五十九萬六千三百七十九件であつたから、之を一口平均六二〇馬克として計算すると約九億九千萬馬克となる。先づ大雜把に見て十億馬克位の金を貸出したと見て大過無いであらう。

尤も右の十億馬克が永久的に全部國庫の負擔になる譯ではなく、その内の一部は毎月の返済金によつて回收せられる筈である。永久的に國庫の負擔となる金額は子供一人生れる毎に返済免除となる金額である。今日までに最終的に國庫の負擔となつた金額を正確に知る事は出来ないが、大體の見込で計算すると、一九三三年八月から一九四〇年六月までに子供の生れたために貸付元金の返済免除となつた件數は百五十萬二千五百十四であつた。それ故先の如く貸付金額を一口平均六二〇馬克とすれば、一出生について貸付元金の四分の一づつ即ち一五五馬克宛返済免除となるから、返済免除となつた總金額は約二億三千三百萬馬克の計算となる。右二億餘馬克は一九四〇年六月までに國庫の眞の負擔となつた金額である。尤も貸付金を一口平均六二〇馬克と見做しての計算であつて事實については目下の處不明である。

婚姻貸付金は無利子であつて毎月貸付元金の百分の一宛返済しなければならぬ。尤も出生後一ケ年間は申請によつて毎月の返済を猶豫される。返済金は夫の雇主を通じて貸銀又は俸給支拂の際源泉的に徴收されるのが原則となつてゐる。貸付金の返済義務は貸付金交付の後に始まる曆年四半季と共に初まる。例へば一月に貸付金を授與せられた者は四月から返済義務が生ずる事となる。婚姻貸付金の返済に對し夫婦は共同債務者の地位にあり、返済額の徴收に關しては徵稅規則の諸規定が適用される。妻にして若し婚姻貸付金の受領後も現在の勞働關係を繼續する場合或は貸付金の完済以前に再び勞働關係に入る場合には毎月の返済額は百分の一でなくて百分

の三に高められる。

尙婚姻助成法中第二次改正法律（一九三五年一月二十四日公布）に於ては妻たるべき者は其の被雇傭者としての活動を貸付申請時に猶ほ放棄し居らざる場合に於ては婚姻貸付金受領以前に之を放棄すること、及び妻たるべき者は夫たるべき者が失業手當交付に關する規定の定むる意味に於ける要救護者ならず且婚姻貸付金の完済せられざる限り被雇傭者としての活動を爲さざる可きことと規定せられて居つたのである。即ち婚姻貸付金を授與せられた妻は原則として被雇傭關係にあることが許されなかつたのである。然るに其後獨逸經濟が勞力不足に直面するに及びこの規定は改正せられ、女子が婚姻後も其地位に止まり、或は貸付金が完済せられざる以前に再び勞働關係に入り得ることとなつたのである。尤も斯かる場合に於ては返済率が月々三%に高めらるゝ事は前述の通りである。斯くて婚姻貸付金は失業緩和といふ當初の目的を失ひ、茲に純然たる人口政策としての存在を確立したのである。

婚姻貸付金は現金としてではなく需要充足證券（Bedarfsdeckungsschein）と稱する切取切符で交付される。其の金額は一〇、二〇、五〇、一〇〇馬克の四種類となつてゐる。一馬克以内は現金で釣錢を支拂ひ得る事に定められてゐる。本證券は之を以て本券取扱の許可を得たる店舗に於て諸種の道具及び家具類に引換へられる。こゝに道具及び家具といふは相當意味が廣く、道具は勿論被服及び下着類の外一家の整備に役立つ一切の事物を云ふのである。店舗の受取りたる證券は稅務局により現金に引換へられる。本券は他人に讓渡すること或は質入れすることも禁ぜられてゐる。尙一九三八年四月一日公布の婚姻貸付金交付に關する第七次施行令によつて本證券は獨逸婦人事業部の獨逸國母の學校の授業料として使用しうるることとなつ

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

た。

婚姻貸付金に要する財源は最初婚姻助成税なる獨身税によつて賄はれたのであるが後には之を廢止し、所得稅の一部より支辨する事になつた。一九三八年以降は之を「婚姻貸付金及び兒童扶助金の爲めの國家の特別財源」と改稱し、右特別財源には一九三七會計年度以降所得稅の國庫收入より毎年二億馬克を繰入るゝ事になつた。越へて一九三八年八月一日の法律によつて右金額は同會計年度より二億五千萬馬克に増額された。

婚姻貸付金は失業の緩和、婚姻出生の奨励のため以外に農業政策遂行のためにも利用せられた。農民と農村人口は人口の補充、政治的安定、經濟的自給、純粹種の維持及び國境地方の國防的定住のために維持されなければならぬと考へられてゐる。一九三八年七月七日に公布せられた農村人口助成令に基づき農民離村を阻止するために農業又は林業乃至農村手工業に従事する者に對し極めて有利な條件の下に婚姻貸付金が貸與せらるゝ事になつた。即ち農村人口助成令第一章「農村人口に對する婚姻貸付金」によれば、農村人口に屬する者は夫婦の一方婚姻に先立ち少くとも五ヶ年間中斷することなしに農業又は林業又は農村手工業に従事せる者なる場合少くとも夫婦の一方當該業者たる限り最大十ヶ年を限度として申請により婚姻貸付金の返済額を無利子にて猶豫されるのである。

更に夫婦若し其の一方が猶豫期間の間十ヶ年間中斷することなしに農業又は林業乃至農村手工業に従事せることを證明するときは婚姻貸付金は返済を免除せられるのである。

返済猶豫期間中子女の生れたるときは、出生一人毎に最初の貸付金額の百分の二十五の返済は免除される。之を要するに少くとも夫婦の一方が婚姻前の五年間農林業又は農村手工業に従事し居りし場合に於て、婚姻後十ヶ

年間少くとも夫婦の一方が當該業に従事せし場合には、其の婚姻より一子をも擧げざる時と雖も貸付金の返済義務を免れるのである。

婚姻貸付金について注意すべき事があるから申添へて置く。

婚姻貸付金の交付については所得上の制限は明記されてゐない。しかしながら婚姻貸付金の交付を受くるためには妻たるべき者は過去に於て一定期間労働關係にあつた者でなければならぬといふ條件は數次に互る婚姻助成法の改正に拘らず一貫したものである。然るに過去に於て労働關係にありし女子は上流階級に屬する者では無く概して中流以下の者と考へられる。而して妻と夫の屬する經濟階級或は社會階級は略、似たものである。或は更に正確に云ふならば夫婦の婚姻前の職業階級社會階級によつて見たる婚姻の頻度は同一階級の組合せに於いて特に大であるといふ事は常識的にも明かであるのみならず之を證明する資料も若干ある。此點については後に明かにされるであらう。所謂似合ひの夫婦が日本のみでなく獨逸に於ても婚姻の通則である。従つて婚姻貸付金交付を申請する夫婦は概して中産階級以下の者が多いといふことは斷定して差支へない。此のことは婚姻貸付金の出生に及ぼす影響の觀察に當り見逃すべからざる重要な事實である。

以上簡單ではあるが婚姻貸付金とは如何なるものであるかについて概略の説明をしたのである。獨逸に於ける人口政策は、人種政策、優生政策を別としても此他になほ多くのものを數ふる事が出來、婚姻出生奨励政策の當然の歸結としての多子家族の保護政策、家族手當制度、税制改革を初めとして出生増加に對する消極的方策としての墮胎の禁壓、更に人口増加に及ぼす社會的影響の緩和を目的とする大都市の疎開と小デードルングの助成、人口の質的見地をも加味したる農民の保護政策等々人種優生政策よ

り人口の量質双方の強化に互る極めて廣汎な人口政策體系を爲してゐるのである。之等についていち／＼述べることは本小論の能くする處でなく、また次に問題となる婚姻貸付金制度の効果如何の理解にとつても直接必要は無い。之等の點については前掲本多龍雄氏の論文について参照せられ度し。

四

以上我々は前世紀末以來の獨逸の人口趨勢及び出生力減退を阻止するために大略如何なる方策が施されたかについて極めて簡單な展望を行つたのである。於茲我々は其れ等の施策が如何なる効果を有つたであらうかといふ點について考察すべき順序となつた。

人口政策の効果如何といふことは解明容易ならざる問題である。斯かる困難の最大原因は、或る政策が遂行せられなかつたならば事態は如何なる成行きを示したであらうといふことを正確に知る方法がないといふ事と、よし人口政策の効果を全般的に認むるとしても、我々は多くの方策の複合的結果の内どれだけがどの方策の結果であるかを正確に知り得ないといふ事である。

さればと云つて我々は政策の効果について全然語るを得ないといふ譯ではない。我々は或る政策が多いか少いか兎に角或程度の効果を含め得たことを政策實施以前の趨勢と以後の資料に基づいて推知することが出來る。しかし其處には非常に主觀的判斷が強く作用するといふ危險が多分に存する。

獨逸人口政策の効果に關する今日までの議論は専ら婚姻貸付金の効果といふことを中心として展開されてゐる。この理由は婚姻貸付金制度が人口政策として最も早く實施せられ、従つて若し之が人口運動の上に何等かの

影響を有し得たとすれば、それは實施の初期に於て最も純粹な形で現れる筈であるからである。何者其の後に於て上述せる如き種々の方策が次々と實施せられたため、其後に於ける人口運動の上に現れた變化は種々の因子の複合的結果であり、その何れの因子が最も有效なりしやは判定愈々困難となるからである。又人口政策的措置の中には其の効果大なるべしと期待せらるゝも實施後いまだ短時日を経たるのみにして、其の眞の効果を判定するには時期尙早のものも少くない。

従つて今日までの所人口政策の効果如何の問題は婚姻貸付金の効果如何の問題を中心として取扱はれてゐる。婚姻貸付金交付と婚姻の増加とは比較的密接なる關係を有し、又婚姻と出生の間にも相當密接な關係が存する。従つて現在の處原因結果の關係について比較的正確に判定しうる部分には婚姻貸付金制度の効果のみである。本文の論題を「獨逸に於ける婚姻貸付金の効果」とせるは全く右の事情によるものである。従つて論ずる處必ずしも貸付金の効果にのみ限定せらるゝものではない。

さて婚姻貸付金制度が國民一般の心理的態度の上に及ぼすべき影響及び斯かる心理的態度に於ける變化を通じてそれが人口現象の内に齎すべき間接的影響を此處に度外視して考ふるならば婚姻貸付金制度の直接的效果は主として二つの方向に於て現はるゝであらう。第一は婚姻貸付金が授與せられざる場合に見られたであらう婚姻數に比して増加した婚姻數、第二は貸付被授與夫婦に於けるより大なる出産力である。先づ第一の場合について考察しやう。

先にも述べたる如く婚姻貸付金制度は一九三三年八月一日に實施せられた。同年以後一九四〇年六月までの貸付金授與件數は百五十九萬六千三百

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

七十九件に達した。之を年次別に分類すると次の如くである。

一九三三年(八月以降)	一四一、五五九
一九三四年	二二四、六一九
一九三五年	一五六、八二二
一九三六年	一七一、四六〇
一九三七年	一八三、五五六
一九三八年	二四三、六九一
一九三九年	(二五七、二六二)
	二七〇、九一九
	(三一〇、五九九)
一九四〇年(一月―六月)	一五〇、五〇二
合 計	一、五九六、三七九

註、括弧内は現領土についての數字

一九三三年八月より一九四〇年六月迄に授與せられたる婚姻貸付金件數一、五九六、三七九を地域別に分類せば次の通りである。

舊 領 土	一、五二七、〇七三件
(内メーメル地方)	三二〇〇
一九三九年六月―一九四〇年六月	五、二二一
オストマルク地方(略奥太利に相當す)	五、二二一
一九三八年五月―一九四〇年六月	二、八六〇
ズデーテン地方	二、八六〇
一九三九年一月―一九四〇年六月	二、八六〇
ダンチヒ	二、八六〇
一九四〇年三月―六月	二、三五〇
總 計	一、五九六、三七九

次に全婚姻中に占むる婚姻貸付金被授者婚姻數の割合は第十表の通りである。

第一〇表 全婚姻中に占むる婚姻貸付金を授與せられたる婚姻の割合

年次	婚姻数	婚姻貸付金授與件数	%
1933(8-12)	378,000 ⁽¹⁾	141,559	37.4
1934	731,431	224,619	30.7
35	652,435	156,822	23.9
36 ⁽¹⁾	609,631	171,460	28.1
37	666,330	183,556	27.5
38	769,425	257,262	33.4
39	944,246	310,599	32.8
40(1-6)	418,098	150,502	35.9
合計	5,169,596	1,596,379	30.8

1) 概数

第一一表 獨逸に於ける婚姻 1930 — 34

	婚姻数	人口千に
1930	570,241	8.8
31	522,881	8.0
32	516,793	7.9
33	638,573	9.7
34	731,431	11.1

右の百五十九萬六千三百七十九件の婚姻が總て婚姻貸付金の故に結ばれたものであると云ひ得ないこと謂ふ迄もない。此等の婚姻の中少なからざる部分は婚姻貸付金を授與せられずとも當然生じたものと信ぜられる。尤

第一二表 獨逸に於ける婚姻 1932 — 1934

	婚姻数	婚姻率	指数(前年同期=100)
1933			
第1四半季	94,686	5.8	93.5
2	157,906	9.7	116.9
3	157,715	9.7	131.1
4	220,519	13.5	142.2
年平均	630,826	9.7	122.8
1934			
第1四半季	138,438	8.5	146.6
2	196,129	12.0	123.7
3	178,638	10.9	112.4
4	213,223	13.3	98.5
年平均	731,431	11.1	114.4
1932	509,579	7.9	—

Carr-Saunders, World Population, P 231.

も婚姻貸付金によつて可能ならしめられた婚姻数を測定することは全く不可能である。
一九三〇—三四年に於ける婚姻数並に婚姻率は次表の通りである。之によつて觀るに婚姻貸付金制度が實施せられた一九三三年に於ける婚姻数は六三八、五七三にして前年の婚姻数五一六、七九三に比し二二、七八〇の増加を示した。婚姻率は一九三二年の人口千につき七・九から一九三三年には九・七へと人口千につき一・八と顯著な増加を示した。婚姻は翌三四年に至つて七三一、四三一へと更に増加し、婚姻率は一一・一と異常な高率を示した。我々が右の結果に基づいて婚姻貸付金の婚姻助成に對する効果を承認する前に婚姻増加の状態をより精密に検査する必要がある。一九三二、四年に於ける婚姻を四半年季に分つて觀察すると第十二表の如くである。

之によつて見るに婚姻の増加は一九三三年第二四半季から始まつてゐることは明かである。即ち婚姻増加は婚姻貸付金が實施せられる以前に於て已に始まつて居つた事を知るのである。従つて一九三三年に於ける婚姻の増加に對しては婚姻貸付金のみでなく他の因子が作用してゐるものと云はざるを得ない。

更に一九三三年に於ける婚姻の増加は獨逸にのみ見らるゝ現象でないといふことは注意しなければならない。尤も獨逸に於ける婚姻の増加が他の諸國に比し一層顯著であつたことは認めなくてはならない。(第十三表參照)

獨逸に於ける婚姻率は第五表に見らるゝ通り一九三〇年以來三二年迄年々減退を示した。即ち一九二九年に於て九・二を示した婚姻率は一九三〇年には八・八、三二年には八・〇、三三年には七・九へと低下の一途を辿つたのである。之は當時不況のため婚姻が著しく減少したためである。

諸國に於ても略、同様の状態が見られた。然しながら之等の減少せる婚姻はブルグデルファアの云つてゐる様に單に延期せられたものに過ぎず、決して永久的に放棄せられたものではない。それ故一九三三、四年景氣の恢復と共に之等の延期せられた婚姻が促進せられたといふことは何等不思議ではない。それにも拘らず我々は獨逸に於ける婚姻貸付金制度が婚姻促進の上に及ぼした効果を認めて良いであらう。

此の點に關し筆者の見解を述べるに先立ち暫らく歐米諸國に於ける數名の學者の意見に耳を傾けて見やう。

一九三三年に於ける、前年對婚姻率上昇は獨逸に於て特に顯著であつた。更に一九三四年に於ける婚姻の増加は寧ろ異常とさへ謂ひ得る程のものであつた。かゝる事實は婚姻貸付金の効果の考察に當つて一つの有力な

獨逸に於ける婚姻貸付金の効果に就て

第一三表 諸國に於ける婚姻 1932 — 34

國名	1 9 3 4		1 9 3 3		1 9 3 2	
	實數	%	實數	%	實數	%
英 吉 利	387,486	8.3	360,022	7.7	347,300	7.5
伊 太 利	312,702	7.4	289,915	6.9	267,771	6.4
白 耳 義	62,692	7.5	65,098	7.9	62,186	7.6
丁 抹	34,759	9.5	31,958	8.8	28,133	7.8
獨 逸	740,165	11.1	638,573	9.7	516,793	7.9

手掛りとなるものである。

一九三五年伯林で開催せられた國際人口會議の席上ブルグデルファアは次の如く述べてゐる。

「斯かる變化(婚姻、出生率上昇)は一部人口増加を獎勵するため國家が採つた各種の活動に負ふことは疑ひない。殊に婚姻貸付金の授與は婚姻率出生率を高めたのである。然しながら外部的措施のみが情勢變化の唯一の理由ではない。決定的因子は政治的精神的雰圍氣の根本的な變化、國民社會主義革命により齎された新たな見解、一時六百萬にも達した失業者が

百七十五萬にも減少したといふ事實の内に明かに示されてゐる經濟狀態の改善である。要約して云ふならば國民の政治的經濟的統治に對する信頼の復歸にある」

斯くの如くブルグデルフアーも婚姻率出生率の上昇が婚姻貸付金のみによつて齎されたとは認めず、政治的經濟的或は精神的な因子をも同様に重視してゐるのである。然しながらブルグデルフアーも一九三三、四年に於ける婚姻の特に著しい増加の事實を指摘し、「貸付金無くしてはこれ程の狀態とはならなかつたといふことに疑を挟む理由なし」と云つてゐる。

McCleary¹⁾ は婚姻貸付金が婚姻を奨励するの効果を納め得たか否かについて直接には何等述ぶる處が無いが、彼がかゝる効果を暗黙の内に承認したことを示す證據が存する。即ち彼によれば「婚姻貸付金實施の結果婚姻數が増加したのみならず出生數も亦増加した。其れ故貸付金の一つの効果が、さもなければ婚姻前の妊娠に隨伴する墮胎となつて現れたであらうものを出生に變へたといふ事は疑ふ餘地がない」のである。之は勿論出生増加に關しての意見ではあるが間接的には貸付金が婚姻を促進した事實を認めてゐるものと解し得る。何者婚姻前の妊娠に伴ふ墮胎が出生に變はるためには、其れ等の女子の相當部分が正式に婚姻するに相違ないからである。尤も此意味に於ては婚姻貸付金は積極的に婚姻を奨励した事にはならず、單に事實上の婚姻關係を法律上の婚姻に轉化したに過ぎないのである。然し此の場合に於ても統計の數字として現れた婚姻は増加すること勿論である。而して我々が獨逸の婚姻について云々する場合に問題となる婚姻數は勿論統計の上に現れた婚姻數なのである。後に述ぶる如く一九三三年以來獨逸に於いて流早産が著しく減少したといふことは略々承認して良いであらう。然しながら私生兒の流早産従つて又墮胎の減少と婚姻率の上

昇との間に何程の關聯があるかについては疑なきを得ない。

Carr-Saunders²⁾ は婚姻増加が一九三三年の第二四半季から始つてゐる事及び斯かる増加は同年に於ける他の數ヶ國についても見られるといふ二つの事實に基づき婚姻貸付金制度が無くとも婚姻は或る程度増加したに相違ないと斷定してゐるが然し婚姻貸付金の故に特に婚姻が増加したことをも認めて次の如く論じてゐる。但し其の證據は何等示してゐない。即ち彼によれば「一九三三年の第二四半季に於ける増加は斯るもの(他の數ヶ國に於て不況の開始によつて延期せられた婚姻が後に結ばれ従つて婚姻數を増加せしめた事)であることは明白である。更に一九三三年の第三第四半季及び一九三四年に於ける婚姻増加もどの道生じたであらう事は確實である。一方貸付金が授與せられなかつたならば婚姻増加は此程程には達しなかつたであらうといふ事も疑無い處である。…貸付金は正に必要な援助と刺戟を與へたのである。然しながら我々は貸付金によつて可能ならしめられた婚姻數を推計することは全く不可能である」と。尙カールサンダーの利用し得た資料は全國に就ては一九三四年、五十五の大都市については一九三五年までである。従つて將來の豫言は輕率であらうと云ひ決定的意見を保留し次の如く述べてゐる。

「然し此問題について豫言を爲すことは危険であらう。我々に可能なる事は暫らく狀勢を靜觀し、一九三五年以後の數字の示す處を觀察するにある。一九三五年に關しては現在の處五十五の大都市についての資料を利用し得るのみである。之によると(第十四表参照)獨逸の立法の效果は一時的に過ぎなかつた事を示してゐる様に思はれる」と稍否定的な言葉を洩してゐる。成る程一九三五年に於ける大都市の婚姻率は前年に比し概して低位にある。然し後に發表せられた同種の資料に依つて見るに之は全く一時的

な波動に過ぎなかつた事が分るのである。殊に一九三九年の六十二の大都市の婚姻率は異常に高まり遂に一四・二といふ率を示さへした。勿論之については法令の改正が大きな原因をなしてゐるのであるが、兎に伯獨逸の婚姻率上昇は當時カールサンダーが想像した様に泡沫的なものでは無かつたのである。

第一四表 大都市(五五)に於ける婚姻

	1		3		5	
	婚 實 數	婚 %	出 實 數	出 %	生 實 數	生 %
1月	11.425	6.7	27.403	16.0		
2	13.498	8.7	25.539	16.5		
3	18.605	10.9	27.744	16.2		
4	22.744	13.7	26.874	16.2		
5	19.525	11.4	27.822	16.3		
6	21.566	13.0	26.712	16.1		
7	16.925	9.9	25.820	15.1		
8	19.177	11.2	25.409	14.9		
9	18.106	10.9	24.887	15.0		
10	20.804	12.2	24.485	14.3		
11	16.518	10.0	23.526	14.2		
12	18.410	10.7	24.702	14.4		

Carr-Saunders, ibid. P. 233.

（註）も亦一九三三年に於ける獨逸の婚姻率上昇が特殊な事情に基づくことを強調し次の如く述べてゐる。「一九三〇—三二年に於ては婚姻率は一部經濟的不況に基づき著しい減少を示した。人口の年齢構成と正常なる年に於ける婚姻率（一九一〇—二一年）を考慮すれば一九三二年末までに三十萬の婚姻が不足した事になる。

然し之等の婚姻はブルガデルフアーも云つてゐる如く單に延期せられたのみであり永久に放棄せられた譯ではない。従つて貸付金の貸與が無くとも一九三三、四年には相當の婚姻増加が見られたであらう。其れ故一九三三、四年に於ける三十四萬の婚姻増加を全く或は主としてさへ婚姻助成法

獨逸に於ける婚姻貸付金の効果に就て

に歸することは何等證明がない。本法の正確なる効果は計測し得べきものではない。」と。さればと云つてグラスは婚姻助成法の効果を認めない譯ではなく「我々は婚姻貸付金が情勢を變化せしむる上に恐らく重要な役割を演じたであらうといふ事を認めなければならぬ。勞働階級及び下級中産階級の多くの人々に對して、八年間以上もかゝつて返済すれば良い千馬克の貸付金が、よし婚姻に對し積極的誘因とはならないとしても少く共婚姻に對する障害の或るものを除去するに役立つ因子である」と述べてゐる。

以上婚姻貸付金が婚姻を促進するの効果を發揮せしや否やについての二三の學者の意見を参照して見たのであるが、貸付金制度が婚姻を奨励するの効果を擧げ得たといふ點に於て總べて意見は一致してゐると云ひ得るであらう。然しながら斯く認むるに就ての根據は充分であるとは云ひ得ない。筆者は獨逸の婚姻助成法が婚姻の奨励といふ目的に關して何等かの程度の成功を納めたといふ事について斷定を下すことを保證されてゐるものとする。

先づ一九三三、四年に於ける婚姻の増加については右に述べた學者の意見にもある通り特殊な事情が作用してゐるといふ事については疑問の餘地はないであらう。しかしながら一九三三年に於ける他の諸國に於ける婚姻増加の程度を獨逸の其れと比較するとき獨逸については或る特別の原因が作用してゐると考へざるを得ない。而して其の特別の原因こそ婚姻貸付金であらうと考ふることは極めて自然の事である。次に一九三三年婚姻貸付金が實施せられた當初に於ては、本貸付金は一九三八年末を以て打切り、以後返済金は種々の子女福利施設に使用せらるゝ事になつて居つた。この事は婚姻の意思あるものゝ婚姻を繰上げしむる効果を有したであらうと考

へられる。更に婚姻貸付金の授與に關する規定には所得上の制限は明記されてゐないけれども妻たる可き者が過去二ケ年間に於て少くとも數ヶ月（最初の婚姻助成法に於ては六ヶ月なりしも婚姻助成法中第二次改正法律以後九ヶ月と改められた）國內に於て被雇關係にありたる者なる事を前提條件として居る事から考へ、婚姻貸付金を申請する夫婦は概して労働者階級或は下級中産階級に屬する者であることが推論される。（此點については後に詳論する機會があるであらう）之等の階級に於ては新家庭を建設するに要する費用を持たないといふ事が婚姻延期の有力なる原因である場合が多いであらうと考へられる。一方に於て職業別或は社會階級別婚姻年齢は上流階級に於て高く下級階級に於て低い事はメーヨースミス（M. J. S. M.）のイングラントについての研究⁴⁾に於ても指摘されてゐる。之と同一の事實は後に述べる獨逸についての特別統計調査によつても示されてゐる。それ故比較的若くして結婚せんとする意思を有する之等中流以下の階級に對し著しく寛大なる貸付條件を具へたる貸付金が授與せらるゝならば婚姻助成の効果には必ずや見るべきものあるに相違ない。婚姻貸付金は三、四人の子女を擧ぐる事によつて其の返済義務が消滅することは先に説明した通りである。しからば子女への意慾の強い或は少くとも比較的多くの子女を擧ぐる事を厭はざる、然しながら婚資の不足なばかりに結婚し得ない之等の階級に對し斯かる有利なる援助が與へらるゝならば彼等の婚姻の決意を早めしむることは寧ろ當然であらう。

次に我々は婚姻貸付金を授與せられた者とせられざる者を更に社會階級別に分つて觀察すると、婚姻貸付金を授與せられた者の平均婚姻年齢が貸付金を授與せられざる同一階級の者に比してより低いといふ事實を知つてゐる。かゝる事實は婚姻貸付金が婚姻年齢を低めるに役立つ、即ち婚姻を

繰上げしむる効果あることを大體に於て承認せしむる根據となりうるものと考へる。此點に關しては後に觸れるつもりである。

更に獨逸の法律は一九三八年三月卅日の命令によつて奧太利に適用せらるゝに至つたのであるが、奧太利の婚姻率は第十五表に見らるゝ如く一九三八年の第一四半季に於ける六・四より一九三九年第一四半季の一八・六へと眞に驚嘆に値する上昇振を示した。かゝる變化を引起した原因の少なからざる部分は婚姻貸付金に歸さるべきであらう。

第一五表 奧太利に於ける動態諸率

	婚姻率	出生率	死亡率	自然増加率
1937	6.9	12.8	13.4	-0.6
38	12.7	14.1	14.2	-0.1
第1四半季	6.4	13.9	15.4	-1.5
2	11.8	13.8	14.9	-1.1
3	13.3	13.3	12.2	1.1
4	20.1	15.3	14.2	1.1
1939				
第1四半季	18.6	19.7	19.1	0.6
2	17.3	20.2	14.8	5.4
3	16.1	21.5	12.5	9.0
ウイーン				
1937	6.8	6.1	13.6	-6.9
38	15.5	7.4	14.3	-7.6
39				
第1四半季	21.8	12.6	19.1	-6.5

Conrad and Irene B. Taeuber, German Fertility Trends, 1933-39, The American Journal of Sociology, Sept. 1940, Vol XLXI, No. 2, P. 157.

何者人口政策中最も即効的なものは婚姻貸付金だからである。例へば家族手當の如きものが婚姻増加の作用を發揮するまでには此間幾つかの段階を経なければならず従つて具體的效果を現はすまでには相當の期間を必要とするであらう。之に比すれば婚姻貸付金が婚姻或は出生を促進せしむる効果はより直接的であり、即効的である。其れ故一九三八、九年奧太利に於ける婚姻率の顯著な上昇の主要なる原因が婚姻貸付金であると斷定する

ことは合理的であらう。

又婚姻前に妊娠が生じた場合以前ならば墮胎といふ手段に訴へて困難を解決したであらうものが婚姻貸付金、其の他一般に家族を保護する政策及び反面には墮胎禁止法の嚴重な勵行に基づく墮胎遂行の困難と危険の増大といふことによつて正式な婚姻に導かれるといふ場合も少くないであらうと考へられる。

さて我々は婚姻貸付金の人口政策的効果を婚姻数の増加といふ點に於て把握せんとしたのであるが、かゝる方法は果して正當であらうか。婚姻獎勵の目的は人口増加政策の立場に於て見る限り出生の増加にある。出生増加の手段としての婚姻増加については、或る短時日の間に婚姻が集中したと云ふ事に満足してはならない。

或る人口に於ける婚姻増加の可能性は其の人口の年齢構成、經濟社會狀態、婚姻に關する社會慣習等によつて條件づけられるものであつて、出生に比すれば遙かに限定されたものであることは既にケトレーによつて明かにされてゐる處である。従つて或る短時日の間に異常な婚姻の集中が生じた場合には其後に至つて必ず或る反動を生ずべきものである。婚姻率を持續的に増加せしむることは不可能である。現に獨逸に於ては一九三四年に一一・一といふ異常に高い婚姻率を示したが翌三五年には九・七其翌年には九・一へと低落したのである。

それ故婚姻貸付金の更に重要な狙ひ所は婚姻年齢の引き下げにあると謂はなければならぬ。即ち婚姻の可能性を有する者即ち主として獨身者の數が限定せられ、更に獨身者中婚姻しうるものも大體に於て限定せらるゝならば、國民出生力を高むる手段は第一に婚姻年齢を引き下ぐる事ではなればならぬ。單に婚姻の増加を以て能事終れりと爲すは餘りにも短見であらう。

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

る。増加した婚姻がより若い夫婦の増加を意味するものでなくてはならない。この意味に於ても獨逸の婚姻貸付金制度が或程度成功を納め得たと考ふべき若干の證據が存する。之の點については後に出生の問題と共に述べるであらう。

之を要するに出生を増加せしむるための一手段としての婚姻貸付金が獨逸に於ては或程度の成功を納めたといふ事については疑ふ餘地は無いものと信ずるのである。

- 1) McCleary, Population: Today's Question, 1938.
- 2) Carr-Saunders, World Population, 1937.
- 3) D. V. Glass, The Struggle for Population, 1936.
- 4) Richmond Mayo-Smith, Statistics and Sociology, 1910, P. 103.

五

獨逸に於ける婚姻貸付金の目的は出生を増加せしむるにある。其れ故貸付金が婚姻を増加せしめ得ても或は又婚姻年齢を引下げ得ても出生を増加せしめ得なかつたとしたならばそれは正に失敗であつたと謂はざるを得ない。

さて獨逸の出生率は第十六表に見らるゝ通り一九三四年に著しい上昇を示した。即ち第五表に示されてゐる通り獨逸の出生率は第一次歐洲大戰後以來急速なる低落の過程を辿り來つたのであるが遂に一九三三年に至つて一四・七といふ、大戰中の例外的な時期を除いては嘗て見られなかつた低率へ落込んだのである。しかるに一九三四年國民社會黨が政權を獲得せる翌年に於て出生率は前年に於ける婚姻率上昇の後を追つて上昇し遂に一八・〇といふ數字にまで躍進したのであつた。先にも述べたる如く一九三三年には多くの西歐諸國に於て、其の程度は獨逸に及ばなかつたにしろ執

第一六表 獨逸に於ける出生

年次	出生数	人口千 人に つ
1932	993,126	15.1
33	971,174	14.7
34	1,198,350	18.0
35	1,263,976	18.9
36 1)	1,277,052	19.0
37	1,361,401	18.3
38 1)	1,506,340	19.6
39 1)	1,633,078	20.3
40 2)	871,565	—

- 1) 假數
2) 第二四半季までの出生数、前年の之に對應する數字は 820,350 にして 1940年6月までの出生数の前年同期に對する増加は 51,215 に當る。

れも婚姻率の上昇を示したのであつた。しからば之等の諸國に於ても一九三三、四年に同様に出生率の上昇を示したであらうか。我々は一九三四年に於ける獨逸出生率の上昇が獨逸に特有な現象であつたことを認めなくてはならない。第十七表に見らるゝ通り、佛白伊諸國の出生率には獨逸出生率の上昇に反し何等上昇の事實を認むることが出來ない。

第一七表 歐洲諸國に於ける出生 1932—34

年次	佛 蘭 西		古 耳 義		伊 大 利	
	實 數	%	實 數	%	實 數	%
1932	722,246	17.3	144,835	17.6	990,995	23.8
33	678,700	16.2	135,769	16.5	995,979	23.7
34	677,878	16.2	132,667	16.0	992,966	23.4

白耳義、伊太利に於ては一九三四年の出生率は前年よりも却つて減退をへ示したのである。

更に一九三三、四年に於ける獨逸の出生率を四半年季に分つて觀るに、出生増加は一九三四年の第一四半季より上昇し初めたことは第十八表によつて明かである。即ち出生の増加は婚姻貸付金制度が實施せられてより三四半季後れて始まつたのである。

第一八表 獨逸に於ける出生 1932—34

年次	出生数	出生率	指 數
			(前年同期=100)
1933 第1 四半季	246,915	15.2	95
2	243,425	14.9	97
3	237,720	14.6	100
4	228,855	14.0	99.3
年 平 均	956,915	14.7	97.3
1934 第1 四半季	281,024	17.2	113.3
2	295,819	18.1	121.5
3	299,667	18.3	125.4
4	304,669	18.6	132.8
年 平 均	1,181,179	18.0	122.4
1932	978,161	15.1	—

Carr-Saunders, World Population, P. 231.

一九三三年八月より一九四〇年六月迄に授與せられた婚姻貸付金件數は先にも述べたる如く一、五九六、三七九件であり、同期間に於ける婚姻貸付金返済免除件數は一、五〇二、五一四である。免除件數を年次別に示せば第十九表の通りである。

婚姻貸付金は子女の出生する毎に最初の貸付元金の四分の一宛返済義務を免除せらるゝことは既に述べた通りである。従つて婚姻貸付金が出生を

第一九表 婚姻貸付金返済免除件数

年次	免除件数	出生数	免除件数
			出生数
1933 1)	13,610	387,335 3)	35.1%
34	129,961	1,198,350	10.8
35	155,069	1,263,976	12.3
36	186,694	1,277,052	15.6
37	222,533 (273,560)	1,361,401	16.3
38	272,498 (332,463)	1,506,340	18.2
39	318,820	1,633,078	20.4
40 2)	188,624	871,565	21.6

括弧内は現領土
1) 1933年8月以後
2) 1940年6月
3) 概数

促進せしむる効果は免除件数に表現せらるべきである。然しながら我々は一九三三年八月より一九四〇年六月までの期間に於ける、貸付金を授與せられた夫婦から生れた一、五〇二、五一四の子女を總べて婚姻貸付金制度の結果であるとするは勿論出来ない。何となれば之等の夫婦の少なからざる部分は貸付金を授與せられずとも婚姻し従つて相當数の子女を擧げたこと確實だからである。更にまた出生力の増強は貸付金を授與せられざる夫婦にも觀らるゝからである。

婚姻貸付金が出生数を増加せしむる作用は二つの方向に於て可能である。其の第一は婚姻の増加を通じてであり第二は婚姻貸付金を授與せられた夫婦のヨリ大なる出生力に依つてである。一九三三、四年以後に於て獨逸國民の出生力に如何なる變化が生じたか、又其の變化を生ぜしめた因子

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

は何であるかといふ事に結論を與へるに先立ち、歐米に於ける若干の學者の意見を参照しやう。

先づ McCleary はブルグデルファアの所説を紹介しつつ自己の意見をも次の如く述べてゐる。

「婚姻貸付金制度實施の結果婚姻數が増加したのみならず出生數もまた増加したのである。それ故貸付金の一つの効果がさもなくば婚姻前の懷妊に基づく墮胎となつたであらうものを出生に變へたであらうといふ事は疑ふ餘地はない。一九三三年以後出生率に於て可成りの増加を示した國は獨逸を措いて他に無い。然しながら獨逸出生率の上昇は一九三三年八月婚姻貸付金制度が實施せられた以後に生じた婚姻増加に全く歸因するものであらうか。ブルグデルファアは斯かる事の有り得ざることを指摘してゐる。彼は此の問題に對して結論を與へる事が出来る。何者獨逸の出生登録制度は其他の各種の事項と共に (一) 出生時に於ける母の年齢 (二) 婚姻持續期間 (三) 家族に於ける子女數の申告を要求してゐるからである。之等の事實によつて一九三三—三五年の間に於て若い夫婦のみならず十四ヶ年間も婚姻生活を送つてゐる夫婦の出生力が増加したことが示されてゐるのである。又出生を出生順位別に觀察すると第一子のみでなく第二第三第四及び其れ以下の出生に於ても増加が見られるのである。それ故婚姻貸付金は獨逸出生力増進の一因子たるに過ぎない事は明白である。

ブルグデルファアは更に分析を進め一九三四—三六年の三ヶ年間に於ける獨逸の公生兒出生數は一九三三年の婚姻數、一九三三年の特殊出生率を一定として計算した場合の出生數に比し九十萬多い事になる。この内三十萬は夫婦數の増加に歸さるべく、六十萬人は夫婦出生力増強に歸さるべきであると説明してゐる。然し三十萬の餘分の子女を生んだ夫婦増加分が

全部婚姻貸付金の故を以て結婚したと假定しても（之は不當な假定であるが）尙残りの六十萬は他の因子に基づいて生れたものと結論しなくてはならない。尙一九三七年度の統計が其後發表せられたが其れによると一九三四—三七年の四ヶ年間に於ける附加的公生兒出生は百十七萬にして次の如く分類されてゐる。

第一子	四六一、〇〇〇
第二子	三八一、〇〇〇
第三子	一八七、〇〇〇
第四子	八四、〇〇〇
第五子	三四、〇〇〇
第六子	一三、〇〇〇
及び其れ以下	
合 計	一、一七〇、〇〇〇

さて六十萬の附加的出生を生ぜしめた他の因子はブルグデルフアーに從へば國民社會黨の一般的な社會的經濟的施策殊に未來に對する新たな希望と信頼、獨逸國民の思想感情にもたらされた大なる變化の内に見出さるべきであるといふのである。彼に取つては出産力減退は精神的な意義を有する問題なのである。それは一の意思の問題なのである。獨逸國民は核心に於て健全であり若し欲するならば出産力減退によつて遂には衰退死滅へと導かれるであらう運命から逃れる力を持つと考へてゐる。彼は獨逸が成し遂げた處の事が他の諸國に對し希望の報知を呈示するものであると云つてゐる。彼によれば『一國民は其の意思さへあれば永久に生き得るものである。我々は獨逸國民が生活意欲を取戻したといふことに希望を有つものである。我々はまた有ゆる西歐諸國民によつて取戻され得るといふ希望をも抱いてゐる』といふのである。

マツククリアリーは更に獨逸の出生率は著しい上昇を示したけれども獨逸の人口状態は決して本質的には改善せられないと次の如く述べてゐる。

「獨逸は人口への努力に對し示すに値する何物かを有する唯一の國である。獨逸は今日迄の處著しい成功を納めた。然し一九三六年に於ては出生数は人口を其の年の水準に維持するに必要な出生數に比し、いまだ一割の不足を示して居ることはブルグデルフアーの示してゐる通りである。人口減少の傾向は完全には阻止されてゐない。一九三七年には後退さへしたのである。即ち出生數は一九三六年の百二十七萬九千から百二十七萬五千へと減少し、人口千について出生率は一九・〇から一八・八へと低下した。獲得せられた新たな事態が維持せられるであらうといふ事さへ信ずるにはいまだ早過ぎるものと考へられる。獨逸の成功は非常に特別な事情の下に於て納め得たものである。婚姻貸付金、家族手当或は爾餘の有ゆる特別の施策が若し他の諸國に於て採用せられたとしても獨逸が納め得た如き成功を得せしむるに足ると假定することは安全ではないだらう。

之等の措置は一九三三年以來獨逸國家に襲ひ來つた變化の一小部分を形成するのみであり、獨逸國民の出産力上昇には僅かに貢獻したに過ぎないと考へられてゐる。獨逸の人口論者に於ては出産力減退は經濟的ではなくて主として信頼の衰退、生の否定へと導く處の精神的因子に歸せられてゐる。一九三三年の革命は獨逸國民に對し生活、自己及び國民の宿命に關する新たな信念を興へたと主張されてゐる。それは彼等の心情を變化せしめたのである。若し之を事實とせば獨逸の人口減少に對する鬭争に於て納め得た成功から我々が學び得ることは出産力低下運動が阻止され得たのは經濟的措置のみでないといふ事である。」

以上獨逸人口政策の效果に關するマツククリアリーの所説の要點を引用

したのであるが、之を要約するに、婚姻貸付金は婚姻出生を増加せしむる上に或る程度の効果のあつたことは疑ひ無き處であるがそれは獨逸出生力増加の一因子たるに過ぎないと主張するのである。其の論據として若い夫婦のみでなく長い婚姻持續期間を経た夫婦の出生力が増加したこと、出生の増加は第一子のみでなく第二子以下に於ても見られるといふ二點を擧げてゐるのである。尙出生の増加は墮胎の減少を通じて生じたと考へ又婚姻貸付金の効果の一つは墮胎の減少にあると見てゐるのである。

彼の利用した資料は古く而も豊富なものとは云ひ得ない。又所説も至つて簡單である。

それにも拘らず彼の所説は問題の核心に觸れ、我々に對し多くの示唆を與へるものである。我々が彼の所説の内から汲取るべき主要な論點は次の三つである。之等は我々が獨逸の人口政策の効果について考察する場合最も重要視すべきものである。先づ第一は墮胎の減少の事實である。之についてマツククリアリーの所説は極めて簡單であり又不充分であるが此點をつき詰めて考へる事は獨逸人口政策の効果の判定に非常に重要な手掛りを與へるものなのである。第二は婚姻持續期間別出生、出生順位別出生である。第三は一九三三年に於ける國民社會主義革命後に於ける獨逸國民の心情に於ける變化である。之等は孰れも極めて重要であるから後に一括して検討する事としやう。マツククリアリーは前世紀以來の出生減退の原因に關する學說上デュモンの社會毛管説を採つて居る人である。従つて獨逸に於ける出生率逆轉現象の原因については之を主として社會、經濟組織或は之等が反映したものととしての心理的社會的態度の變化の内に求めんとしてゐることは當然の事であらう。マツククリアリーの見解は一見墮胎の減少を以て婚姻率、出生率上昇を説明してゐる如く見える。しかし彼も云つて

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

ゐる様にそれは貸付金の効果の一面であつて、彼の眞意は恐らく他にあるであらう。

一九三三、四年以來獨逸に於ける若干の都市或は各種疾病保險女子加入者等に於ける流早産が著減したといふ事は全國的に墮胎の慣行が減少したことを思はしめる。此の事實の分析によつて獨逸人口政策成功の一つの鍵を握る事が出来るであらう。しかし此點についての洞察はマツククリアリーに於て極めて不充分であつたことは先に述べた通りである。

さて獨逸に於ける出生率逆轉現象の原因については之を主として社會、經濟組織或は之が反映したものととしての國民の心理的態度の變化の内に認めんとすることは彼の思想傾向よりして當然の事ではあるが、彼といへども獨逸の社會經濟組織が社會毛管現象を封ずる程徹底的に變化したと認むるにはなほ躊躇してゐる如く思はれる。従つて獨逸の出生率逆轉現象が果して永續性あるものなりや否やについては、充分見極めがつかず、論調としては寧ろ否定的に傾いてゐる。

マツククリアリーは更に他の著書に於て獨逸人口政策の効果について次の如く述べてゐる。「獨逸人口政策は其の初期に於ては或る程度の成功を納め得たと主張することは合理的である。然しながらヨリ以上の進展が見らるゝであらうとか或は一九三四年に到達した進歩的狀態が今後も維持せらるゝであらうと斷定することさへ時期尙早である。一九三五年の統計は此問題に光を投げ掛けるであらう。本文執筆當時に於ては利用し得た資料は五十五の大都市についての資料のみである(第二十表参照)。

之によつて見るに一九三五年の末期に於て出生力が若干減退したことが示されてゐる様に思はれる。然しながら過去二ケ年間の經驗に基づいて獨斷的意見を述ぶることは危険であらう。

第二〇表 大都市(五五)に於ける出生

	1 9 3 5		1 9 3 4	
	出 生		出 生	
	實 數	%	實 數	%
1月	27,403	16.0	21,720	12.7
2	25,539	16.5	20,756	13.4
3	27,744	16.2	24,492	14.4
4	26,874	16.2	23,796	14.4
5	27,822	16.3	24,965	14.6
6	26,712	16.1	24,598	14.9
7	25,829	15.1	25,499	15.0
8	25,109	14.9	24,851	14.6
9	24,887	15.0	25,035	15.2
10	24,485	14.3	24,864	14.6
11	23,526	14.2	24,915	15.1
12	24,702	14.4	25,840	15.1

Carr-Saunders, *ibid.* p. 233.

國民社會黨が其の國から人口減少の脅威を拭ひ去りつゝありや否やを確然と決定しうるのは長い期間が経過して後の事である」と云つてゐる。之に續いてマツクリアリーは人口減退の原因に關し又人口政策のよつて以て立つべき根本思想に關して若干の頁を割いてゐるのであるが彼の人口政策の效果に關する見解の理解に大いに役立つものと思はれる。それ故此處に序に引用して置かう。

「最近數ヶ年に歐洲諸國に於ては出生率を引上げるために非常な努力が拂はれた。而して多くの時間、大なる精力及び多額の金錢とを費して得られた何等か實質的なものを指摘することが困難であることも事實である。人口を減少せしむる力は近代社會に根深く潜んで居り、子女の出生に對する經濟的利益の提供によつては大なる影響を受くるものとは考へられな

い。西歐文明が希臘羅馬の如く頽廢死滅への道を辿らないためには事態の探究が更に行はれ、ヨリ根本的な措置が採られなければならぬ。…人口減少問題は經濟學の問題ではなくして精神的價値に關する問題である。

我々は生存の力は決して失つてはゐないが其の意思を失つた社會を取扱はなくてはならぬ。然し此の問題には經濟的要素が多分に含まれてゐる。其れ故我々は經濟學者の忠言を必要とする。本質的な措置は富のヨリ公平なる分配を齎らすにある。其れは人間の力を以てして不可能な事ではない。我々の生産力は非常に増大してゐるから人々は充實した、有益な、そして満足な生活に必要な衣食住其の他の生活必需品を獲得するために經濟の戰場に於て互に闘ひ合ふ事は必要でない。我々が經濟的公平に一步前進することは社會毛管現象の不妊化的影響を阻止するために重要な何事かを爲しつゝある事を意味するであらう。然し經濟的均等の獲得は其れ自身不妊化的影響を打破するものではない。人々は尙權力、人目を惹く地位、人をして眩惑せしむる如き地位のために激しく競争するであらう。

我々は社會に對する個人の關係に就いての見解を變へる必要がある。我々の祖先がその中で育てられた處の信條は個人は全體の一部であり其の全體の内に於てのみ生活の意義があるといふ事であつた。この信條は今日人間生活の形成の上に及ぼす影響の多くを失つた。

而して今日第一に禮讚せらるゝものは徹底的に個人の禮讚である——即ちデュモンが述べてゐる如く個人は其れ自身の内に目的と目標を持つてゐるといふ信念、個人は彼自身に於て全部であり、自己以外には何物にも負はないといふ信仰である。この信念、この有毒なる原理は其れ等が人間行為の主要動機であるとして一般に考へられてゐる社會に取つて致命的である。問題の解決は共同精神と叫ばるゝものを發達せしむる事、新しき社會的綜合の建設、個人をして國民的人種的障壁を超越し、過去つた世代と來るべき世代とを抱擁する處の精神的單位に結び付くる事の内に見出さる可きである。かゝる綜合の一部として個人は自己の目的と満足と全體に對する責

任の遂行のための能力の發達、社會奉仕、及び大衆の歡喜の内に見出すであらう、社會的安定の新たな確信、人種の將來に對する新たな信念、我々に與へられた生命でふ不可思議なる贈物の價値高き理解を伴ふ世界に於ては親の大なる創造的機能の意義及目的に對しヨリ深き洞察が生ずるであらう。生活への意慾が不妊及び滅亡への意思に取つて代るであらう」

以上によつてマツクリアリーの人口減少問題に對する觀方は略明かであらう。この立場に立つて彼が獨逸人口政策の効果を或程度認めながらも、それが果して一時的現象に非ざるや否やに關し意見を保留し、決定的意見を述ぶるには時期尙早であると云つて居ることは意味がある。獨逸國民の價値觀、世界觀が一九三三年を一轉機として革命的變化を來せしや否やを斷定するには今後長い時の経過が必要であらう。

次に我々は目を轉じて Carr-Sanders の見解について考察を加へて見やう。Carr-Sanders は獨逸人口政策の效果に關し次の如く論じてゐる。

「出生數の増加は先づ一九三四年の第一四半季に於て示された事に氣が付く。従つて増加は主として婚姻貸付金制度が實施せられた以前に存在した家族の擴大ではなく一九三三年第二四半季以後に結ばれた婚姻より生じた第一子の出生に歸するものであらう。已に指摘せる如く貸付金制度が無かつたとしても婚姻は或程度増加し従つて亦貸付金制度無くとも出生數が或程度増加した事も確實である。しかしかゝる事情の下に於て出生數が如何程に達したかは知る事を得ない。一方此制度が實施せられなかつたならば此れ程の大増加は生じなかつたであらうといふ事も全く確實である。」

右の如くカールサンダーは一九三四年に始まる出生増加の内の主要部分は一九三三年第二四半季以後に結ばれた婚姻から生れた第一子の出生に依るものであると云つてゐるが、之に對しては何等根據を示してゐない。

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

我々は彼の議論が單なる想像に基づくものと云はざるを得ない。事實はマツクリアリーが述べてゐる様に出生の増加は單に第一子に限らるゝものではなく第二第三第四子及び其れ以下に於ても増加を示して居り又婚姻持續期間別出生に依つて見ても可成り長期の婚姻持續期間を経た夫婦からの出生も増加してゐるのである。否出生の増加率は寧ろ婚姻持續期間の長い夫婦に於てヨリ高率を示してゐるものと考へられるのである。此點については後に一括して述べるつもりである。

さて出生の増加が如何なる機構を通じて實現せられたかについて彼は次の如く述べてゐる。

「流早産が著しく減少した事は注目し得る。事柄の性質上數字を示すことは困難であるか或は不可能である。しかしブルグデル、ファーが提供してゐる資料によれば一九二九年柏林に於ける流早産は出生よりも多く後者一〇〇に對し前者一〇三であつた。此の點に關する最近の報告が無いから其後流早産が増加したか否かを確言するを得ないが、醫師の如く此の問題に密接な接觸を有する人々の意見は獨逸及び其の他の若干の國々に於ては流早産が相當、恐らくは非常に増加してゐるといふにある様に思はれる。一九三三年以後に於ける獨逸の流早産の減少した事實は明白に起つた所の事を示してゐる。最近結婚した夫婦の數が増加し而して其の多くの者は、以前の條件の下に於ては第一子の出産を延期したであらうが、今日に於ては最早斯かる處置を採らない、換言すれば最近結婚した夫婦の内結婚後一年位の間に子供を生む者の割合が増加したことを示してゐるのである。即ち其效果は婚姻と共に一年間の婚姻一〇〇當りの初産の正常な割合を高めたのみでなく結婚後一ケ年間の間に於ける初産の割合を高むるといふ事に現はれてゐるのである。短期間に此の制度から之れ以上の結果を

期待することは不合理である」

右の如くカールサンダーは出生率上昇の主たる原因を流早産の減少によつて推知し得べき墮胎の減少にありと考へてゐるものと思はれる。彼は婚姻貸付金が出生率を或程度引上ぐる事に成功した事を認めてゐるが、それは短期間に第一子出生が集中した結果であると認めて居るものゝ如く、出生増加の永續性については疑念を抱いてゐる様である。又現在の處貸付金政策の効果の程度も不充分であり人口趨勢に影響を及ぼす程度のものではないと次の如く述べてゐる。

「然しながら今日迄獨逸で起つた事は決して獨逸の人口趨勢に影響を及ぼさないであらうといふ事を理解することは極めて必要である。

何者人口趨勢は出産力に依存するものであつて、明かに今日迄起つた事は異常に多數の初産が一ケ年間に集中したといふ事である。問題は今後建設される家族が以前建設された家族よりも大いにか否かにある。然らずんば趨勢は從來通りである。

以前よりもヨリ早く第一子を有つ意思を示す處の墮胎の減少は亦以前普通であつたよりもヨリ大なる家族を希望する氣持を示すものと推論し得るではあらう。然し此問題に豫言を下すことは輕率であらう。我々の出來うる事は久らく狀態を靜觀し、一九三五年及び其れ以後の數字が示す處を觀ることである。一九三五年に關しては目下獨逸の五十五の大都市の數字(第二十表参照)を利用し得るのみである。之によつて見るに獨逸の立法の效果は一時的のものに過ぎない事を示してゐる様に考へられる」と。

之を要するにカールサンダーは一九三四年に始まつた出生増加の大部分は一九三三年第二四半季以後に結ばれた婚姻より生じた第一子の出生に歸するものであるといふ誤れる判断の上に立ち、之等の出生増加は墮胎の減

少を通じて第一子の出生が短期間に集中したものであると斷定を下してゐる。更に出生増加の將來の見通しについては、以前よりも早く第一子を有つ意思を示す墮胎の減少は以前よりもヨリ多くの子供を欲する氣持を示すものと推論し得るではあらうが此問題について豫言をなすことは輕率であらうといつてゐる。しかし其の論調は寧ろ消極的否定的に傾いてゐる。尚カールサンダーは先に自己の下した斷定に確信が無かつたか次の如き一句を書加へてゐる。「獨逸に於ては出生率は上昇した、然し之が出生力増加によるものであるか或は又單に短年月の間に多數の初生兒が集中することによつて獲得せられたものであるかは研究を要する問題である。」と

次に Glass は婚姻貸付金政策の效果に關し大様次の如く論じてゐる。「婚姻率は婚姻貸付金制度が實施せらるゝ以前に既に上昇し始めたのである。出生の増加は相當後れて初まつたのである。而して一九三三年の出生率は前年以下にさへ低下したのである。次の事は指摘されなければならぬ。即ち斯かる増加は全獨逸に及び以前低い婚姻出生率で有名な都市に

第二一表 人口階級別市町村出生率

	1932	1933	1934
100,000 以上	10.9	10.9	14.5
50,000—100,000	12.9	12.6	16.2
30,000—50,000	13.0	13.2	16.1
15,000—30,000	12.9	12.8	16.5
15,000 以下	18.0	17.3	20.4
全 國	15.1	14.7	18.0

Glass, ibid., p. 98.

於ても見らるゝ事と(第二十一表参照)其れが出生率自身によつて示されてゐる以上に出産力の増強を意味するといふ點に於て愈々驚嘆すべきものがあるといふ事である(第二十二表参照)。問題は斯かる状態の變化に與つて

第二二表 獨逸に於ける出生力の動向：1930—34

1930	1931	1932	1933	1934
16,741	16,648	16,455	16,240	16,112
67.3	62.0	59.3	58.9	73.3
17.5	16.0	15.1	14.7	18.0

Glass, *ibid.*, p. 98.

力ある因子は何であるかである。Griesmeier の Württemberg に於ける調査(第二十三表参照)によれば一九三四年及び一九三五年に於ける出生の増加は有ゆる經濟階級に共通であり、婚姻貸付金を授與せられた人々に限られない。一九三四年と一九三五年の第一四半期を比較することが可能であるならば出生増加率の最高を示したのはサラリーマン階級次に自家經營者

第二三表 Württemberg に於ける出生率：1934, 1935 第一四半期

(20—30 歳有配偶女子 1,000 人當り出生數)

1934	1935	第一四半期
145.6	163.7	137.4
118.1	137.4	152.0

Glass, *ibid.*, p. 28.

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

で労働階級は最も少ない。

グリースマイアーによればヴェルテムベルグは職業關係、人口の年齢構成及び體性別構成に關して全獨逸を代表するものであると主張されてゐるから之と同一の増加率が他の地方にも妥當するものといひうる。」

右の如くグラスは出生率上昇が婚姻貸付金被授與者の主要部分を占むるであらう比較的低い經濟階級にのみ限定せられず、寧ろ出生率上昇は中流上流に於て著しいといふ點、及び婚姻率が婚姻貸付金制度の實施せらるゝ以前から上昇し始めたといふ二つの根據から婚姻貸付金の效果の無條件の承認を拒否してゐる。さればといつて貸付金の效果を認めない譯ではなく「我々は婚姻貸付金制度が情勢を變化せしむる上に恐らく重要な役割を演じたであらうといふ事を認めなくてはならない。労働階級及び中産階級の多くの人々に對しハケ年間以上もかゝつて返済すれば良い千馬克の貸付金をよし積極的な誘因でないとしても少くとも婚姻に對する障壁のあるものを取るに役立つであらう。それ故婚姻を早め、斯くて第一子の出生を早める效果を有する」と云つてゐる。

第二四表 (イ)

ペルリッ疾病保險基金の女子加入者に於ける正

常産と流早産：1929—35

	1925		1934		1935	
	8月	12月	8月	12月	8月	12月
正産	5,300	1,464	1,560	1,729	1,873	
流早産	6,100	461	349	306	267	
正産100につき流早産	103	32	22	18	14	

更にグラスは出生率上昇が貸付金を授與せられた者のみではなく貸付金を授與せられざる者にも見られるといふ點を重視し、かかる現象を墮胎の減少によつて説明せんとし次の如く述べてゐる。

第二四表 (ロ)

獨逸四都市及び二會社の疾病保險女子加入者に於ける正常産と流早産

	ベ ル リ ン			ム ー ニ ヒ			ラ イ プ チ ヒ		
	1926	1927	1928	1926	1927	1928	1926	1927	1928
正 常 産	5,711	5,916	6,521	4,372	3,995	4,419	3,279	3,545	—
流 早 産	5,740	6,289	5,747	1,500	1,583	1,804	—	1,575	1,793
正 常 産 100 に 流 早 産 につ き	101	106	88	34	40	41	—	44	—

	ド レ ス デ ン			リ ュ ー ベ ッ ク					汎 電 氣 會 社 1)			
	1926	1927	1928	1926	1927	1928	1926	1927	1928	1926	1927	1928
正 常 産	3,090	3,074	3,584	529	438	704	304	226	347	—	—	—
流 早 産	1,784	1,919	2,975	576	581	777	392	423	388	—	—	—
正 常 産 100 に 流 早 産 につ き	58	62	63	109	132	110	129	187	112	—	—	—

1) "Allgemeine Elektrizitäts-Gesellschaft", Berlin

「有ゆる階級に及ぶ一般的出生増加には墮胎の減少が非常に重要な役割を演じてゐるものと考へられる。墮胎減少の程度は第二四表の例によつて示されてゐる。一九三三年八月から一九三四年三月までの間に子女を出生したために貸付金額の一部免除を受けた者は四萬三千百一件あつた。此等は婚姻前に已に妊娠せる者である。Wirtschaft und Statistik の一論文もまた

第二四表 (ハ)

二都市及び汎電氣會社の疾病保險女子加入者に於ける正常産及び流早産

	ド レ ス デ ン					リ ュ ー ベ ッ ク					汎 電 氣 會 社				
	1930	1931	1932	1933	1934	1930	1931	1932	1933	1934	1930	1931	1932	1933	1934
正 常 産	3,685	2,902	2,439	2,304	3,090	1,933	1,728	1,591	1,568	2,126	248	178	108	81	217
流 早 産	2,244	1,694	1,668	1,329	1,179	899	878	1,036	749	714	240	161	95	85	89
正 常 産 100 に 流 早 産 につ き	61	58	68	58	38	47	51	65	48	34	97	90	88	105	41

Glass, ibid, p. 29.

若し婚姻貸付金が兩親をして結婚せしむるか或は又婚姻を早からしめなかつたならば、之等の出生の内可成りの部分は墮胎によつて防碍せられたであらうと述べてゐる。斯かる墮胎減少の一部は婚姻貸付金授與に基づくことは疑ひの存しない處である。其れ故婚姻貸付金は墮胎關係の法律が愈々嚴格に適用せられたといふ事と一方醫師の淨化は墮胎に關し國民社會主義者と意見を同じくする一團の醫師を作り上げたといふ事とによつて支援されたといふ事はあるにしても兎に角此程度の積極的成功は納め得たのである。之を要するに我々が自由に驅使しうる資料を詮じ詰めて見ると次の如く要約する事が出来る。新政治組織が獨逸の男女の、結婚し子供を有つといふ意思に如何程の効果を與へたかを測る手段は無い。婚姻及び出生増加の一部は何等外部的刺戟無しにも起り得たであらう。然しながら我々はまた婚姻貸付金が結婚して第一子を有つ事に對する誘因となり、又墮胎慣行の傾向を減少せしむる事によつて相當の成功を納め得たであらうと思はれる。現在の處我々は獨逸政府が出生率を高めるために採つた他の多くの措置の効果を測定することは不可能であるが女子を産業から家庭へ返す目的を有する婚姻貸付金制度及び其他の多くの組織が家族の大いさの上に何等かの積極的效果を有つといふ事は有り得るであらう。」と述べてゐる。

之を要するに、婚姻貸付金は婚姻を増加せしめ従つて出生數をも増加せしめたであらうことは確實である。しかし一般的な出生増加（先のヴェルテムブルグの事實を指す）については恐らく墮胎の減少といふ事が有力に作用してゐるであらうと主張し、其の論據として出産率が貸付金を授與せられない筈の階級に於ても上昇したと指摘してゐる。而して墮胎の減少の一部は婚姻貸付金に歸さるべきであるとして一九三三年八月から一九三四年三月迄に出生に基づく婚姻貸付金の一部返済免除が四三二〇一件であつた

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

事を指摘してゐる。墮胎減少に關しては墮胎關係法律の嚴格な勵行、醫師の淨化、廓清による國民社會主義者と意見を同じくする醫師の育成といふ事によつて説明してゐる。

更にグラスは一般論として、女子を産業から家庭に返へす目的を有する一連の組織が家族の大いさの上に何等か積極的效果を有つといふことは有りうるであらうと云つてゐる。

グラスは次に將來の人口趨勢についての見透しを次の如く述べてゐる。

「一九三四年の出生率は一九三〇—三二年の經濟的不況に續いた特別の事情に負ふ處大なる可く、従つて其れを維持する望みは殆どない。事實一九三四年の出生率が單に一時的なものに過ぎない徴候がある。即ち第二十五表によれば一九三五年初期に於て婚姻率が低下したことも及び一九三五年大都市の出生率が九月から低下した事は明白である(第二十表参照)斯かる

第二十五表 獨逸に於ける婚姻・出生：1934, 1935, 第1第2四半季

婚姻 出生	1935年 第1 四半季		1934年 第1 四半季	
	實 數	%	實 數	%
	126,819	7.7	138,438	8.5
	328,846	20.0	291,024	17.2
婚姻 出生	1935年 第2 四半季		1934年 第2 四半季	
	實 數	%	實 數	%
	192,095	11.5	198,231	12.0
	329,791	19.7	299,711	18.1

Glass, *ibid.*, p. 32.
(Wirtschaftl. u. Statistik, 1935, 1936)

急速なる逆行現象は獨逸人口の將來に對し吉兆とはならない」と

以上グラスの所説に於て注意すべき點はヴェルテンブルグに於ける一九三四年及び一九三五年の出産率上昇が有ゆる經濟階級に共通であり、婚姻貸付金を授與せられた人々に限られないといふ點である。此點に關してはグラスは一九三四年と一九三五年第一四半季の出生率を比較してゐるのであるが之は理論上正しくない。何となれば出生率は一年中平等に分布されてゐるといふことは到底考へ得られない事だからである。しかしながら獨逸に於ける出生率増加が單に婚姻貸付金を授與せられた者のみ限定されないと謂ふ事實は後に述ぶる特殊統計調査の結果によつても略確實といひうるであらう。之の事は獨逸に於ける出生率上昇が婚姻増加或は貸付金被授與者の出生力増強以外の原因の影響をも強く受けてゐる事を示してゐるのである。此の點についてはグラスが重要視してゐる墮胎の減少と共に後に考察しやう。

Conrad and Irene B. Tauber は「一九三三—三九年間に於ける獨逸出生力の趨勢」に於て次の如く論じてゐる。

「獨逸の出生率は他の西歐諸國の停止的或は下向的傾向に反し可成りの上昇を示した。かゝる出生率上昇は總ての出生順位と婚姻持續期間について先づ平等に見らるゝ處である。第二十六表は一九三三年に對する一九三七年の出生比較である。之によつて見るに有ゆる婚姻持續期間に於て出生増加は第一子よりも第二第三第四子に於て大であることが分る。増加率は婚姻持續期間十年から十五年に於て最大である。此の事實は斯かる夫婦に於て比較的著しい墮胎の減少が生じた事を思はしめる。尤も之點に關しては充分なる證據資料はない。

貸付金を交付せられた者とせられざる者の出生力に關する資料は一九三

第二十六表 1937年に於ける婚姻持續期間出生順位に依り分ちたる四十五歳以下の有配偶女子1,000人當りの出生數。指數は1933=100とす。

婚姻持續期間(年)	總數	出生順位					
		1	2	3	4	5	6及び6以上
1	106.7	107.4	101.6	108.1
5	135.5	120.1	145.0	137.3	128.5	124.0
10	151.2	156.7	180.9	164.6	149.1	132.6	129.0
15	142.3	180.0	256.3	211.4	169.6	147.8	106.1
20以上	96.5	50.0	100.0	150.0	138.5	122.2	87.8
總數	125.7	119.5	138.0	136.0	127.2	118.0	103.4

Tauber, ibid. p. 158.

(Wirtschaft. u. Statistik, XIX. I. APR. 1939, S. 283—86)

三—三五年について利用しうる。之等の年に於てザール地方を除いた獨逸には貸付金を交付せられた五二〇、四五五の婚姻と貸付金を交付せられざる婚姻一、四八五、三三四件があつた。婚姻千當りの死産を含めた出生數は貸付金を交付せられた夫婦は五九〇、交付せられざる夫婦は四〇二であつた。

然しながら我々は婚姻貸付金が出産力を四七%増加せしめたと速斷することは出来ない。

何者兩集團を區別する社會的經濟的因子が存することは疑ひ得ないからである。貸付金の交付を受けし者の大部分は社會的經濟的に低い階級の者である。加之子供を欲する夫婦(彼等は兎に角高い出生力を示すであらう)は殊更貸付金を受くるものと思はれる。

Teauber は右の如く婚姻貸付金を交付せられた夫婦が實際に高い出産力を示してゐるといふ事は何等婚姻貸付金が、之が交付を受けた者の出産力を高めた證據とならない事を指摘してゐる。彼が斯く主張する根據の一つは貸付金の交付を受くる者の大部分は經濟的社會的地位の低い者であるといふ點にある。これに關しては我々は無條件に贊成することは出來ない。獨逸の出生率上昇が貸付金とは無關係のものに於ても見らるゝと共に一方に於ては婚姻貸付金が出産力を高めたであらうと考へしむる若干の證據が存するのである。之については後に總括的に論じやう。彼はまた出生増加を招來せしめた因子として墮胎の減少を極めて重要視し次の如く述べてゐる。

「假令この數字(先に述べた伯林疾病保險女子加入者についての流早産の激減を示した數字)或は他の都市又は人口集團の數字が單に一般的な傾向を暗示するに過ぎないとしても我々は數個の理由から墮胎の減少を期待し得るであらう。國民社會黨が政權を獲得した當時存在した墮胎禁止法は遙かに嚴格に勵行せらるゝようになつた。其の上婚姻貸付金其他の婚姻を増加せしむる政策は墮胎減少の結果をもたらす傾向がある。亦若し既に家族に數人の子女が有る場合に計畫せざる妊娠が始まつたとしても妊娠分娩中利用し得る特別の便宜が有り餘分の出生は婚姻貸付金の四分の一を抹消し、家族に支給せらるゝ兒童扶助金は増額せられ、或は他の物質的或は名譽上の報酬が與へられるのである。我々が若し米國の經驗(原著書註、合衆國に於ける墮胎に關する研究によれば、それは二番目或は三番目の妊娠に於て、殊に低所得階級に於て増加するといふ若干の證據がある)によつて判斷するならば出生順位、婚姻持續期間に依り分ちたる一九三三—三七年の出生増加の資料は恐らく墮胎が減少したであらう事を想像せしめる。」

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

以上の如く Teauber は墮胎減少が出生増加を招來せし重要な因子と主張してゐるのであるが彼は更に墮胎減少の原因にまで逆上つて、一步突込んだ觀察を行ひ次の如く述べてゐる。

「然しながら墮胎の減少其れ自身が説明されなければならぬといふことは重要である。人口政策に於ける寧ろ積極的な因子に基づく墮胎の減少割合に對し墮胎遂行の困難と危險の増大に基因する減少を測定するため利用し得る證據は無い。然し假令墮胎の減少が第一次的に消極的な又刑罰的な因子に歸するとしても政府は人口の相當部分に於て墮胎の慣行を妨ぐ取締の勵行に成功したといふ事實が残るのである。グラス氏の諸國に於ける經驗の分析は墮胎が人口の一部分以上に廣く行はれてゐる場合には墮胎慣行の抑壓は打勝ち難き困難事であることを示してゐる。

換言すれば墮胎減少は其れ自身出生増加の原因であると云ふよりは、寧ろ其れを通じて出生数を増加せしむる可く更に他の根本的な原因が作用した一つの機構に過ぎない。出生増加の満足なる説明は、各家族に餘分の子供を持たしめた刺戟の詳細な心理學的研究の上に打立てられなくてはならない。結局に於て國民の生活意欲は個々の男女の再生産行爲の内に自らを表現するに相違ない。」

以上の如く Teauber は墮胎減少を以て出生増加の重要な原因と認め、又墮胎の減少は結局に於て獨逸國民の生活意欲の表現であると見て居るのである。然らば斯かる生活意欲は如何にして恢復せしめ得たかについては明かに述べてゐないが次の章句は其れについて一つの暗示を與へるであらう。

「我々をして數百萬人に影響を與へた處の事即ち職業の確實性の増加、國及び個々の構成員の將來に對する國民大衆の信念、國家に對する各人の

義務であると斷えず述べられてゐる行爲を爲すことに含まるゝ名聲、子女を持つ事に對する金錢的及び其他の報酬或は少くとも子女を有つ事の經濟的不利益の減少、墮胎遂行の困難、或は自己の職業を確保するため或は政黨又は國家に對し忠誠を示すためにさへ子女を有つ事の必要といふ様な各種の因子間の複雑な相關關係の綱を解明することを可能ならしむる資料は現在の處存在しない。」

彼は更に墮太利に於ける人口政策の効果竝に獨逸人口政策の効果は如何にも目覺しいけれども成功の程度については過分に評價されてはならぬと次の如く述べてゐる。

「各種の政策が墮太利に於ても同様に有效であつたといふ事は記述の意義がある。獨逸の法律は一九三八年三月三十日の命令によつて墮太利にも適用せらるゝに至つた。全墮太利に對する婚姻率は一九三八年の第一四半季に於ける六・四から一九三九年第一四半季の一八・六へと上昇した。出生率は一三・九から一九七へと上昇した。一九三九年の第三四半季に於ては墮太利の出生率は獨逸本國よりも僅かながら高位にあつた。ウインに於ける出生率は一九三八年の第一四半季に於ける六・六から一九三九年の第一四半季には一二・六へと上昇した。墮太利特にウインの斯かる出生率上昇に關して官廳報告は結論して曰く『此等の僅かな數字は墮太利國民に取つて獨逸への復歸が精神的及び經濟的困難の救済を意味したことの證明である』と。」

獨逸の出生率を引上げた其の程度は過分に評價されてはならない。一九三八年の出生率は略一九二六年の率と同一である。一九三八年の純再生産率はいまだ〇・九四五に過ぎず、一九三〇—三二年の〇・七六に比すれば著しく高いけれども人口の永久的置代へに必要な率よりも尙低いのである。

る。

獨逸の經驗が我々に取つて重要性を持つ所以は獨逸が思慮深き國民政策によつて、恐らくは文化に於ける變化及び國民の信念の變化によつて援助せられつゝ、全國民の出産力を相當の程度迄増大せしめた唯一の國だからである。一九三七、一九三八、一九三九年初期の出産力の趨勢は僅かな上昇傾向を示してゐる。國民政策が更に之以上民族力の維持に必要な出産力増進を實現し得るや否やは今後相當期間解答せられざる問題として残るであらう。」

之を要するに Faerber の議論の中心は墮胎の減少といふ點に集中せられてゐる。墮胎減少の認定の根據が出生順位、婚姻持續期間に分ちたる出生に見らるゝ事實にあることは先に引用した通りである。而して墮胎の減少については人口政策に於ける積極的因子（婚姻貸付金其他の婚姻を増加せしむる政策は墮胎の減少せしむる効果があると云つてゐる）と墮胎禁止法の嚴格なる勵行、墮胎實行の困難等の消極的又は刑罰的因子に基づくものとの二つであらうが、事實その執れであるとしても墮胎減少といふ難事を仕遂げたいといふ事は驚嘆すべき事實である。之が原因は結局に於て獨逸國民の生活意欲の復歸にあると觀する彼の見解は蓋し問題の核心を衝いたものと云ふべきである。

Frank H. Hankins¹⁰⁾ は前記 Faerber の論文に講評を寄せ、其内に於て獨逸人口政策の効果に關し略次の如き見解を述べてゐる。

「婚姻數は一九一四—一八年生れの少い戦争兒のために略確實に一九三八年末まで減少するであらうといふ事は半ばブルグデルファーとの會話に基づく余の豫想であつた。然るに第二十七表に見らるゝ通り婚姻率は一九三九年の各四半季に於て以前の如何なる年よりも高い。一方第三四半季の

第二七表 獨逸及び奧太利に於ける動態率

獨逸	奧太利	婚姻率	出生率	死亡率	自然増加率
1913	1937	7.8	26.9	14.8	12.1
1932	1937	7.9	15.1	10.7	4.4
1933	1938	9.7	14.7	11.2	3.5
1934	第1四半季	11.1	18.0	10.9	7.1
1935	2	9.7	18.9	11.8	7.0
1936	3	9.1	19.0	11.8	7.2
1937	4	9.1	18.8	11.7	7.1
1938	第1四半季	9.4	19.7	11.7	8.0
2	2	6.7	19.9	12.2	7.7
3	3	11.0	20.0	12.1	7.9
4	4	9.1	19.3	10.7	8.6
1939	第1四半季	10.9	19.6	11.9	7.7
2	2	17.1	20.7	14.3	6.4
3	3	11.1	21.0	12.5	8.5
4	4	11.0	20.4	10.5	9.9
1937	第1四半季	6.9	12.8	13.4	0.6
1938	2	12.7	14.1	14.2	0.1
第1四半季	3	6.4	13.9	15.4	1.5
2	4	11.8	13.8	14.9	1.1
3	第1四半季	13.3	13.3	12.2	1.1
4	2	20.1	15.3	14.2	1.1
1939	3	18.6	19.7	19.1	0.6
第1四半季	4	17.3	20.2	14.8	3.4
2	第1四半季	16.1	21.5	12.5	9.0
3	2	6.8	6.1	13.6	6.9
4	3	15.5	7.4	14.3	7.6
1937	第1四半季	21.8	12.6	19.1	6.5
1938	2				
1939	3				

1) ザールを含む。奧太利、スチーテン地方含まず。
 2) 比率は舊奧太利と僅かに異なるオーストリアに對するもの。

數字(人口千につき一・〇)は戦争によつて影響せられてゐることは疑ひ無い。之等の數字は毎年婚姻年齢に達する青年男女の數が過去數年間に於て正常よりも二五%少なかつた事實に鑑みるとき眞に驚嘆すべきものがある。獨逸の成功の如何なる説明も其の婚姻數の一貫した増加を充分考慮しなくてはならない。更に出生増加は第一子から第六子及び其れ以下に至る各出生順位に於て見らるゝのみでなく、農村人口と同様都市人口に於ても見られるのである。舊領土に就いての五五―六二大都市の資料は出生率が一九三二年及び三三年には一〇・九なりしものが一九三八年には一六・二、一九三九年には一七・一に上昇した事を示してゐる。自然増加率は一九三三年の〇・四より一九三八年には四・八、一九三九年には五・〇へと増加した。最近の資料によれば同様の成功は奧太利についても示されてゐる。此處では以前の死亡超過は一九三八年の第三四半期で出生超過に變つてゐる。ウインについても同様の變化が一年後れて起つてゐる。出生超過は一九三九年第三四半季に三・一であつた。」

ハンキンスは以上の如き顯著なる人口狀態改善の跡を考察し「我々は獨逸の統計を研究すればする程獨逸の政策の實際の偉業によつて愈々印象づけられるのである。特に佛蘭西其他の諸國に於ける出産力増加の努力の相對的失敗に對比するとき増々然り」と感嘆の言葉を發してゐる。

さて獨逸の出生率上昇については或は突撃隊員の生ました私生兒のためであるとか或はまた老人が其の中年の妻を離婚して若い女と結婚し第二の家族を建設することに導く新離婚法のためであるといふ俗論が行はれてゐるのである。之に對しハンキンスは出生増加は私生兒或は離婚の増加によつては説明し得ないと次の如く述べてゐる。

「官廳統計によれば出生の一貫した増加を私生兒増加によつて説明する

Conrad and Irene B. Taenber, German Fertility Trends, 1933—39, The American Journal of Sociology, Sept. 1940, Vol. XLVI, No. 2, p. 157.

ことは出来なう。

私生児の出産割合(出生死産を含む)は次の通りである。

一九三五年	七・九
一九三六年	七・八
一九三七年	七・七
一九三八年	七・四

(舊領土)

尤も都市に於ける出産には私生児が多少増加した。大都市の全出生に對する私生児出生数の割合は一九三五年の八・四から一九三九年の九・四へと年々増加を示してゐる。此の五年間に於ける増加数は他の人口に於ける私生児出生の減少によつて相殺された。我々は出生増加の説明に對し確かにこれ以上の手掛りを必要とする。

又公表せられた資料は若い女と結婚することを渴望する男が一般に離婚の手段に訴へて第二の家族を建設するといふ考へ方を證明するに役立つなう。離婚数は毎年殆ど同一であり一九三四年に決定的最大數に達した。婚姻一萬當りの離婚率は次の通りである。

一九三三年	二九・七
一九三四年	三七・〇
一九三五年	三三・〇
一九三六年	三三・六
一九三七年	二九・八
一九三八年	三二・一

要するに私生児及び離婚は出生増加の説明には役立つなう。」と。

因みに新離婚法(一九三八年七月六日公布)の根本精神は從來兎もすれば

個人的利益に基づく男女の自由なる結合と見做され勝であつた自由主義的婚姻觀を一擲し、民族共同體の根源たる家族の意義を明かならしむるにあらんと謂はれてゐる。又同法は一面婚姻、殊に出産の助成をも企圖してゐるといはれ、獨逸人口政策中に於ける特異の存在といふべきである。

従つて離婚の取扱に於ても其の同棲生活が斯かる婚姻の本質に副はざるに至れるものと考へらるゝ場合には舊民法の規定する如き姦通其他の過失の有無を問はず、單にそれだけの理由を以て離婚を許すのである。即ち同法第五十五條によれば「夫婦ノ同棲生活ガ三ヶ年以上停止セラレ且ツ夫婦生活ノ深刻ニシテ治療シ難キ破壊ノ結果婚姻ノ本質ニ相應ハシキ生活共同體ノ再建ガ期待シ難キトキ」には離婚が許可せらるゝ事になつたのである。

さてハンキンスは出生増加の最も有りうべき原因は 一、墮胎の減少 二、婚姻貸付金及び同様なる援助 三、法律、他の各種の社會的制限及び新しきイデオロギーに基づく心理的態度の變化であると云つてゐる。更に彼は米國の著述家達が墮胎の減少を非常に重視してゐるのに對し、かかる見解は一の前提の下に於てのみ認め得べきものであると次の如く述べてゐる。

「余も亦、彼等が長く墮胎の慣習ある國民の間に於ける墮胎の禁壓は、かかる禁壓が國民の變化せる社會的態度によつて支援せられざる限り非常に困難であるといふことを承認するならば彼等に同意する。」

右の如く墮胎に關する限り Hankins の見解は Tauber の意見と全く一致したものと云ひ得る。Hankins の所謂「社會的態度の變化」といふこと、Tauber の「生活意欲の復歸」といふことは本質的には殆ど同一事を意味してゐるものと考へられる。

然しながらハンキンスもまた墮胎減少に作用したであらう消極的因子として墮胎取締の勵行を指摘し、「獨逸の如き行互つた探偵組織を有する全體主義政府はデモクラシー、個人主義の到底なし能はざる事を成し遂げ得るといふ事は強調されなくてはならぬ」と述べてゐる。

之を要するに、ハンキンスによれば獨逸の人口政策は婚姻貸付金と墮胎の減少との結合によつて著しい効果を納めたのであつて、婚姻貸付金は婚姻を奨励し、増加した婚姻には當然出生が伴ふ、又墮胎の減少は獨逸國民に於ける新しきイデオロギーに基づく心理的態度の變化、社會的態度の變化と墮胎禁壓によつてもたらされ、それは墮胎、死産、私生兒出生に導いたであらうものを公生兒出生へ轉換せしめたといふのである。

以上参照した若干の學者の見解は孰れも謂ば一般的な統計資料に基づくものである。然るに婚姻貸付金が、之が交付を受けたる夫婦の婚姻、出生の上に如何なる影響を及ぼせるかを特殊の統計的調査によつて觀察せんとせるものも少くない。かゝる調査の内最も簡單なものとしては獨逸統計局發表の貸付金を交付せられたる者とせられざる者の出産力比較があるが茲では主として比較的精密な二つの調査の結果について其の概要を考察しよう。

現在までの處婚姻貸付金を交付せられた夫婦數は有配偶人口に比すれば極めて僅かである。婚姻貸付金制度實施以來一九四〇年六月までの貸付金交付件數は先にも述べたる如く約百六十萬件である。一方有配偶者數は前回の國勢調査(一九三三年)によつて見ると男子一四、三二一、一四〇、女子一四、三二六、七〇九人であつたから當時夫婦數は約千四百三十一萬であつたと見て良いであらう。一九三九年の國勢調査についてはいまだ全部の結果が發表せらるゝに至つてゐないが、人口數の増加を考慮に入れて最近の

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

夫婦數を大體千六百萬と押へて大過無いであらう。そこで全夫婦中に占むる貸付金によつて結ばれたる夫婦の割合は略一割見當といふ事になる。それ故婚姻貸付金が之を交付せられた夫婦の婚姻狀態、出産力の上に如何なる影響を及ぼせしやを見るためには、全人口についての出産力其他の變化を觀察する所謂一般統計的研究も必要ではあるが、更に婚姻貸付金を交付せられた夫婦及び、これ等の夫婦と同時期に婚姻した婚姻貸付金を交付せられざりし夫婦について出産力其他を比較することが必要となる。何となれば全夫婦中の僅か一割程度の人口についての出産力其他の變化は全人口に關する一般統計によつて非常に稀薄なものたらしめらるゝからである。この種の調査の簡單なものとしては先に述べた獨逸統計局の調査がある。

Wirschaft und Statistik によれば一九三三年八月より一九三五年十二月までの間にザールを除いた獨逸に於て婚姻貸付金を授與せられた五二〇、四五五の婚姻と貸付金を授與せられざる婚姻一、四八五、三三四が結ばれた。而して各婚姻一〇〇〇當りの死産を含む出産數は貸付金を授與せられたもの五九〇、授與せられざるもの四〇二であることが示されてゐる。之は婚姻貸付金を授與せられたる夫婦の出産力が貸付金を授與せられざる夫婦に比しより大であることを意味するのである。従つてまた婚姻貸付金が夫婦出産力を高めたであらうと推測せしむる有力なる根據たりうるものである。然しながら我々は右の結論を無條件に承認することは出来ない。何となれば右の推論は貸付金が、貸付金を授與せられずとも比較的多くの子女を擧ぐるであらう如き者に特に屢、交付せらるゝに非ずやといふ點について顧慮を拂つてゐないからである。更に此種のものとしては、Schoppenは一般的統計調査並に特殊の推計及び補間法を用ひ一九三五年デュッセルドルフに於て一九三三年八月より一九三五年四月までの期間について差別

出産力の問題を解明せんとした。調査の結果によれば夫婦一〇〇當りの出生は貸付金を交付せられたもの三七に對し然らざるもの一九即ち前者一〇〇に對し後者五一といふ結果が出てゐる。然し調査方法の詳細について遺憾ながら不明である。

更に一九三三年八月から一九三七年四月までの期間について、下ライン地方に關しての Paraffi (一九三八年) の調査がある。この調査は醫學的理由によつて貸付金の交付申請を拒絶せられた夫婦の子女數及び貸付金交付申請が許容せられた夫婦の子女數が如何なる關係にあるかといふことに關する調査である。調査の結果によれば貸付金交付申請の受理せられた夫婦及び拒絶せられた夫婦各一〇〇當りの出生數は前者八〇に對し後者一一〇即ち前者一〇〇とすれば後者は一三八といふ結果が示されてゐる。この結果は非常に重要なものであつて、若し婚姻貸付金制度が同時に優生政策によつて援護せられざる場合には婚姻貸付金制度は所謂民族の逆淘汰を促進するの結果を惹起することを示唆するものである。

さて以上に述べた調査は何れも夫婦の婚姻の時期若くは子女の出生の時期を顧慮せずして單に全夫婦數及び其の子女數によつて其の出産力が觀察せられたものである。之は出産力の正確なる状態を示すものではない。何となれば貸付金交付申請者中には婚姻助成法實施以前に既に結婚せる者を含む(第三節婚姻貸付金制度の説明参照)又子女の内には貸付金申請以前に出生したものを多數含んでゐるからである。それ故かくの如き調査方法によつて得られた結論は正確性について疑問があると云はざるを得ない。

Jobszt¹⁾ は右の如き難點を除去するために特殊な統計調査を行つてゐるので此處に其の概要について紹介しやう。尙彼によつて調査せられた事項は可成り綿密なものであつて、此處に紹介するには相當の紙數を割かねば

ならないのであるが、この論文は獨逸人口政策の效果如何を解明する上に於て極めて貴重な資料であるから煩を厭はず、比較的詳細に紹介する次第である。

ヨブストは今日迄の調査方法を以てしては婚姻出生増加といふ人口政策的に非常に重要な問題を一義的に解明することは不可能であるから、一定の地域一定の期間に於ける總べての婚姻出生について直接問合せの方法によつて調査をなすことが必要であると力説してゐる。彼の採つた調査の方法は先づ戸籍役場の婚姻登録に基づき一九三四年ケーニヒスベルグに於て結婚した夫婦三、五一一組に調査票を配布した。この内種々の理由で回答を得られないものが生じ、結局回答せられたものは二、一八七票であつた。この内不完全記入、結婚前の子女を有せる者、以前の夫婦關係から生れた子女を有する者は總て觀察から除外された。そこで觀察數は結局最初の約半分一、七一七に減少した。調査の回答期間は一九三九年五月一日から七月末日までの三ヶ月に及んでゐるのであるが、調査期日は特に既に始まつてゐる妊娠を考慮して五月一日とされた。其れ以後に生れた子供は妊娠として計算に入れられる譯である。

さて集められた材料は先づ三つの夫婦に分類され次の如き記號を以て現はされた。

O …… 貸付金の交付を申請せざりし夫婦(一、〇〇八組)

(Ehen ohne Antrag auf Ehestandsdarlehen.)

G …… 貸付金交付の申請をなし受理せられた夫婦(六九七組)

(Ehen mit genehmigtem Antrag)

A …… 貸付金交付の申請の拒絶せられた夫婦(三〇組)

(Ehen mit abgelehntem Antrag)

GとAの合計即ち申請の諾否に拘らず一應貸付金交付の申請を爲したる夫婦はBで表はされる。

夫婦は更に夫の職業に基づき次の五つの職業階級に分類された。之はO、G兩夫婦に於ける出産力の比較に於て夫婦出産力に及ぼす社會的影響を可及的に除去するために極めて必要な配慮といふべきである。

I …… 不熟練労働者、半熟練労働者（以下兩者を含めて不熟練労働者と稱す）

II …… 熟練労働者

III …… 中流階級

IV …… 上流階級

○ …… 無職業

さて蒐集された統計材料に基づき調査せられた事項は次の四點である。

一、職業關係

二、平均婚姻年齢及び夫婦の年齢差

三、子女數

四、出生間隔（出生速度）

之等四つの事項についての調査の結果の説明は次にヨブストをして語らしめやう。

「調査の結果を極めて概括的に觀るに次の如く要約する事が出来る。

一、職業關係

先づ夫婦を職業及び貸付金交付申請の有無（O、B）、申請の許容却下（G、A）の諸點より觀察するに第二十八表に見らるゝ通り、婚姻貸付金に對する要件數（B）の職業別割合（第二欄）は男子にありては熟練労働者に

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

第二八表 夫婦集團（O、G、A）の職業別分類

職業	男					女				
	Σ	O	B	G	A	Σ	O	B	G	A
○	0	0	0	0	0	385	313	72	67	5
I 實	334	195	139	128	11	444	236	208	191	17
II 數	773	412	361	344	17	733	341	392	384	8
III	511	323	188	186	2	134	97	37	37	0
IV	78	57	21	21	0	0	0	0	0	0
Σ	1,696	987	709	679	30	1,696	987	709	679	30
○	0	0	0	0	0	22.7	31.8	10.0	9.9	16.7
I 百分	19.7	19.8	19.6	18.9	36.7	26.2	23.9	29.3	28.2	56.7
II 比	45.5	41.6	51.0	50.6	56.6	43.2	34.5	55.5	56.4	26.6
III	30.2	32.8	26.5	27.4	6.7	7.9	9.8	5.2	5.5	0
IV	4.6	5.8	2.9	3.1	0	0	0	0	0	0
Σ	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
○	0	0	0	0	0	100	81.3	18.7	93.1	6.9
I 百分	100	58.4	41.6	92.1	7.9	100	53.1	46.9	91.8	8.2
II 比	100	53.4	46.6	95.3	4.7	100	46.5	53.3	98.0	2.0
III	100	63.2	36.8	98.9	1.1	100	72.4	27.6	100	0
IV	100	73.1	26.9	100	0	0	0	0	0	0
Σ	100	58.2	41.8	95.8	4.2	100	58.2	41.8	95.8	4.2

於て最も強く(五一・〇%)次は中流階級(二六・五%)不熟練労働者(一九・六%)最後は上流階級で其のパーセンテージは二・九と極めて低い。

次に各職業について全婚姻中に占むる貸付金要求件数の割合(第三欄)を見るに要求の最も大なるは熟練労働者(四六・六%)にして之に次いで不熟練労働者(四一・六%)中流階級(三六・八%)上流階級(二六・九%)の順である。又貸付金交付申請拒絶件数を職業別に見ると、それは不熟練労働者に於て最大(七・九%)であり次は熟練労働者(四・七%)で中流階級は極めて少く一・一%に過ぎない。上流階級に於ては拒絶されたもの皆無である。

女子について觀察するに、婚姻前の職業活動が貸付交付申請の必要條件であるに拘らず無職なる欄に相當の申請數(一八・七%)が示されてゐる。それ故この場合には不正なる報告が戸籍役場になされたことは明白である。之等の所謂無職の女子は大部分不熟練労働者であると推定しうるのであらう。何となれば先づ第一に完全なる職業教育を受けた女子が戸籍役場に其の事實を匿すとは考へられず、第二に此の階級は不熟練労働者と略同等の(六・九%)申請拒絶割合を示してゐるからである。第三に女子熟練労働者の貸付金交付申請拒絶は非常に少く僅かに二%に過ぎず中流上流に於ては拒絶は見られないからである。女子の各職業に於ける貸付金要求の割合は男子と同じ順位にある。即ち第一位は熟練労働者(五三・五%)次は不熟練労働者(四六・九%)中流階級は之より遙かに少なく二七・六%である。

次に男子の或る職業の者が如何なる職業の女子と最も多く結婚するかの問題がある。第二十九表に見らるゝ通りO、G何れに就いても男子不熟練労働者は大抵女子不熟練労働者と結婚してゐる(五〇・三%及び四六・一%)。熟練女子労働者との結婚は第二位を占めてゐる(二五・一%及び四一・四%)。男子熟練労働者は第一に女子熟練労働者と結婚してゐる(四一・五%

第二十九表 婚姻前の夫婦の職業による婚姻の組合せ

妻	O					G				
	業	實	數	%	3. m	業	實	數	%	3. m
I	⊙	46	23.6	9.12	15	11.7	8.52			
	⊙	98	50.3	10.74	59	46.1	13.26			
	⊙	49	25.1	9.33	53	41.4	13.08			
II	⊙	2	1.0	1.53	1	0.8	2.37			
	⊙	90	21.8	6.12	28	8.1	4.41			
	⊙	126	30.6	6.81	105	30.5	7.44			
III	⊙	171	41.5	7.29	197	57.3	8.10			
	⊙	25	6.1	3.54	14	4.1	3.21			
	⊙	148	45.7	8.34	22	11.8	7.11			
IV	⊙	12	3.7	3.15	27	14.5	7.74			
	⊙	111	34.4	7.92	120	64.6	10.53			
	⊙	52	16.2	6.15	17	9.1	6.33			
V	⊙	29	50.9	19.86	2	9.5	10.20			
	⊙	0	0	0	0	0	0			
	⊙	10	17.5	15.12	14	66.7	30.90			
VI	⊙	18	31.6	18.48	5	23.8	27.90			
	⊙									
	⊙									

及び五七・三%)。女子不熟練労働者との結婚はヨリ少ない(三〇・六〇%及び三〇・五%)。中流階級に於てはO及びGについて相違が見られる。この階級に於ては所謂無職の女子が大なる役割を演じてゐる。Gに於ける無職の女子は先に述べた如く大部分女子不熟練労働者(一)と見ることが出来るが、Oについては(II)及び(III)の職業に屬するものと認めざるを得ない。何となれば斯かる女子は恐らく社會的にヨリ高く又經濟的にヨリ豊かな家庭の出と考へられる。従つて労働を断念しヨリ長き學校教育を受くるであらう。此の點を考慮に入れ、ばGの中流階級(III)は女子熟練労働者(II)と結婚し(六四・六%)次位は女子不熟練労働者(一)(二四・五%以上)である。之に反しOに於ては中流階級女子(III)(一六・二%以上)を除けば主

として熟練労働者(II)(三四・四%以上)と結婚し比較的多くの中流階級職業婦人(III)(一六・二%以上)と結婚することになる。之を要するに婚姻に際しては一定の選擇が行はれ男子は其の妻を成る可く同等な或は少くとも近接した社會層から選ぶことが分るのである。この際一つの例外があり、貸付金の交付を受けて結婚する中流階級の男子(GIII)は同じ階級の娘と結婚すること稀である(九・一%)。』

第三〇表の一 職業と夫婦集團により分ちたる平均婚姻年齢(M)

職業	O			Dite			G		
	實數	M	3. m	實數	M	3. m	實數	M	3. m
I ♂ ♀	208 208	29.6 27.0	1.35 1.20	7.29 7.37	128 128	26.0 23.6	0.63 0.75		
II ♂ ♀	418 418	28.9 26.1	0.78 0.63	7.37 6.77	344 344	26.7 24.3	0.48 0.48		
III ♂ ♀	325 325	32.7 27.5	1.05 0.78	7.73 2.36	186 186	29.4 26.7	0.78 0.81		
IV ♂ ♀	57 57	31.5 27.1	1.86 1.86	0.61 0.89	21 21	31.0 26.3	2.07 2.07		
Z ♂ ♀	1008 1008	30.3 26.8	0.57 0.27	3.40 5.40	679 679	27.4 24.7	0.36 0.33		

〔筆者註 以上の結果を要約するに、婚姻貸付金への要求は各職業につき男女とも熟練労働者(男子四六・六%、女子五三・五)に於て最も強く次いで不熟練労働者(男子四一・六%、女子四六・九%)に於て強い。次に貸付金交付申請の拒絶は不熟練労働者に於て最も多く次いで熟練労働者に於て多い。此のことは非常に興味ある現象であつて、經濟的地位と惡質遺傳素質との間に密接な關係のあることを思はしめる。尤も申請却下の理由が全部惡質遺傳性の疾患にあるとは云ひ得ないであらうが少なからざる部分は

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

斯かる疾患であらう。次に婚婚兩當事者の職業の間には一定の規則性が見られ、夫は其の妻を成る可く同等な或は少くとも近接せる社會層から選擇するといふ事が結果として現はれてゐる。此點については我國についても同様の傾向が見られる事と思はれる。』

第三〇表の二 職業により分ちたる男女平均婚姻年齢の差

職業	平均婚姻年齢		O-G
	O	G	
I ♂ ♀	29.6 27.0	26.0 23.6	+ 3.6 + 3.4
II ♂ ♀	28.9 26.1	26.7 24.3	+ 2.2 + 1.8
III ♂ ♀	32.7 27.5	29.4 26.7	+ 3.3 + 0.8
IV ♂ ♀	31.5 27.1	31.0 26.3	+ 0.5 + 0.8
Z ♂ ♀	30.3 26.8	27.4 24.7	+ 2.9 + 2.1

二、平均婚姻年齢(M)及び夫婦の平均年齢差

「男子の職業により分ちたるO、Gの平均婚姻年齢は第三十表に示されてゐる通りである。例へばIは女子不熟練労働者を意味するに非ずして男子不熟練労働者の妻たる事を示すものである。婚姻前の女子の職業は顧慮されてゐない。第三十表に見らるゝ通りGの男子の平均婚姻年齢がOに比し低いことはIVを除き有ゆる職業について統計的に確實である。IVを除外せるは觀察數過少のためである。O、Gに於て平均婚姻年齢の差の最大なるは不熟練労働者にして三・六歳、中流階級も之と略等しく三・三歳にして熟練労働者は多少少く二・二歳、上流階級に於ては最小で〇・五歳である。」

最初の二つの職業即ちI及びIIIに於ては經濟關係が有利でないために貸付金を交付せられざる婚姻は平均的に見ると比較的後れて可能となるものに相違ない。しかし斯かる事情にあるに拘らずIIIに於ける貸付金交付の要求が何故少いかは説明困難である。Iに於ては恐らく——第一節に於て職業關係について説明した事によつて充分證明されてゐる如く——貸付金交付拒絶が彼等をして申請から遠ざからしむるのであらう。

妻についても同様の事が云ひ得る。Gに於ける平均婚姻年齢がOよりも總じて低く特にI-IIに於て低いといふ事は統計的に證明されてゐる。即ち不熟練労働者の妻に(I)についてはO、Gの間に著しい差がある(三・四歳)熟練労働者の妻については年齢の差はヨリ少く一・八歳、中流上流階級に於ては年齢の差は極めて少くO・八歳に過ぎない。

貸付金交付を申請した不熟練労働者の妻及び熟練労働者の妻(G、I-II)はOの當該の妻が婚姻するまでに既に一人の公生兒を擧げるものと云ひうる。何となればKoch(一九三七年)の研究によればキール造船所の熟練労働者に於ては最初の公生兒出生は婚姻後平均二十三ヶ月だからである。

早婚に對する貸付金の人口政策的意義は亦Gに屬する妻の最高婚姻年齢(IIIの二六・七歳)は——OのIIを除けば——Oに於ける妻の全職業の有ゆる平均婚姻年齢よりも低いといふ事に現はれてゐる。

尙Aに於ては平均婚姻年齢は夫については二六・二(上三・〇六五歳)、妻については二四・〇(上三・〇六四)歳である。この最も好ましからざる夫婦にありては他の夫婦に比し最低の平均婚姻年齢を示してゐる。この點につてはKnowのライプチヒに於ける反社會的人物に關する研究も同様の結論を與へてゐる。

夫婦の年齢差は第三十一表に示されてゐる通りである。夫の年齢は如何

第三十一表 三夫婦集團に於ける夫婦年齢差

夫婦集團	妻				N
	I	II	III	IV	
O	2.62	2.48	5.05	4.93	3.47
G	2.40	2.44	2.70	4.66	2.71
A	—	—	—	—	2.27

なる場合にも妻の年齢より高い。Gに於ては夫婦年齢差はOよりも少いのであるが、それはIよりIVへと上昇を示してゐる。之に反しOに於ては男子不熟練労働(I)者及び中流階級(III)の平均婚姻年齢は高いに拘らず妻の平均婚姻年齢が大體正常に近いため自然年齢差は大ならざるを得ない。Aの總數についての夫婦年齢差は先に述べたる如く男子が最も早婚であることの結果として最も少ない。』

〔筆者註、以上を要約するに、先づ男子についてはGの平均婚姻年齢はIVを除き有ゆる職業についてOより低い。IVを除いたのは觀察數過少のためである。男子平均婚姻年齢はGはOに比し一般に低い。OとGについて最も差の大なるは不熟練労働者にして三・六歳、最も差の少ないのは上流階級(O・五歳)である。熟練労働者(二・二歳)は中流階級(三・二歳)よりも少ない。右の如くI及びIIIに於て年齢差の大なるは恐らく此の階級に於ては經濟關係が不利なためであらう。〕

また妻については、Gの妻の平均婚姻年齢はOに比し總じて低く特にI(三・四歳)II(一・八歳)に於て著しい。このことは貸付金の効果を考察する場合に充分顧慮されなくてはならぬ現象である。

何となればOのI-IIの妻はOの當該者が婚姻するまでに既に一人の公生

兒を擧げてゐる勘定だからである。尙ヨブストはGの妻の最高平均婚姻年齢がOのIIを除けば最も低いと云ふことは貸付金制度の早婚に對する効果を示すものであると云つてゐる。Aの平均婚姻年齢は夫は二六・二歳妻は二四・〇と極めて低し。

この事はAの出産力が最も高し一つの理由であらう。』

第三二表 一夫婦當り子女數 (Ⅱ)

職業	O			Diff			G		
	夫婦數	M	3. m	ndiff	夫婦數	M	3. m		
I	195	1.20	0.18	4.60	128	1.66	0.18		
II	412	1.05	0.12	6.67	344	1.45	0.12		
III	323	1.10	0.12	4.57	186	1.42	0.18		
IV	57	1.28	0.30	3.12	21	1.81	0.42		
V	987	1.11	0.06	9.75	679	1.50	0.09		

三、子女數

『我々はそれが先づ第一に貸付金の結果であるか否かを示さなくてはならない問題に逢着した。第三二表は職業により分ちたるO、Gの夫婦當りの子女數(死産を含む)を示してゐる。

之から注意すべき結論が生ずる。即ち貸付金の交付せられた夫婦は交付せられざる夫婦に比しヨリ多くの子女を有してゐる、このことは四つの職業についても等しく統計的に證明せられてゐる。

更にO、Gに於てはIVに最大の子數が示されてゐる。このことは他の職業に比較するとき統計的に充分確實であるとは謂ひ得ない。(筆者註恐らく觀察數の過少なることを意味するであらう)

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

然し子女數はO、Gとも職業別に同一順位を示してゐること、換言すればそれは偶然ではなくして必然的なものであることを示すものと謂はざるを得ない。斯くて人口政策の領域に於ける國民社會主義國家の精神的物質的施策は或る特殊の職業階級(筆者註、上流階級)に於て最大の反響を見出したと考ふる理由がある。

この事實は以前に行はれた類似の調査(例へば一九三五年に於けるKranz一九三七年に於けるKochの調査等)に對し全く新たな事を意味するのである。何となれば上流階級は今日迄最小の子數を有した處のものであつたからである。

第三三表 無子夫婦

職業	O			Diff			G		
	實數	%	3. m	ndiff	實數	%	3. m		
I	51	26.2	9.45	4.67	10	7.8	7.11		
II	135	32.8	6.93	6.24	49	14.2	5.64		
III	97	30.0	7.65	3.40	32	17.2	8.31		
IV	12	21.0	16.20	1.37	2	9.5	19.20		
V	295	29.9	4.38	8.23	93	13.7	3.96		

無子の夫婦數は第三三表に見らるゝ通りであつて貸付金を交付せられた有ゆる夫婦に於て貸付金を交付せられざる夫婦に比し著しく少なく總數について見れば半分以下である。IVに於ける無子夫婦の割合の異常に低いといふことは當該職業階級に於ける大なる子女數の偶然に非ざることを示してゐる。一九三四年以來子女の生れない夫婦は恐らく今後とも同様であらう。然しGはO及びOの最低たるIVに比してさへ無子の程度は小であ

るからGは子女數の開きを今後も繼續し、恐らく擴張するであらうと期待される。

第三四表 調査時に於ける妊娠數

職業	O			Diff		G		
	實數	%	3. m	ndiff	實數	%	3. m	
I	21	10.8	6.69	1.41	21	16.4	9.81	
II	36	8.7	4.17	2.79	53	15.4	5.85	
III	45	13.9	5.76	2.00	39	21.0	8.97	
IV	11	19.3	15.69	0.02	4	19.1	25.71	
N	113	11.5	3.03	3.28	117	17.3	4.35	

G若くはIVに於けるより大なる子女への歡喜は第三四表に見らるゝ如く、調査の當時既に始まつて居つたものとして申告せられた妊娠數によつて窺ふ事が出来る。かくてO若くはII IIIに於ける子女數の少ない事は出生間隔の長いといふ事に基因するものではなく(其の場合には妊娠數が特に高くなければならない)、子供に對するより弱き意思に基因するものと考へられる。

OとGの妊娠數の相違は總數(N)に於てのみ確實なるものと云ひうる。(筆者註、恐らくは觀察數の少ない事を意味するのであらう)

更に妊娠の全部が自覺されないか或は申告せられないといふ事が有り得るから不確實な因子が介入するといふ事は有るであらう。

第三十五表は第三節に於ける、O G A についての數字を再掲し一覽表として示したものである。Gの子女數を基準(O = 100)とすればOの子女數は僅か七四Aは一一五である。貸付金の交付を拒絶せられた夫婦は何れの

第三五表 三夫婦集團の出産率

	O	G	A
子女數	1095	1015	52
夫婦數	987	679	30
無子女夫婦數	295 = 28.0% ± 3.1, 16	93 = 13.7% ± 3.1, 32	5 = 16.6% ± 3.6, 83
妊娠數	113 = 11.5% ± 3.1, 01	117 = 17.3% ± 3.1, 45	1 = 13.3% ± 3.6, 20
夫婦死(含)	1.11 ± 3.0, 02	1.50 ± 3.0, 03	1.73 ± 3.0, 21
可能妊娠數	1.58 ± 3.0, 02	1.73 ± 3.0, 02	2.08 ± 3.3, 21

夫婦よりも最大の子女數を示してゐる。

Aに於ける無子女婦、既に始まつてゐる妊娠數について平均誤差が餘りに大であるから之より何等かの結論を下す事は出来ないがこれ等の數はGと餘り異ならぬ。』

(筆者註、以上の論點を概括するにGに屬する夫婦はOに比し有ゆる職業についてより大なる出産力を示してゐる。而してO及びGに於て最大の出産力を示してゐるのは等しく上流階級(IV)であることは最も注意すべき現象である。ヨブストは之を以て人口政策の領域に於ける國民社會主義の精神的物質的施策は或る特殊の職業(上流階級)に於て最大の反響を見出したと考ふる理由ありとて斯かる現象の内に非常に大なる意義を認めてゐる。出産率を更に反面より觀察しGに於ける無子女婦の割合を見るとそれはOに比し有ゆる職業階級についてヨリ低いのである。

貸付金を交付せられたと否とに拘らず上流階級の無子女婦の割合が異常に低いといふ事は之の階級に於て出産率が最大であるといふ先の結果を裏

書きするものである。Gの有ゆる夫婦中の無子の割合はOに於ける無子の最低割合を示してゐるOIVよりも更に低いから子女数の開き(Oの平均は一・二人Gの平均は一・五人)は將來擴大されるであらう。懐妊数がOIV及びGに於て多いといふ事はO及びIIIIIに於て子女数の少いといふ事が出生間隔が長いといふ事に基因するものではなくて子女への意欲が弱いといふ事を意味するものである。以上がヨブストの主張の要點であるが、之等の點についての最終的結論は後に一括して論じやう。

四、出生間隔(出生速度)

『OGAの出生の觀察については一九三二年 Loeffler の用ひた方法に従つて絶對的出生間隔が計算された。即ち婚姻から第一子出生、第一子出生から第二子出生までの間隔等々が計算された。この際注意すべき事は誤謬を避けるために、他の研究で使用せられてゐる出生兒間隔(Kinderabstände)なる言葉が故意に用ひられなかつた事である。何となれば雙生兒は二子としてではなく一出生として計算されたからである。職業別の分類は餘りに大なる平均誤差を示す故に第三十六表はOGAの各合計についてのみの數字である。OGの間には第一出生についてのみ確實なる差違が見られる。即ちGに於てはOに比し平均二ヶ月早いといふ事である。第二第三出生に

第三十六表 出生 間 隔 (一)(數字は男女数を示す)

出 産	O			G			A		
	實數	NI	3. m	實數	NI	3. m	實數	NI	3. m
1	692	17.13	1.05	589	15.17	1.20	25	10.08	4.17
2	313	24.46	1.41	343	25.38	1.35	13	18.00	4.71
3	72	19.01	1.77	65	20.45	2.07	9	17.78	4.56

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

於ける僅少な差違は誤差限界内にある。GとAに於ては餘りにも差違が甚だしいから第一出生のみでなく第二出生についても確實性はない。Aに於ける出生はGに比し著しく早く平均五・〇九乃至七・三八ヶ月早い。第一出生についての差違は一部分は婚姻後九ヶ月以後に於ける出産によつて説明しうる(第三十七表参照)。

第三十七表 出 産 数

實 數	O			G			A		
	%	3. m	實 數	%	3. m	實 數	%	3. m	
152	32.0	4.74	135	33.1	5.82	12	47.9	30.0	

或る夫婦の集團に於て婚姻前に妊娠して居つた子供の割合が大なれば大なる程第一出生は平均して愈々早くなることは當然である。Aは之の點に關しては最高のパーセンテージを示してゐる。

婚姻貸付金を交付せられた夫婦の婚姻前に妊娠せる子供が貸付金を交付せられざる夫婦よりも多いならばこれは好都合な徴候として價値づくることが出る。何となればこの場合貸付金によつて適時の婚姻若しくは一般に初婚が可能となり従つて私生兒が減少するか或は又兩親は墮胎の遂行から保護せられうるからである。

夫婦一〇〇當りの子女数は

- O……………一一一
 - G……………一五〇
 - A……………一七三
- Gを一〇〇としたる出産力の比例は
O對G……………七四對一〇〇

A對G………一一五對一〇〇

本文の最初に引用せる以前の調査の結果と組合はせると次に見らるゝ如き關係あるを知る。

Gの出産力を一〇〇とせる他の夫婦の出産力指數は

デュッセルドルフ	〇二二	下ライン地方	二二138
全 國	〇二二	ケーニヒスベルグ	二二115
ケーニヒスベルグ	〇二二		

之によつて見るに子女數はGはOより多くまたAより少ないといふ事實に於て有ゆる調査は一致してゐる。然し個々のものについては或程度の差違がある。之は一部分地域の相違に、一部分は異なる計算方法に基づくものと云ひうる。

O及びGに於ける將來の出産力發揮の豫想は次の如くである。Oは三〇%の無子夫婦を有するに對しGは僅かに一四%であり、又調査時に於ける前者の懷妊は一・五%に過ぎざるに對し後者は一七・三%と申告せられてゐるからGの優越的地位はよし増大しないとしても保持されるであらう。

婚姻貸付金交付を拒絶せられたる夫婦の少なからざる部分は遺傳病或は反社會的要素に關係を有し、其の異常な早婚、大なる子女數、婚姻前の出生は第二第三出産の急速なる連續と共に無自問無責任の結果と考へられる。

實に婚姻助成法は價值高き世襲財産を奨勵したのである。然しながら之等の悪質者が婚姻する限り明かにそれは劣等な世襲財産を排除してゐない。かゝる事實は「婚姻健康法」(Ehegesundheitsgesetz)導入が如何に必然的であるかを示してゐる。之によつて今日少なからざる婚姻が抑止せられたのである。最後に上流階級については特別の注意に値する。何となれば之

等の階級に於ては他の職業に比し比較的晩婚——恐らく長期の教育期間に條件付けらるゝものであらう——なるに拘らず最大の子女數を有つて居り、又無子夫婦の割合は最小であり、懷妊數は最大である。此の職業集團は以前の調査に於ては常に最小の子女數を示し、而して之等の良好な状態は貸付金を交付せられたる者とせられざるものとの雙方に共通な現象であるから我々は此の階級に於て正に信念が變化したと假定することには大なる眞實性がある。この信念の變化は願はくは模範として他の階級の上にも傳波せんことを。決定的なるものは常に子女への意欲である」

〔筆者註 之を要するに出生間隔に關してはOGA間に第一出生に關してのみ明白な差違が認められる。即ちGはOよりも短かくAはGよりも更に短いのである。之は一部早産によつて説明せられ、早産の多かつた事は貸付金交付以前の妊娠の多かつた事を意味するものである。之は婚姻貸付金制度にとつて好都合な徴候である。何となれば貸付金は適時の婚姻を可能ならしめ、私生兒墮胎の減少がもたらされうるからである。出産力の將來の見透しについては、GはOに比し無子夫婦の割合の低い事、懷妊率の大なる事を根據としてGの出産力の優越性は少くとも保持されるであらうと見てゐる。〕

最後に婚姻貸付金が劣悪なる遺傳的素質或は反社會的素質を有するもの激しい増殖を積極的に抑壓するといふ力を有せざるは明かであつて、このことは婚姻健康法の制定が必然的であることを示してゐる。

又上流階級については特別の注意を拂はなければならぬ。之等の階級は比較的晩婚であるに拘らず最大の子女數を有し、無子夫婦の割合は最低であり、懷妊率も最大である。この職業は以前の調査では最小の子女數を有した處のものである。かゝる良好なる状態は貸付金を交付せられた者たる

と否とに拘らず、其の雙方の者に共通の現象であるから我々はこの階級に於て信念が變化したと見なければならぬ。出産力を決定するものは結局に於て子供への意欲である。とヨブストは結んでゐる。

以上述べたヨブストの調査の外に、婚姻貸付金を交付せられたる夫婦とせられざる夫婦の婚姻年齢及び出産力の差違に關する注目すべき調査があるから其の調査の結果に就いて簡単に紹介しやう。

この調査はハノーバー市統計課の調査にかかるとして其の調査方法の特徴は夫婦の子女数を婚姻持續期間の進行と結合して、又妻の婚姻年齢とも結合して發展的に觀察した點にある。從來に於ても婚姻持續期間別の夫婦の子女数或は之に更に出生順位を結び付けて子女数を觀察するといふ方法が採られてゐるのである。例へば第二十六表は正に此の一例である。然るにハノーバーの調査は之と全く異なる方法によつて子女数の觀察を行つたものである。例へば第二十六表に於て婚姻持續期間五年、十年といふ指標によつて捉へられてゐる夫婦は全然別個の夫婦集團である。然るにハノーバーの調査に於て婚姻持續期間二十ヶ月、三十ヶ月といふ場合には、其の二つの夫婦集團は全然同一のものであつて、婚姻持續期間三十ヶ月の夫婦は婚姻持續期間二十ヶ月の夫婦が更に十ヶ月其の夫婦關係を持續した場合に生ずるものである。

前記ヨブストの調査及び其他の婚姻貸付金を交付せられた夫婦と然らざる夫婦の出産力の差違に關する殆ど總ての調査に於ては、兩夫婦集團に於ける子女数は或る一定の調査期日に於て瞬間的靜止的に捉へられてゐるのである。然るにハノーバーの調査に於ては觀察時を一月づつ移動して、兩夫婦集團の婚姻持續期間が増加するときに、其の子女数が如何に變化するかを發展的に觀察するといふ特異な方法が採られてゐるのである。何故に

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

斯かる方法が採られなければならなかつたかに就いては説明が至つて粗糲なため多少不明な點がある。しかし種々の點を綜合して考ふるに、それは婚姻貸付金を交付せられた夫婦と然らざる夫婦に於ては婚姻年月によつて分ちたる婚姻の度數分布が互に等しくないといふ點にあるやうに考へられる。試みに實例を以て示せば、一九三三年八月から一九三四年六月までの期間に於て、婚姻貸付金を交付せられた婚姻と然らざる婚姻が夫々二千件あつたと假定する。この兩夫婦集團から生れた子女数を或る一時點例へば一九三七年六月三十日現在で調査すれば、之に基づいて兩夫婦集團の夫々の出産力を示す數字が得られる。

之は從來の調査方法である。然しながら斯かる方法で得られた數字は嚴密に云へば兩夫婦集團の出産力を正しく示すものではない。何となれば一九三三年八月より一九三四年六月までの期間中に結ばれた各二千組の婚姻集團を更に婚姻の年月に依つて分類すれば、各月に於ける婚姻の分布状態は兩婚姻集團について全くは等しくない筈である。即ち婚姻貸付金を交付せられた夫婦は一九三三年八月に近い月にヨリ大なる集積を示してゐるであらうといふ事が當然考へられるのである。之を事實とすれば、一九三三年八月より一九三四年六月までの期間に結婚せる貸付金を交付せられたる、或は交付せられざる夫婦總數と一定の調査時點に於て觀察せられた、其等の夫婦より生れた子女数との二つの資料によつて計算した夫婦出産力の差違は正しい状態を示すものとは謂ひ得ない事になる。

即ち斯かる方法は婚姻持續期間といふ見地に於ては決して等しくない夫婦數を同一と見做すといふ不合理を犯すことになる。従つて其れは何等兩夫婦集團に於ける出産力差違の正確なる状態を示すものではないと云ひ得る。

其れ故兩夫婦集團に於ける夫婦出産力の正確な比較のためには婚姻年月を考慮に入れ、子女數を婚姻持續期間別に觀察しなければならぬ。

ハノーバー市統計課が何故に夫婦出産力の差違の比較のために獨特な方法を探したかといふ理由は以上の如き根據に基づくものと信ぜられる。

本調査は先に述べたる如くハノーバー市統計課の調査にかゝるものであつて調査の方法並に結果の詳細については“Statistischen Vierteljahresberichten der Stadt Hannover”, 1936, S. N, 8 und 1938, S. III 9によつて見る外無いのであるが右報告書を入手することは不可能であつた。しかし右報告書についての簡単な紹介¹⁾²⁾があるので、それに基づいて調査の結果の概要につき茲に紹介しやう。

先づ一九三三年八月一日から一九三五年十二月三十一日までに結婚した夫婦について、其の子女數が一九三六年六月三十日迄觀察せられた。其れ故夫婦は最長三十四ヶ月最短六ヶ月觀察せられた譯である。

調査の結果によれば、婚姻貸付金を交付せられた夫婦に於ける出産はより早く始まり、婚姻持續期間十二ヶ月までは貸付金を交付せられざる夫婦の充分二倍の出産力を示して居る。其の後二十五ヶ月までは貸付金を交付せられたる夫婦の子女超過は漸次五割超過まで縮減する。而して二十八ヶ月からは再び著しい上昇を示すといふことが示されてゐる。

右調査(第一回調査)に關しては之以上の結果は紹介されてゐなう。

然るに其後に至つて同一調査方法に基づいて更に觀察期間を擴張して第二回の調査が行はれた。今回は一九三三年八月一日より一九三四年六月三十日(第一回調査では一九三五年十二月三十一日までに結婚した夫婦について觀察された)までの期間に結婚した夫婦の子女數につき一九三七年六月三十日まで觀察された。従つて夫婦は最長四十六ヶ月最短三十六ヶ月觀

察された譯である。この調査の結果の内二十三ヶ月までは第一回の調査の結果と一致するから省略せられ、二十四ヶ月以後の結果のみが示されてゐる。(第三十八表)

之によつて見るに貸付金を交付せられた夫婦の出産力は婚姻第三年の初めまでは、然らざる夫婦に比し五割以上高い事が分る。

其後に至つて出産力の差違は漸次約四割超過にまで減少し觀察時の終り、略四十ヶ月頃に再び上昇し始むることが認められる。かゝる再上昇は全く偶然の原因に基づくものであると云はれてゐる。第十七欄の婚姻持續期間三十九ヶ月以後に於ける貸付金被授與夫婦子女數の異常な増加(七六・三より八一・三へ)は比較的多數の貸付金被授與夫婦(二二・六)が觀察から突然除外せられ(第六欄)而して其等の夫婦の出産力は婚姻貸付金被授與夫婦の平均出産力よりも低いといふ事によつて説明されてゐる。即ち特別に計算した處によると一九三四年三月に結婚した二二・六の夫婦の子女數は夫婦一〇〇につき五九・三にして平均の七五・六よりも少いのである。それ故之等の夫婦が觀察から脱落した四十ヶ月以後に於ては出産率が再び上昇する

第三十九表 兩次婦集團に於ける婚姻年齢

夫 婦	年 齢													
	20歳以下	20—24歳	25—29歳	30—34歳	35—39歳	40—44歳	45歳以上	合計	貸付金交付せられた者	貸付金を受取らざりし者				
實數	119	889	36.1	769	31.3	343	14.0	167	6.8	85	3.5	85	3.5	2457
%	4.8	36.1	14.3	31.3	14.0	6.8	1.6	0.3	—	—	—	—	—	1163
實數	83	562	48.3	378	32.5	113	9.7	24	2.1	3	0.3	—	—	—
%	7.1	48.3	34.3	32.5	11.3	2.1	0.3	—	—	—	—	—	—	—

第三八表 婚姻持続期間別夫婦の子女数

婚姻持続期間	夫婦数並びに子女数(死産を含む)					夫婦百の内					夫婦百につき							
	夫婦総数	子女数			夫婦総数	子女数	婚姻貸付金を交付せられた者				婚姻貸付金を交付せられたもの割合	婚姻貸付金を交付せられたもの割合	婚姻貸付金を交付せられたもの割合	婚姻貸付金を交付せられたもの割合	子女数			
		子	女	数			子	女	一人以上を有するもの割合	二人以上を有するもの割合						三人以上を有するもの割合	一人以上を有するもの割合	二人以上を有するもの割合
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
24	2457	793	85	—	1163	569	64	1	35.8%	3.5	—	54.5	5.6	0.1	39.2	60.2	153.6	45.9
25	2454	797	99	—	1161	568	69	2	36.5	4.0	—	55.0	6.1	0.2	40.5	61.3	151.4	47.2
26	2452	804	113	1	1161	574	76	2	37.4	4.6	0.0	56.2	6.7	0.2	42.1	63.0	149.6	48.9
27	2449	807	125	1	1159	577	85	2	38.1	5.1	0.0	57.3	7.5	0.2	43.3	65.0	150.1	50.2
28	2445	812	132	2	1158	583	89	2	38.7	5.5	0.1	58.2	7.9	0.2	44.3	66.2	149.4	51.3
29	2441	817	140	2	1156	575	99	3	39.3	5.8	0.1	58.6	8.9	0.3	45.2	67.6	149.6	52.4
30	2437	834	145	4	1155	575	102	4	40.3	6.1	0.2	59.0	9.1	0.3	46.7	68.5	146.7	53.7
31	2431	838	151	4	1149	572	112	5	40.8	6.4	0.2	60.0	10.1	0.4	47.4	70.6	148.9	54.9
32	2428	823	167	6	1148	569	119	5	41.0	7.1	0.2	60.4	10.8	0.4	48.4	71.6	147.9	55.9
33	2422	831	176	7	1147	570	121	6	41.9	7.6	0.3	60.8	11.0	0.5	49.8	72.4	145.4	57.0
34	2419	827	189	9	1144	569	128	6	42.4	8.2	0.4	61.5	11.7	0.5	51.0	73.7	144.5	58.3
35	2411	830	197	10	1140	568	128	8	43.0	8.6	0.4	61.8	11.9	0.7	52.1	74.4	142.8	59.2
36	2400	830	203	11	1137	565	131	11	43.5	9.0	0.5	62.2	12.5	1.0	53.0	75.6	142.6	60.2
37	2213	775	192	13	1061	521	124	12	44.3	9.3	0.6	61.9	12.8	1.1	54.2	75.9	140.0	61.2
38	1896	659	160	12	975	477	119	13	43.8	9.0	0.6	62.5	13.5	1.3	53.6	77.8	145.1	61.7
39	1631	571	136	10	883	429	103	13	44.0	8.9	0.6	61.7	13.2	1.5	53.6	76.3	142.4	61.6
40	1433	506	123	12	657	339	81	11	44.7	9.4	0.8	65.6	14.0	1.7	55.1	81.3	147.5	63.3
41	1299	457	116	12	562	293	72	9	45.0	9.8	0.9	66.5	14.4	1.6	56.0	82.6	147.5	64.0
42	1158	408	106	11	483	237	59	12	45.3	10.1	0.9	67.9	14.7	2.5	56.6	85.1	150.4	65.0

1), 2) は子女四人を有する夫婦数を示す

獨立に於ける婚姻貸付金の効果を就て

齡階級を除けば第三十八表第十八欄の一般的指數以下である。最も若い婚姻年齢階級(二〇歳以下)に於ては婚姻貸付金被授與夫婦の子女超過は最低であり、往々貸付金を授與せられざる夫婦と同一の出産力を示してゐる。然しながら此の婚姻年齢階級に於ては夫婦の實數は極めて少數である。婚姻年齢の増加と共に兩夫婦集團に於ける出産力の差違は規則的にヨリ大となる。この事實は恐らく婚姻貸付金を授與せられたる比較的高年齢の妻に於ける子女への意慾が貸付金を授與せられざる比較的高年齢の夫婦に比してヨリ強い事を示すものであらうと説明せられてゐる。

更に第四十表は兩夫婦集團に於ける出産力の差違が第三婚姻年齢階級(二五—二九歳)に於て多少減退した事を示してゐる。しかるに其れは三十九ヶ月以上の長い觀察期間に於て再び上昇してゐることが認められるのであるが之は觀察數過少による偶然的原因に基づくものであると説明せられてゐる。然しながら貸付金を授與せられた夫婦の出産力は第三婚姻年齢階級の最終觀察期間三十六ヶ月に於いても尙且貸付金を授與せられざる夫婦に比し高く、此の觀察期間に於ける重要な婚姻年齢階級(二〇—二四歳及び二五—二九歳)の出産率は二・二二%及び三〇・七%、またヨリ高齡の婚姻年齢階級(三〇—三四歳)については四八・二%高し。

其處で後に第二子及び第二子以下の子女の後續部隊が續々と現はれる頃となれば兩夫婦集團に於ける出産力の差違は——特に重要な二つの婚姻年齢階級に於て——再び擴大されると信じて良いと結論を下してゐる。

之を要するに本調査の結果は婚姻貸付金を交付せられた夫婦の出産力は然らざるものよりも高いといふ事。貸付金を授與せられた妻は然らざるものに比し婚姻年齢が低いといふ事。更に婚姻年齢が出産力に及ぼす影響を除去するために婚姻年齢別の出産力を比較するに婚姻貸付金を授與せられ

た夫婦の出産力は然らざる夫婦に比して寧ろ婚姻年齢の高いものに於てヨリ大であるといふ興味ある事實が明かにせられたのである。最後の事實は極めて重要である。

- 5) McCleary, Population : Today's Question, 1938.
- 6) McCleary, The menace of British Depopulation, 1937.
- 7) Carr-Saunders, World Population, 1937.
- 8) Glass, Struggle for Population, 1936.
- 9) Conrad and Irene B. Taenber, German Fertility Trend 1933-39, The American Journal of Sociology, Sept. 1940, Vol. XLVI, No. 2.
- 10) Frank H. Hankins, Comment, The American Journal of Sociology, Sept. 1940, Vol. XLVI, No. 2.
- 11) Jobst, Wolfgang, Bevölkerungspolitische Auswirkung der Ehestandsdarlehen, Archiv für Bevölkerungswissenschaft und Bevölkerungspolitik, 1, 1940.
- 12) H. Kahlf, Fruchtbarkeit der Ehe mit und Ohne Ehestandsdarlehen, Archiv für Bevölkerungswissenschaft und Bevölkerungspolitik, 5/6 1940.

六

以上極めて僅少な文獻に就てではあつたが、其れ等の内に於て述べられた見解の要點を簡単に記述したのである。

獨逸の人口政策の効果について論じた書物はこの外にも尙多くのものがあり、其れ等の内には是非一讀したいと思つてゐるもので未だ閲覽の機會を得ないものも少くない。然しそれ等については今後更に研究を續けることとし現在までの貧しい研究をひとまづ纏めて、其處から一應の結論を引出すといふ事は今後の研究に役立つのみでなく、結論其れ自身としても多少の價値を有するであらうと考へられる。筆者が今日までに目を通した書物は極めて少數である。それ故茲で結論として述ぶる處は文字通り暫定的なものに過ぎない。誤れる點、不十分な點は今後の研究によつて修正

補足して行く考である。

先づ婚姻貸付金が婚姻奨励の目的を果し得たか否かについて考察しやう。

一九三三、四年に於ける婚姻増加の若干部分は何等婚姻貸付金の援助無くとも實現したであらう事は疑ふ餘地が無い。

其の理由の第一は一九三〇—三二年には不況の影響を受けて婚姻が著しく減少したが、これは永久的に婚姻が放棄せられた事を意味するものではないから婚姻は何時かは増加すべき事情にあつた。たゞ一、一九三三、四年景氣が恢復に向つたので此の時に従來延期せられてゐた婚姻が結ばれるといふ事は當然の事と考へられる。かゝる見解を裏付ける二つの事實がある。第一は獨逸の婚姻増加は婚姻貸付金制度の實施せらるゝ以前から始まつてゐるといふ事で、第二は一九三三、四年には他の諸國に於ても同様の事情によつて婚姻の増加が見られたといふ事である。

然しながら婚姻貸付金が婚姻を増加せしめたことも全く確實である。其の理由の第一は一九三三、四年に於ける獨逸婚姻率の上昇が他の諸國に比して極めて顯著であつたといふ事である。勿論この點のみを以て獨逸婚姻率上昇が或る程度婚姻貸付金に歸因するものと斷定することは出来ないけれども、後述の諸理由と共に一つの證據として擧げ得るであらう。

第二に婚姻貸付金は人口政策中最も即効的な方策である。それ故一九三八、九年の奥太利に於ける婚姻の急激な増加の主たる原因を一九三八年三月卅日より實施せられた婚姻貸付金制度に歸することは合理的である。

奥太利についての經驗は同じく一九三三、四年の獨逸についても妥當するであらう。更に一九三八、九年の獨逸に於ける婚姻増加は一九三七年十一月三日の婚姻助成法中第三次改正法律によつて妻たるべきものの被雇傭關

係放棄の義務が緩和せられた事に基づくものと見られてゐるのであるが、之を以て見ても婚姻貸付金が如何に速かに効果を現すものであるかを示してゐる。

第三に婚姻貸付金制度は婚姻前に妊娠せるものの或る部分を正式に結婚せしむるといふ作用を通じて婚姻を増加せしむる効果を有したに相違ない。この意味に於ては婚姻貸付金は同時に墮胎の減少、私生兒出生の減少、公生兒出生増加をもたらしものである。婚姻前の妊娠が生じた場合、以前ならば墮胎の手段に訴へて困難を解決したであらうものが婚姻貸付金其他一般に家族を保護する政策、一面に於ては墮胎禁止法の嚴格なる勵行に基づく墮胎遂行の困難と危険の増大といふ事によつて支援せられて正式な婚姻に導かれるといふ事も少なくないであらう。

第四に勞働階級或は下級中産階級の多くの人々に對し八年以上もかゝつて返済すればよい數百馬克の婚姻貸付金が授與せらるゝならば、それは婚姻に對し積極的誘因とならないまでも少くとも婚姻に對する障害の或るものを除去するに役立つ因子と考へられる。

ヨブストの調査によつても知らるゝ通り、婚姻貸付金の要求は男女とも熟練勞働者、不熟練勞働者に於て強い。(不熟練勞働者の貸付金要求が豫期に反して熟練勞働者よりも弱いといふことは恐らく貸付金授與申請の却下を豫想して申請を逡巡するためであらうとヨブストは説明してゐる。)之等の低い職業階級に於ては婚姻延期の理由が婚資の不足にある場合が比較的多いであらうと考へられる。また之等の階級は婚姻年齢も比較的低く、上流に比し一般に多産を厭はないものと考へられる。それ故婚姻貸付金によつて結婚に際しての經濟的障害が解消せらるゝならば婚姻増加には期して待つべきものがあるに相違ない。更に婚姻後増加すべき家族については

各種の手厚い國家的保護が加へらるゝといふ將來の見透しが付け得ること
は婚姻貸付金の効果を愈々高むるであらう。

即ち婚姻貸付金は子女の生れる毎に元金の四分の一宛返済を免除せられ
るのである。毎月の返済に關する規定、出産後一ヶ年間の返済猶豫規定を
考慮して、先づ七、八年の間に四子を擧げれば貸付金の殆ど全額は返済し
なくて良い事になる。それ故三、四人の子供を持つ氣持のある夫婦は婚姻
に際して婚姻貸付金が將來長く家族の負擔となるのではないかと、いふ事を
心配する必要は無いのである。更に家族の生活は厚い國家的或は自治的な
保護政策によつて相當保證せられてゐるのであるから子供を欲する氣持、
或は少くとも子供を欲せざる氣持の無い限り婚姻貸付金が婚姻を奨励し得
ないといふ事が寧ろ不思議な位である。萬一婚姻より一子をも擧げ得ない
としても借りた金を無利息の月賦拂で返済すれば良いのであるから、感謝
こそすれ不満に思ふ者は無いであらう。

第五に婚姻貸付金制度は一九三三年實施の當初に於ては一九三八年を以
て打切り、以後返済金は子女福利施設に振向けらるゝ豫定であつた。之は
將來婚姻せんとする意思あるものの婚姻を多少繰上げしめる傾向を持つた
であらうと考へられる。此の事は婚姻を短期間に集中せしむるのみでな
く、また貸付金を授與せらるゝ夫婦の婚姻年齢を引下ぐる作用を營んだも
のと考へられる。

次に婚姻貸付金は婚姻を増加せしめたのみでなく、婚姻年齢を引下ぐる
効果をもつたであらう事は容易に理解し得る處である。何となれば晩婚は
一般的に希望せらるゝ處ではなく、經濟的條件が具備せらるゝならば多く
のものは適當な時期に結婚するであらうと考へられるからである。婚姻貸
付金を授與せられた夫婦の婚姻年齢が然らざる夫婦よりも低いといふこと

獨逸に於ける婚姻貸付金の効果に就て

はハノーバー市統計課の調査の結果にも明白に現れてゐる。然しながら之
に對し婚姻年齢は職業によつて異なるであらうと反駁する人があるならば
筆者はヨブストの「職業階級によつて分ちたる、婚姻貸付金を授與せられ
たる夫婦と然らざる夫婦の婚姻年齢」に關する調査の結果を指摘しやう。

更に之に對し一定の職業階級に於ても個人の婚姻年齢は區々である。婚姻
貸付金は其れ等の結婚せんとする人々の内比較的若い者をヨリ多く吸引し
たのみである。それ故早婚奨励とならないではないかと反駁する人がある
ならば筆者は婚姻貸付金が何故に比較的高年齢者を排除したかについての説
明を要求する。婚姻助成法並に施行令には年齢によつて被授與者に差別的
取扱を爲すと認むべき理由を發見することは不可能である。尤も貸付金は
妻たるべき者が過去二年間に少くとも九ヶ月被雇關係にあつたことを前
提條件としてゐる。之は或る意味で高年齢者を排除するものと解せられな
い事は無い。然しそれは同時に著しく若い妻をも除外することになる。之
の條件は貸付金を授與せられる妻の年齢に一應の制限を設ける結果となる
であらう。然しながら之等の制限内で特に高年齢者を排除すると認むる理
由にはならない。従つて我々は有力なる反證の無い限り貸付金が特に若い
女子の結婚を可能ならしむる効果を有するものと考へてよい。

加之筆者は獨逸の婚姻貸付金制度が早婚を奨励し従つて平均婚姻年齢を
引下げ得たであらう事を推知せしむる一つの資料を示すことが出来る。

一九一〇—一九一一年より一九三三年に至る獨逸に於ける初婚者年齢別婚姻
率の變化は第四十一表に見る事が出来る。一九一〇—一九一一年と一九二五年に
於ては婚姻粗率(人口千につき)は殆ど同一であつたに拘らず初婚者年齢別婚
姻率の間には著しい差違が見られるのである。即ち男子については一九二
五年の年齢別婚姻率は一九一〇—一九一一年に比し二三乃至二七歳に於て著し

第四一表 獨逸に於ける初婚者年齢別婚姻率 1910—1933

年 齡	獨 身 者 1000 に つ き 婚 姻 數													指 數 (1910/11=100)	
	男						女						男	女	
	1910/11	1925	1930	1931	1932	1933	1910/11	1925	1930	1931	1932	1933			
16	—	—	—	—	—	—	1.6	1.1	1.6	1.8	2.2	3.1	—	—	
17	—	—	—	—	—	—	6.9	5.3	7.2	7.2	8.1	9.8	—	187	
18	0.2	0.5	0.4	0.5	0.4	0.6	21.0	15.9	20.5	20.0	20.6	27.4	—	141	
19	1.2	2.6	2.6	2.5	2.6	3.1	44.8	33.4	40.2	38.5	38.7	48.0	302	130	
20	3.8	8.4	8.7	7.7	8.1	9.5	74.8	55.7	62.7	58.4	59.1	74.2	268	107	
21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	252	99	
22	21.6	42.7	42.5	38.3	38.5	49.9	115.5	84.5	96.3	88.3	87.7	111.7	203	97	
23	59.7	58.4	56.4	51.2	49.7	63.5	140.1	102.8	116.7	105.6	102.8	129.4	106	92	
24	97.5	81.5	80.6	71.3	68.8	88.1	161.9	120.1	137.1	122.9	117.4	149.1	90	92	
25	137.7	106.9	105.9	92.5	87.1	111.7	175.0	131.8	148.8	133.8	128.5	161.0	81	91	
26	162.8	129.5	128.7	113.0	107.7	133.6	173.6	131.3	150.7	136.6	132.8	167.9	82	97	
27	168.7	152.9	150.5	131.0	124.2	154.5	164.6	133.7	146.1	129.9	128.1	165.8	92	101	
28	175.7	171.3	161.0	150.2	139.5	168.1	155.4	121.1	129.1	121.4	118.6	153.1	96	99	
29	166.7	171.0	164.0	145.5	144.1	168.7	133.2	111.7	116.7	104.0	107.1	137.5	101	103	
30	164.5	166.5	168.9	144.1	136.3	167.2	124.3	98.2	105.5	90.6	89.8	118.9	102	96	
31	147.6	162.8	170.8	145.4	130.3	160.8	101.2	87.1	91.2	81.9	78.4	101.8	109	101	
32	142.3	158.3	169.7	141.1	127.2	151.2	87.3	76.9	79.5	70.9	65.9	88.1	106	101	
33	124.4	149.8	151.2	138.9	123.8	136.4	72.9	67.1	69.2	63.5	60.7	72.3	110	99	
34	112.4	140.9	141.0	125.7	126.0	125.5	63.1	57.5	60.2	53.9	53.5	62.3	112	99	
35	97.9	130.5	124.9	115.3	109.6	116.6	52.4	52.6	50.4	46.3	44.8	53.2	119	102	
36	86.3	119.7	113.9	99.2	99.2	103.5	46.5	45.0	45.5	41.7	39.8	45.6	120	98	
37	76.4	109.7	105.1	88.5	84.6	91.6	42.2	38.4	39.6	36.2	34.0	39.4	120	93	
38	69.4	100.2	95.5	84.9	74.0	81.4	36.4	33.9	34.8	32.2	31.3	35.1	117	96	
39	54.5	90.2	81.9	71.0	68.3	73.7	29.6	30.9	30.7	27.8	27.5	30.3	125	102	
40	54.4	77.6	72.2	62.5	61.8	66.4	20.1	25.0	28.7	24.5	25.0	27.6	122	95	
45	34.2	58.2	52.5	45.3	42.9	46.9	18.3	19.2	19.6	17.5	17.5	19.2	137	105	
50	17.6	31.4	28.6	24.2	22.6	26.2	10.2	10.5	10.8	9.7	9.0	10.1	149	100	
55	8.7	16.1	14.5	12.3	11.8	14.2	4.6	5.0	4.9	4.4	4.2	4.4	164	94	
60	4.5	8.3	7.9	6.8	6.2	7.5	1.5	2.2	2.0	2.0	1.5	1.8	167	118	

Statistisches Jahrbuch für das deutsche Reich 1934

い低下を示した。一方二八歳以上の有ゆる年齢階級殊に三六歳前後に於て著しい上昇を示した。之れ即ち男子が著しく晩婚となつたことを意味するものである。

女子について注意すべき點は一九二五年の女子初婚者年齢別婚姻率曲線が一九一〇—一一年に比して全般的に著しく低いといふ事である。之は大戦の結果たる獨身女子の過剩に歸因するものであつて、獨身の女子は男子に比して多かつたに拘らず、女子の婚姻數は男子の婚姻適齡者數が比較的少なかつたといふ事によつて制約せられ、従つて女子獨身者總數に對する女子獨身者の婚姻數の割合は低下せざるを得なかつたからであらう。而して女子初婚者年齢別婚姻率は二四、五歳を最大として低年齢高年齢者に略平等に低下を示したのである。即ち一九一〇—一一年の曲線と一九二五年の曲線は略相似形をなして居るのである。女子については年齢別婚姻率曲線の形が男子のそれに比して變化すること尠いといふ事は女子の婚姻年齢が男子に比して弾力性に缺けてゐる事を示すものである。然しながら一九二五年の女子初婚者年齢別婚姻率を些細に觀察すると二四歳以下の低年齢にかけて婚姻率が比較的高かつたように思はれる。之は恐らく若い女子が女子過剩の事情に即應して婚姻を取急ぎ、一方男子も可成く若い女子との結婚を希望したためであらうか。

一九三〇年に於ては男子初婚者年齢別婚姻率は一九二五年に比し二六、七歳に於て低下し二九乃至三一歳に於て上昇し、三二歳以上の有ゆる年齢についても若干上昇を示してゐる。即ち一九三〇年には男子の婚姻は一九二五年に比し一層晩婚となつたと謂ひうるであらう。婚姻粗率は一九三〇年と年々低下し男子初婚者年齢別婚姻率曲線も一九三〇年に對し收縮したのであるが、兩年に於ける二六—三三歳の婚姻率の低下は實に顯

著であつて恰も山の頂上が鋭い刃物で抉り取られたような形を示してゐる。之は不況が之等の年齢の男子の婚姻の上に最も深刻な影響を與へた事を示すものであらう。

女子の初婚者年齢別婚姻率は一九三〇年に於ては二十五歳を頂點として略相似形を描きつゝ各年齢を通じ上昇した。之は一九三〇年の婚姻粗率が一九二五年に比し稍高位にあることを反映したものであらう。然るに一九三二、三年には婚姻粗率の低下に應じ年齢別婚姻率も續落したが年齢別婚姻率曲線は大低相似形的に收縮し、男子について見らるゝ如き著しい形の變化を示してゐない。

さて一九三三年に於て婚姻粗率は前年の人口千ニツキ七・九より九・七へと著しい上昇を示したにつれて男子の初婚者年齢別婚姻率も上昇したが茲に注意すべき現象は一九三一、三二年の不況時に二六—三三歳に見られた異常な凹みが回復せられた事と、一九三三年の年齢別婚姻率は三四歳以上の高年齢者については一九三二年と殆ど變化が無いに拘らず、二七、八歳以下の若年齢者に於ては著しい上昇を示したといふこと及び年齢別婚姻率曲線の頂點が一九三〇年に比して左方即ち若年齢の方向に移動したといふ事である。之を以て一九三三年に於て男子がそれ以前の二年に比し可成り早婚になつたことが斷定しうるのである。一九三三年の男子初婚者年齢別婚姻率は婚姻に關し正常の年と云はれてゐる一九一〇—一一年の水準に略回復した。然しながら出生増加に關しては女子の婚姻年齢が更に重要である。女子については、一九三三年は全般的に年齢別婚姻率が高まつたのは當然であるが、それは一九三〇年に比して二五歳を最高として高低孰れの年齢にも略平等に見らるゝのである。然し更に些細に觀察すると一九三三年の婚姻率上昇は二五歳以上の年齢に於て多少顯著であることを認めざる

を得ない。然し筆者は一九三〇年に對する一九三三年の女子初婚者年齢別婚姻率が二五歳以下一六歳の低年齢者に互つて明白な上昇を示してゐるといふ事を強調したい。かゝる現象は年齢別婚姻率の變化を些細に觀察するとき、一九三三年の女子の婚姻については何事か異常な變化があつた事を思はせる。即ちそれは一九三三年に結婚した女子の内には從來と異なり、可成り若い女子が比較的多數含まれてゐることを推知せしむるものである。一九三四年の統計については、いまだ檢討するの暇がなかつた事は甚だ遺憾であるが、右の稍異常な現象は一九三四年以後の統計に於て更に明瞭に現はれてゐる事が豫想される。

尤も一九三三年に於ける二五歳以下一六歳に及ぶ年齢別婚姻率の上昇は其の程度極めて顯著であるとは謂ひ得ない。然し一九三三年に婚姻貸付金が交付せられた夫婦は僅かに一四一、五五九組であつたのみならず婚姻貸付金を交付せられた夫婦の妻の年齢が例外無く非常に低いとは信ぜられない。従つて婚姻貸付金が妻の婚姻年齢を引下げた程度は全國統計として見る場合には非常に稀薄なものたらしめらるゝ事は當然である。それ故一九三三年の統計に現れた顯著ならざる變化も實は相當重要視すべき價値を有すものと謂はなければならぬ。

尙婚姻出生増加の統計學的研究に當つては先づ人口の年齢構成の變化についての考察がなされ、その上に立つて婚姻現象、出生現象の研究が爲される事が極めて必要である。今回は統計學的に獨逸の婚姻、出生増加を檢討するの暇がなかつたのであるが今後はこの方面にも研究を進めたいと思つてゐる。

さて筆者は以上に述べた理由に基づいて、婚姻貸付金は結婚せんとするものゝ内の比較的若い男女を吸引したといふ事は勿論有るであらうが、貸

付金は更に積極的に若い男女の婚姻を可能ならしむる効果を有したと信ずるものである。何となれば貸付金が單に結婚せんとする男女の内の比較的若いものゝみを吸引したるに止まるならば、それは初婚者年齢別婚姻率に變化を與ふる筈は無いからである。

尤も前記二五—一六歳の女子の婚姻増加が總べて婚姻貸付金の結果であると主張するのではない。一般に好況時に於て婚姻年齢の引下がることは想像し得る處だからである。

尙ヨブストの調査の結果によれば婚姻貸付金を授與せられた不熟練労働者、熟練労働者の妻の平均婚姻年齢が著しく低い事が示されてゐるが、之の事實は之等の妻の出産力の觀察について充分留意すべき事である。貸付金は若い夫婦を吸引する作用を有つたのみでなく經濟階級の上より見てヨリ低い階級の人々を吸引する傾向が強いといふ事は貸付金の効果を判斷する上に於て注意すべき事實である。

之を要するに一九三三、四年獨逸に於ける婚姻率の異常なる上昇の一部は何等外部的な措置を取らずとも生じたであらう。然しながら貸付金が婚姻を積極的に増加せしむるのみでなく、從來に比し特に比較的若い男女の婚姻、經濟的に比較的低い階級に屬する男女の婚姻を可能ならしめた事は疑ひ無い處である。

かくて増加した婚姻、出産力のヨリ高い夫婦の増加は出生の上に特に著しい影響を與へた事もまた疑ひ無き處である。しかしながら我々は貸付金無くとも生じたであらう婚姻數の増加、出生増加を正確に知る事は出來ない。従つてまた貸付金によつて生じた婚姻の増加、出生の増加をも正確に知る事を得ない。

先にも述べたる如く婚姻貸付金の窮局の目的は出生を増加せしむるにあ

る。其れ故貸付金が婚姻を増加せしめ得ても出生数を増加せしめ得ないならば正に失敗であつたと謂はざるを得ない。獨逸の出生數は一九三四年以後著しい増加を示してゐる。かゝる結果をもたらした因子は何であらうか。

先にも述べた如く婚姻貸付金無くとも一九三三、四年には或程度婚姻が増加し、従つて出生も或程度増加した事は疑無い。それ故に一九三四年以後の出生増加については婚姻貸付金は部分的に貢獻したに過ぎないことは確實である。婚姻貸付金が出生増加の上に及ぼした影響は第一に貸付金によつて促進せられた婚姻の増加によつてもたらされたものであり、第二に更に重要なものは婚姻貸付金を授與せられた夫婦のより大なる出産力によつてである。婚姻貸付金が婚姻を促進し従つて或程度出生をも増加せしめたであらうことは確實である。然しながら出生増加が斯くして生じたのみであるならば將來人口の上に及ぼす其の影響は非常に限定せられたものと云はなければならぬ。何となれば婚姻増加は長きに亘つて之を持続せしむること不可能であるのみならず、人口の將來を支配するものは差當りの出生數であるよりは寧ろ出産力の如何であるからである。それ故茲では婚姻貸付金が、之を授與せられた夫婦の出産力を高めたか否かについて検討して見やう。

婚姻貸付金を授與せられた夫婦の出産力が然らざるものに比して高いといふことは、ハノーバー市統計課の調査、ヨブストの調査、獨逸統計局の調査、デュッセルドルフに就いてのシヨツペンの調査等の外極めて豊富な資料が存するに拘らず、婚姻貸付金を授與せられた夫婦の出産力が然らざる夫婦の出産力よりも低いといふことを示した資料は少くとも現在までの處筆者の目に觸れなかつた。加之婚姻貸付金を授與せられた夫婦の出産力

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

が然らざるものに比してヨリ高いといふことを信ぜしむべき理由がある。即ち婚姻貸付金を授與せられた夫婦殊に妻の婚姻年齢が然らざるものに比して低いといふ事實は之等の妻の出産力がヨリ高いと斷定するの論據たり得るものである。次に婚姻貸付金が主として社會的經濟的に比較的低い階級の夫婦に授與せられるといふ事は之等の夫婦全體としての出産力が比較的高いといふ事の論據たり得るものである。第二の點については之を證明する資料は今日まで殆ど枚擧に暇無い程發表せられてゐる。ヨブストの調査の結果もかゝる事實を示してゐる。第一の點についてはコツホの研究に俟つまでも無く明白であらう。

次に我々は獨逸の出生増加の内非人爲的因子に基づくもの及び婚姻貸付金によつて促進せられた部分を除いた、それ以外の出生増加については特に注意を拂ふ必要がある。

我々は婚姻貸付金を授與せられなかつたと考ふべき夫婦に於ても出産力が増加した事を示す若干の資料を掲げる事が出来る。例へばグリースマイアのヴェルテムブルグに於ける經濟階級別出産力に關する調査(第二十三表参照)、獨逸統計局發表の出生順位、婚姻持續期間の組合せにより觀たる數個の出産力調査(例へば第二十六表、及びマツククリアリーの項参照)、殊にヨブストの、職業に依り分ちたる婚姻貸付金を授與せられたる夫婦と然らざる夫婦の出産力に關する調査は、貸付金とは無關係の夫婦に於ける出産力が著しく増進した事を示してゐる。かゝる現象は之等の夫婦に於て子女或は家族に關する見解が轉換したことを示すものであるといふ意味に於て極めて重要な意義を有するものである。グリースマイアの調査によれば獨立營業者、俸給生活者は勞働者よりも大なる出産力を有してゐることが知りうる、之と同一の結果はヨブストの調査に於ても示されて

ゐることは注意しなければならない。ヨブストの調査の結果によつて見るに婚姻貸付金を授與せられた夫婦と然らざる夫婦に於て最大の子女數を示してゐるのは共に上流階級である。

この事實は婚姻貸付金が比較的低い階級に授與せられたが故に特に効果を發揮したといふ先の筆者の主張と矛盾する様に見えるかも知れないが決して然うではない。筆者は經濟的社會的に低い階級の出産力が比較的高いといふ一般的な法則性を認めながら上流階級に對してはまた別個の原因が特に強く作用したと考へるのである。即ち上下二つの階級の高い出産力は別個の原因の結果として現れたものと解するのである。ヨブストの調査の結果によれば上流階級は不熟練労働者よりも更に大なる出産力を示してゐるのである。この事實は、この階級に於て無子夫婦の割合が少いといふ事(第二十三表参照)、妊娠率が非常に高いといふ事(第二十四表)と相俟つて此の階級に於いて子女への意思が最大である事を示すものと云ひ得よう。然るに此の階級は從來の調査に於ては常に最低の子女數を示した處のものである。かゝる子女への意欲は如何にして生じたものであらうか。

此の問題に解答を與ふる一つの方法として我々は獨逸に於ける墮胎の減少について暫く考究して見やう。カールサンダーは獨逸に於ける墮胎はイングランドに比して非常に廣く行はれてゐることは明白であると述べてゐる。第二十四表の正常産と流早産に關する若干の資料は獨逸に於ける墮胎の一般的慣行を證據づくるものの如くである。流早産が屢々正常産より多いといふ事實は墮胎が産兒制限の主要なる手段であることを推知せしむるに足るものである。

一九三三、四年に流早産の顯著なる減少を見たといふ事は墮胎の減少従つて産兒制限の意思の減退せることを思はしむるものである。かゝる墮胎

の減少は一九三四年以後に於ける出生の増加と符合する。それ故出生増加の一部は墮胎の減少によつてもたらされたと考ふることは理由がある。墮胎の減少が人口の如何なる層に於て特に顯著であるかについては之を直接に示す資料は無い。然し恐らくそれは新たに結婚した若い夫婦でないといふことについては大體學者の意見が一致してゐるようである。婚姻持續期間、出生順位によつて見たる出産力の増加が各婚姻持續期間に就て第一子よりも第二子第三子及び其れ以下に於てヨリ著しいといふ事は婚姻持續期間の相當長い夫婦の出産力がヨリ大であるといふ事實と共に比較的古い夫婦に於て墮胎の減少が顯著であつたであらう事を推知せしめる(第二十六表参照)。米國に於ける墮胎に關する調査によれば墮胎は第二第三の妊娠に於て増加すると云はれてゐる。前記ヨブストの調査の結果も上流階級に於ける墮胎の減少を暗示するものと謂ひ得やう。

墮胎の減少が如何なる因子によつて生じたかについて考ふるに先づ婚姻貸付金其他婚姻を助成し家族を保護する政策は墮胎を減少せしむる傾向があることは疑無い處である。一九三三年八月から一九三四年三月までに子女を擧げたことの理由によつて婚姻貸付金額の一部免除を許容せられた夫婦は四三・一〇一件あつたことはグラスの述べてゐる通りである。之等の夫婦の殆ど全部は婚姻前既に妊娠せるものである。それ故婚姻貸付金によつて婚姻が助成せられなかつたならば、其れ等の妊娠の或る部分は墮胎となつて現はれたものと考へられる。

然しながら婚姻貸付金を授與せられざる夫婦或は幾年か婚姻生活を経た夫婦に於ける墮胎の減少は別個の因子に歸さるべきことは明白である。既に相當長い婚姻生活を経た夫婦及び上流階級に於ける出産力増進は墮胎の意思の減退、換言すれば産兒制限の意思の減退によらざれば説明し難

い。かくの如く獨逸に於ける墮胎の減少には婚姻貸付金以外の原因が強く作用したと考へなければならぬ。

先づ第一に考へうる事は墮胎禁止法の厳格な勵行である。之によつて墮胎遂行の困難と危険が増大し従つて墮胎も或程度減少するであらう。然しながら墮胎が産兒制限の主要な手段として一般的に廣く行はれてゐる如き社會に於ては墮胎の禁壓は容易に効果を納め得ないであらうといふ事は諸國についてのグラスの研究の結果によつても明白に示されてゐる處である。それ故我々は「墮胎の減少は其自身出生増加の原因といふよりは寧ろ其れを通じて出生を増加せしむべく更に根本的な原因が作用した一つの機構に過ぎない」(J. S. & Taenber)の意見に同意せざるを得ない。

然らば墮胎を減少せしめたヨリ根本的な原因は何であらうか。此の問題に満足なる解答を與へるためには我々は先づ一九三三年の國民社會主義革命が獨逸文化史上如何なる意義を有するものであるかといふ問題から出發しなければならぬ。此の問題について少くも現在の處筆者は確信を以て主張しうる何物をも所有しないといふことは甚だ遺憾である。然しながら獨逸人口政策の素晴らしい成功の最後の祕密は此の問題の解明なくしては遂に握る事が出来ないであらう。

ブルグデルフアトも云つてゐるように『婚姻貸付金制度其の他の有ゆる人口政策的措置のみが情勢變化の原因ではない。決定的な因子は寧ろナチス革命によつてもたらされた政治的精神的氛圍氣の根本的轉換、經濟狀態の改善、要約すれば政治的經濟的統治に對する國民の側に於ける信頼の復歸』にあるのであらう。

我々に取つて現在の處『職業の確實性の増加、國及び個々の國民の將來に對する確信、國家に對する各人の義務であると斷えず述べられてゐる行

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

爲をなすことに含まるゝ名聲、子女をもつことに對する金錢的及び其の他の報酬、或は少くとも子女をもつことの經濟的不利益の減少、墮胎遂行の困難或は自己の職業を確保するため或は政黨又は國家に忠誠を示すためにさへ子女を有つことの必要』といふ様な各種の因子間の複雑な相關關係の綱を解明することは不可能にちかひであらう。

然しながら『結局に於て國民的な活きんとする意思は個々の男女の再生産行爲の内に自らを表現せずには置かな』(J. S. & Taenber)の觀方は蓋し問題の核心に觸れたものといふべきであらう。

さて以上述べた處を要約するに獨逸の人口増加は極めて複雑な経路を辿つて實現せられたものであつて、先づ第一に一九三三、四年の婚姻出生増加は何等外部的措施無くとも或程度見られたであらう。第二に婚姻貸付金制度は其他の有ゆる人口政策的施策によつて支援せられつゝ、婚姻數を増加せしめ、又貸付金を授與せられた夫婦の出産力を高むることによつて出生を増加せしめた。第三に一九三三年を轉機として招來せられた政治的經濟的變化的變化、恐らくは一般分化に於ける變化、新たな國家觀、家族觀、人生觀、價值觀を基礎として茲に再び燃へ上つた國民の逞しき生活意欲が墮胎の減少といふ機構を通じて國民の再生産力の上に自らを表現したであらうと考へられる。

之等三つの因子は相互に極めて密接に結び付き一體として發動するは勿論であるが、各因子の比重は年代によつて變化を來してゐるのではないかと考へられる。一九三三、四年の婚姻、出生には上記の第一第二の影響が比較的強く、後には寧ろ第三の影響が最も強く作用してゐるものと考へられる。かゝる見解は獨逸人口政策體系の完成されたのは一九三四年以後であるといふ事によつて一部説明せられる。

即ち子孫の繁榮が國民の國家に對する奉仕であるのみならず、それは同時に家族の歡びであるといふ心情を國民の内に植付けるためには多くの物的措置が組織的に採上げらるゝ事が必要であつたと考へられる。獨逸人口政策の成功の原因の一つは高められた精神運動に極めて組織的な物的基礎が與へられたといふ事である。

最後に我々が到達した結論からは獨逸の婚姻貸付金制度に對する若干の批判が生ずる。

第一に婚姻貸付金の效果の一部は婚姻貸付金が若年齢者の婚姻を助成したことによつて得られたものであるといふ結論から當然婚姻貸付金は更に積極的に若い夫婦に重點を置く事が適當であるといふ二次的結論が生ずる。そのためには若い男女の婚姻に對し何等かの特典を與へる方法と比較的高年齢の夫婦には若年齢者に比し多少不利な條件を與へる方法があるであらう。然し高年齢者に大なる不利を與へることは婚姻獎勵の目的に添はない事になる筈があるから第一の方法がより望ましい。

第二に婚姻貸付金への要求は中流以下の階級に於て最も強い。之の理由の一部は獨逸に於ける婚姻貸付金に關する規定即ち妻たるべき者は過去二ケ年間に於て少くとも九ヶ月労働關係にあつたものでなければならぬといふ前提條件の當然の結果である。然しながら獨逸の欲するところは人口の量のみではないであらう。出生増加は同時に質の要求をも満足せしめなければならぬであらう。そのためには結婚健康法、遺傳病的子孫防止法、婚姻貸付金授與についての優生的條件等の如き消極的政策の外に寧ろ積極的に優秀な素質に恵まれた者の婚姻を助成する必要があるであらうか。かゝる目的を達するための方法の一部として婚姻貸付金の前提たる労働關係の條件を多少緩和して上流中流の男女の婚姻をも助成してはどうで

あらう。勿論この場合に婚姻助成の效果が全體として見て多少低下するといふ危険はあるであらう。然し婚姻助成法が一應の成功を納め得た曉にはかゝる方向への配慮も必要であらう。

第三に墮胎の抑壓のための努力が出生を増加せしむる上に於て大なる役割を演じた事は否むべくも無い。

獨逸の人口政策の效果の少なからざる部分はこの因子に歸さるべきである。然しながら墮胎禁壓が其他の因子によつて支援せらるゝ一事によつて初めて充分なる成功を納め得たことは特に注意しなければならぬ處である。殊に家族手當、家族に有利な税制改革、各種の児童扶助金等一般に家族を保護する政策が採られた事は墮胎の禁壓のみでなく婚姻獎勵、出生獎勵に取つても極めて大きな貢獻を爲したものと謂はなければならぬ。

第四、婚姻貸付金の授與については優生政策的配慮が加味されなくてはならない事はヨブストの調査によつて明白である。即ち婚姻貸付金の授與について一定の優生的條件を設けないならば、それは惡質遺傳素質を有する者の婚姻出生を特に獎勵するといふ皮肉な結果を持ち來たすからである。ヨブストの調査の結果によれば婚姻貸付金の授與を拒絶せられた者は最も大なる子女數、最低の婚姻年齢、最短の出生間隔を示してゐる。此等の大部分は恐らく惡質の遺傳的疾患を有するものであると考へられる。

第五、婚姻貸付金は確かに獨逸の人口に對して大きな貢獻をなしたのであるが、若し婚姻貸付金が單獨に施行せられたとしたならばあれ程の效果を擧げ得なかつたであらうといふ事は疑ふ餘地が無い。獨逸の婚姻貸付金の成功は先づ時の利を得たといふ事即ち政治社會狀態の變革、經濟狀態の好轉等の事情を別としても尙非常に多くの措置によつて後援せられてここに初めて所期の目的を達し得たのである。

婚姻に對する障害中最も重要なものの一つは婚姻後の生活不安である。それ故婚姻助成は同時に婚姻後の生活の保證を伴はなくてはならぬ。婚姻貸付金の免除規定は斯かる保證の一小部分と云ひうるであらう。之等の保證の内最も重要なものは家族手當制度であらう。

第六、更に我々は出生増加が貸付金を授與せられざるものに負ふこと極めて大なるに鑑がみ、何よりも重要な事は精神の轉換であることを深く感ずる。かゝる重大なる精神の轉換は單なる經濟的利益の提供によつては起りうるものではない。何よりも重要な事は子供を生まんとする意思を伴ふ處の世界觀の確立である。婚姻を以て個人の利害に基づく男女の自由なる結合と見る自由主義的婚姻觀、家族を以て國家より遊離せる私的の社會と見做す家族觀は粉碎されなくてはならぬ。更に社會と個人の關係についての從來の個人主義的見解は根本的に變革されなくてはならぬ。個人生活の價值と歡びを全體の一部としての個人の奉仕の生活の内に自覺する生活態度が何よりも必要である。又國民が多子家族に對し尊敬と感謝の念を抱く如き社會の秩序が打立てられなくてはならぬ。

其のためには強い精神運動が取上げられなくてはならぬ事勿論である。然しながら精神運動は國民生活と遊離したものであつてはならぬ。精神運動は制度の内にまた物的な施策の内に溶込み、それらを通じてヒキと國民の胸に訴へるものでなくてはならぬ。

かゝる精神の轉換のためには社會は共同の責任を深く自覺し、この責任の遂行に當つては遭遇するであらう絶大の、諸々の困難を打破りつゝ厭くまで突進せずば止まぬ固い決意と熱意がなくてはならぬ。

獨逸は其の人口政策の驚嘆すべき組織と體系、更に人口の追求に於ける政府と國民の固き決意と燃ゆるが如き熱意を以てして初めて茲に、如何な

獨逸に於ける婚姻貸付金の效果に就て

る國に於ても爲し得なかつた偉業を成遂げ得たのである。

結局に於て最も重要なものは生きんとする意思である。民族的な自覺と發展の意思である。遠い我々の祖先より未來永劫の子孫にまで漚しも無く續く血の流れに潜む深い意義の理解を伴ふ世界に於ては地上の存在は祖先より受嗣ぎし生命の炬の暫しの保管者と見做るゝであらう。かゝる世界の出現は不妊への意思を生きんとする意思によつて置代へるであらう。

× × ×

最後に本小論執筆に當り參考とした文獻の主なるものは左記の通りである。

G. F. McCleary, Population: Today's Question, 1938

〃 The Menace of British Depopulation, 1937

A. M. Carr-Saunders, World Population, 1937

D. V. Glass, Struggle for Population, 1936

Conrad and Irene B. Taeuber, German Fertility Trend, 1933—39

Jobst Wolfgang, Bevölkerungspolitische Auswirkung der Ehestandsdarlehen,

Archiv für Bevölkerungswissenschaft und Bevölkerungspolitik, I. 1940.

H. Rahlfs, Fruchtbarkeit der Ehen mit und ohne Ehestandsdarlehen, Archiv

für Bevölkerungswissenschaft und Bevölkerungspolitik, 5/16, 1940

R. R. Kuczynski, The Measurement of Population Growth, 1935

F. Burgdörfer, Aufbau und Bewegung der Bevölkerung, 1935

R. Mayo-Smith, Statistics and Sociology, 1910

Statistisches Jahrbuch für Deutschland

Wirtschaft und Statistik

尙本文中に掲載せる統計表にして出典を明示さざるものは數種の文獻より筆者によつて蒐集整理せられたものである。

紹介

布哇に於ける邦人家族の構成

に就て

J. Masuoka. The Structure of the Japanese Family in Hawaii. The American Journal of Sociology. Vol. XLVI, No. 2. September, 1940.

布哇群島は總面積六、四五四方哩で我が四國に匹敵し、米本土を去る約二千餘哩の地點にあり、米國の國防上重要な一前哨基地をなしてゐる。同群島の民族的構成は米本土と頗る趣を異にして居り、その總人口の約四割が我が同胞及び日系米國市民によつて占められてゐるのである。素より彼等の占むる文化的乃至は政治經濟的勢力の現状は白色人種のそれに比して尙微力ではあるが、第一表（日本拓殖協會季報第二卷第二號、皇紀二千六百年記念特輯號、四八頁參照）の示す如く人種別に見る布哇の人口中では量に於て多年その首位を占めてゐることは周知の事實である。而して米

國當局が從來よりこの人口構成の實狀に多大の關心を示してゐることも亦事實である。

第一表 人種別人口

年次	總人口	土人	支那人	日本人 (朝鮮人)	比島人	白人	其他
1832	130,313	130,313	—	—	—	—	—
1850	84,165	84,165	—	—	—	—	—
1866	62,959	58,765	—	—	—	—	4,194
1884	80,578	44,232	17,937	116	—	5,502	12,791
1890	89,990	34,436	15,301	12,360	—	2,448	25,445
1900	154,001	29,787	25,762	61,115	—	3,294	34,043
1910	191,909	26,041	21,674	79,674	—	2,361	47,298
1920	255,912	23,723	23,507	109,274	—	21,031	58,669
1930	368,336	22,636	27,179	139,631	(6,461)	63,052	70,943
1938	411,485	21,268	28,380	153,539	(6,707)	52,810	67,706

太平洋の波漸く高く、日米の國交も頗に險惡を加へ來つてゐる今日、故國を去る三千五百哩の海の彼方に在つて米本土の同胞と共に祖國の國運の躍進を念じつゝ、尙且つ米國市民たるその子女及びその子孫の育成とその生業に専心する人々の政治的、文化的使命の將來性に思ひを馳せる時、勿論その使命を過重視する要はないにしても、其處に何か劇的要素を感じて私かに心躍るものを憶えしむるのである。蓋し太平洋をその名の示す如く、眞に平和の海たらしめるために彼等の貢獻に俟つもの亦少なからずと考へられ

るからである。布哇が米國に合併されたのは一八九八年のことであるが、日本より同地に一五三人の移民が最初に渡航したのは遙かに遡つて一八六八年（明治元年）のことであつた。而して米布合併當時の布哇在住邦人人口は六一、一一

一人であつたと稱されてゐる。

布哇に日本移民が流入したのは主として米國の南北戦争（一八六一—一八六五年）後同地が糖業地として着目されるに至り、勞力の不足が叫ばれ、特に支那よりの移民に失敗して以後のことである。

一九二四年に米國は排日移民法を實施して日本移民の入國を一切禁止したのであるが、その間官約移民、契約、會社移民、自由移民等の各時代を通じて多數の邦人が布哇に移住してゐる。一九二八年六月現在の布哇在住邦人は一三四、九〇〇人であり、中日本より移住せし初代邦人又は第一世と稱するもの五一、六四八人、これらの同胞より生れし日系米國市民は八三、二五二人であり、當時の布哇の總人口三四八、七六七人に對する邦人及び日系市民の割合は三八・六％で四割弱を占めてゐたのである（渡邊七郎氏著布哇歴史、昭和五年、三八二頁）。

一九三〇年には總人口三六八、三三六人に對し、邦人及び日系米國市民のそれは一三九、六三一人（三七・九％）、一九三八年のそれは四一一、四八五人に對して一五三、五三九人（三七・三％）となつて居り、布哇に於ける我が同胞及び日系米國市民の人口構成上の地位は大體に於て全人口の約四割を占めて搖がぬものがあるのである。因に米國の國勢調査中、布哇に關するものでは民族及び世帯人員構成別の調査はしてゐないので、邦人關係の統計は多く所管の日本領事館に於て登錄せる資料に基くものである。第二表（日本拓殖協會季報第二卷第二號、六七頁）は布哇在住邦人と日系米國市民に關する遷り行く時代想を統計により説明するものとして興味ある資料である。

前掲第一及び第二表の示す如く、布哇に於ける邦人人口は近年年と共に減少の一途を辿つてゐるのであるが、邦人及び日系米國市民のそれを併せ

布哇に於ける邦人家族の構成に就て

第二表 邦人及び日系米國市民人口

年次	日系米國市民 (第二世)	邦人 (第一世)	總數に對する 第一世の比率
1896	2,078	22,329	91.5
1900	4,877	56,234	92.1
1910	19,889	59,785	75.0
1920	49,016	60,258	54.4
1929	87,748	49,659	36.1
1936	110,759	39,137	26.1
1938	116,548	36,955	24.1

た絶對數は今尙年々増加してゐるのである。現在七十餘年の歴史を有する布哇から聽て所謂第一世たる邦人達が姿を消す日もあるであらうが、彼等の遺業を繼ぐ日系米國市民の質的、量的躍進によつて將來尙よくその形態こそ異にはしても日本民族發展の繪巻が繰り擴げられて行くであらうことを信じて若き世代の人々に對して多大の期待を有するものである。而して日本の政府當局が將來舊に倍してその使命達成にまさき協力を奮むべきでないとは言ふまでもないことである。

以上に於いて述べたことは直接家族の性質には關係のない事柄であるけれども本項以下に紹介せんとする事項の背景をなしてゐるので参考のために記したものである。布哇に於ける邦人家族の構成に關しては前記米國社會學雜誌掲載のもの以外に手許に資料なく、この方面の研究は從來稍もすると政治的色彩をさへ帯ぶる可能性があつたため、恐らく今日迄餘り行はれてゐないのではないかと考へられる。従つて調査困難のため資料の蒐集、調査方法等に關しても再検討を要する點もあるであらうし、將來よりよき調査の行はれることを希望するものであるが、本文に於ては前記資料の要點を擧げて一般の参考に供したいと思ふ。統計中明らかに誤謬と思はれる點は適宜に訂正を加へておいた。同誌に掲載されたものの中、一九〇七年のものはホルル市布哇新報社發行の

「布哇日本人年鑑」によるものである。同調査は四、八四六人の男子氏名を擧げて居り、中、世帯主として記載のもの二、四〇二人とその家族の出生兒數に關するものであり、この家族數は當時布哇在住邦人家族の約一七％に該當するものであつた。其他の後年の資料は原文の筆者増岡氏（私は寡聞にしてこの人が如何なる社會的地位にゐる人であるか知らないのであるが、恐らく布哇に於ける社會科學研究の學徒であらうと考へられるのである）の調査にかゝるものである。

一九一〇年以前の布哇在住邦人の家庭は彼等の婚姻後日淺きもの多く、従つて子女の數も少く、その家庭は概して少人數であつた。一九〇七年の平均家族人員數は三・三人であつたが、當時に於ても既に農園は都市より家族の人員數多く、前者の三・六人に對して後者は三・〇人であつたことは興味ある現象である。

第三表 子女數より見たる邦人家族
2,402 の分布状態比率(1907)

子女數	農園 1,442 在家 住族	都市 960 在家 住族	合計 2,402 家 族
0人	37.0	48.3	42.6
1	22.8	24.6	23.7
2	18.6	15.6	17.1
3	12.5	7.0	9.8
4	4.8	3.0	3.9
5	2.3	0.9	1.6
6	1.2	0.3	0.7
7及び以上	0.8	0.3	0.6
合計	100.0	100.0	100.0

當時の家族構成を示すものとして、第三表に子女の數を擧げてゐるのであるが、これによると、調査中の全家族の四二・六％は子女なく、四〇・八％は一人乃至二人の子女あるのみであり、僅かに一六・六％が三人以上の子女を有する家庭であつた。

初代移住の邦人女子は妊孕率高く、その生活狀態の改善と相俟つて大家族をなすものが多いと増岡氏は云つてゐる。併し過去に於て文明諸國では往々にして生活程度の上は寧ろ出生兒數の減退を招來してゐる例多く、この場合には日本より渡來せる初代移住者達の生活程度が左程に高度のものとも考へられず、世界各國の初期移民に共通な過渡期的現象であると思へるのが至當ではあるまいか。小家族の人々は小金を溜めて母國に歸るものも少なくないので、大家族は更にその傾向を顯著ならしめて居り、彼等の家庭はその構成人員の單純なるにも係らず日本内地のそれに比して遙かに多人數を示してゐるのである。一九三〇年度に於ける布哇諸島の大農園在住家族の平均人員は五・四人であり、その數は地域別に見ても殆んど變化を示してゐないのである（一九二九年十二月三十一日現在の布哇砂糖耕作者組合の農園全人口の報告に基き集計せるものによると、四一農園に於ける家族人員數はハワイ島五・四人、マウイ島五・三人、オアフ島五・五人、カウアイ島五・六人であつた）。

増岡氏は更に一九三四年にマウイ島の砂糖農園に於て二二九家族に對して調査してゐるのであるが、その結果に従へば平均家族人員數は六・〇五人であつて前記のそれに比して遙かに高く、實際の人員數は耕作者達の報告せるものより多いのではないかとの疑問符を投げてゐる。但しこの兩者は調査方法を異にして居り、前者は住居を單位として例へ炊事や食事を共にし、その家計を一にするものであつても棟を分つて居れば二家族として

第四表 家族員数より見たる分布状態比率

家族員数	農園在住 229 (1934年)	住家 946 (1936年)	ホノルル 在住 946 (1936年)	合計
2人	6.9	7.3	7.1	7.1
3	13.1	11.8	12.5	12.5
4	9.2	17.5	13.4	13.4
5	11.8	14.7	13.3	13.3
6	12.2	13.8	13.0	13.0
7	14.9	15.2	15.0	15.0
8	14.9	9.2	12.0	12.0
9	11.3	4.9	8.1	8.1
10	3.9	3.8	3.8	3.8
10人以上	1.8	1.8	1.8	1.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

集計してゐるに對して、後者はこれらを「社會的家族」と稱し一家族として取扱つてゐる。而してこれらの調査は亦その時期を異にして居り、或は其處に何等かの社會的變化が行はれてゐることも考へられるのであるが、その間の消息はこゝでは明かにされてゐないのである。

今この二二九家族を所謂第一世、即ち日本より移住せる邦人家族と第二世即ち布哇出生の日系米國市民の家族を中心にその家族人員數を見ると、前者の平均は八人で後者のそれは三人である。日系市民達の家庭が少人數であるのは、主として彼等が未だ若年であり、婚姻後の歲月短く、産兒制限も行はれてゐる等の理由によるものと考へられるのである。故にこの實例を以て第二世の代表的家族人員數と見做すのは早計であるが、彼等の生活標準が米化された高度のものを理想として居り、東洋的家族制度に對する彼等の態度も變化しつつあるのであるから、第一世の如き大家族は彼等

布哇に於ける邦人家族の構成に就て

の世代以後には實現せざるものと見るのが妥當であらうと考へられてゐる。

一九三六年には布哇大學社會學部に於てホノルル市の九四六家族に關し調査を行つてゐる(第四表参照)。この調査は同大學の民族學の權威者ロマング・アダムス博士其他の指導下になされたもので、都市在住邦人の代表的なものとして移動率甚しき下層階級の五二八家族、勞働者階級の三三七家族、日系市民達が續々移轉しつつある住宅地域の比較的上流階級に屬する八一家族に就てなされたものである。これら九四六家族の平均人員數は五・六人で前記マウイ島砂糖農園のそれより遙かに少人數である。

この九四六都市家族に就て家族別人員數を見るに、五人以下のものは五一%を示し、六―七人のもの二九%、七人以上のものは二〇%であつた。これをマウイ島の農園家族に就て見ると、その割合は四一%、二七%、三二%の順で農園の遙かに大家族主義であることを示してゐるのである。而して都市家族の場合に於ても上述の農園のそれと等しく二様の形態に頒れ、第一世と第二世の平均家族人員數は各七人と四人の兩極限を示してゐるのである。

家族の大小は主として夫婦の婚姻持續期間の長短によつて決定されるのであるが、こゝでも九四六家族をその妻の年齢により三階級に分けてゐる。即ち妻の年齢が三〇歳以下のもの、三〇歳より四四歳迄のもの、四五歳以上のものそれである。斯くの如き分類により、婚姻期間及び年齢別差別出生率の家族人員數に及ぼす影響を究めんとしたものである。これらの三階級は世帯主及びその妻の出生地に從ひ更に六階級に小分類されてゐるが、これは家族の大小が生活の歐米化に及ぼす影響を觀察せんとしたものである。

第五表 ホノルル市在住家族の人員數、夫婦の年齢及び出生地別より見たる分布状態(1936)

	45 歳 及 び 以 上				30 歳 — 44 歳				15 歳 — 29 歳				合 計	
	夫婦共 日本生 及 び 夫 妻 布哇生		夫 日本生 妻 布哇生		夫婦共 日本生 及 び 夫 妻 布哇生		夫 日本生 妻 布哇生		夫婦共 日本生 及 び 夫 妻 布哇生		夫 日本生 妻 布哇生			
	夫 妻 日本生	%	夫 妻 日本生	%	夫 妻 日本生	%	夫 妻 日本生	%	夫 妻 日本生	%	夫 妻 日本生	%		
家族數	321	100.0	3	...	330	100.0	93	100.0	47	100.0	152	100.0	946	
人員數	1,814	...	17	...	2,068	...	540	...	222	...	640	...	5,301	
2人	33	10.6	12	3.6	4	4.3	3	6.4	17	11.2	69	
3	39	12.0	27	8.2	6	6.5	4	8.5	36	23.6	112	
4	43	13.4	40	12.1	18	19.4	14	29.8	50	32.8	165	
5	44	13.7	1	...	39	11.8	19	20.4	14	29.8	22	14.4	139	
6	41	12.7	2	...	51	15.5	14	15.0	9	19.2	14	9.3	131	
7	55	17.1	67	20.3	12	12.9	2	4.3	8	5.3	144	
8	28	8.7	48	14.5	8	8.6	3	2.0	87	
9	15	4.7	25	7.6	6	6.5	46	
10	14	4.4	16	4.9	5	5.4	1	2.0	36	
11	4	1.2	1	0.3	1	1.0	6	
12及び 以 上	5	1.5	4	1.2	2	1.4	11	
平均	5.65		5.67		6.27		5.81		4.73		4.21		5.6	
平均	5.65				6.17				4.33					

人口問題研究 第二卷 第六號

第六表 ホノルル市在住家族の出生兒數、夫婦の年齢及び出生地別より見たる分布状態

	45 歳 及 び 以 上				30 歳 — 44 歳				15 歳 — 29 歳				合 計	
	夫婦共 日本生 及 び 夫 妻 布哇生		夫 日本生 妻 布哇生		夫婦共 日本生 及 び 夫 妻 布哇生		夫 日本生 妻 布哇生		夫婦共 日本生 及 び 夫 妻 布哇生		夫 日本生 妻 布哇生			
	夫 妻 日本生	%	夫 妻 日本生	%	夫 妻 日本生	%	夫 妻 日本生	%	夫 妻 日本生	%	夫 妻 日本生	%		
家族數	321	100.0	3	...	330	100.0	93	100.0	47	100.0	152	100.0	946	% 100.0
出生兒數	1,044	...	13	...	1,354	...	294	...	101	...	255	...	3,081	...
0人	28	8.7	16	4.9	8	8.6	4	8.5	26	17.1	82	8.7
1	47	14.6	23	7.0	9	9.7	7	14.9	52	34.2	138	14.6
2	57	17.8	49	14.8	22	23.6	19	40.4	42	27.6	189	20.0
3	47	14.6	1	...	37	11.2	18	19.4	12	25.6	17	11.2	132	14.0
4	49	15.2	54	16.3	14	15.1	5	10.6	10	6.6	132	14.0
5	44	13.7	2	...	66	20.0	7	7.5	4	2.6	123	13.0
6	19	5.9	45	13.6	9	9.7	73	7.7
7	14	4.4	23	7.0	6	6.4	43	4.4
8	12	3.8	13	4.0	1	0.7	26	2.8
9	3	1.0	1	0.3	4	0.4
10	1	0.3	1	0.1
11	1	0.3	2	0.6	3	0.3
平均	3.32		4.33		4.12		3.54		2.34		1.68		3.25	...
平均	3.26				3.89				1.79					

豫期の如く家族人員數は三〇歳以下の部に於て最も少く、三〇―四四歳の中年階級が最も多數を示して居り、これらの平均家族人員數は若年階級四・三三人、中年階級六・一七人、老年階級五・六五人の割合である。夫婦の出生地の如何によつてその出産力に差のあるのは興味ある現象であるが、こゝでは布哇に於て出生せるものが日本より移住せる人々に比してその家族人員數は著しく少數であることを示してゐる。

家族の大小は婚姻による夫婦とその子女を單位とするものと、他の人員を含む場合とあつてその區別が往々にして判然としてゐない。第六表はこれらの状態を明かにするために婚姻別による出生兒數の大小を調べたものである。これによると、九四六家族を通じての一家族當平均出生兒數は三・二五人であり、前記三階級別に見ると、若年階級一・七九人、中年階級三・八九人、老年階級三・二六人となつてゐる。

兩親が布哇出生の場合と日本内地出生の場合では出生兒數が前者に於て少數であることは前述の如くである。一家族當平均出生兒數は布哇出生のものには妻が三〇歳以下の場合は一・六人であるが、内地出生のものは一・三四人であり、三〇―四四歳では三・五四人に對して四・一二人である。四五歳以上の階級に就ては布哇出生の夫婦の數が僅少であるため、比較は現在に於ては未だ不可能とされてゐる。斯る平均家族人員數の差に關する主要なる原因としては布哇出生の人々の間に産兒制限が稍一般的に行はれるに至つたことが挙げられるであらう。尙同地出生の中年階級が比較的多くの子女を有してゐるのは第一世が稍年長者である第二世達に對して與へた道德的影響に負う所が多いと考へられてゐる。

家族構成の縦の面とも云ふべきものに海外及び布哇群島間の移住とその移動率の高きこと、それによる家族人員數の縮少のあることが考へられ

布哇に於ける邦人家族の構成に就て

る。移住者達がその住み慣れた出生地を離れて海外に渡航するのは従來の社會的交渉と絶縁して新分野を切り開くことを意味する。従つて布哇に於ける彼等の家族生活は孤獨と寂寥の中に築く新天地であり、その代表的家庭は夫婦とその子女の二世代より成るものである。斯くして布哇在住の邦人家族中この二世代より成るものは全體の八四・七%の多きを占めてゐるのであるが、日本内地に於ける二世代家族は五三%に過ぎない(戸田貞三氏、家族の研究、昭和七年三五九―六四頁参照)。その原因としては前者の布哇在住期間の比較的短きこと、その子女が成長して婚姻後兩親の膝下を離れて彼等自身の家庭を持つ傾向が漸次濃厚となりつゝあるためなどが挙げられるであらう。

第七表 日布家族人員構成比較
(各千名の世帯主に對して)

世帯主に對する關係	日本*		布哇	
	1920	1934	1934	1936
	農村	都市	農園	都市
1 世帯主	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
2 妻	801.8	737.3	1,000.0	1,000.0
3 又 は 夫	10.2	12.7	10.0	63.4
4 子の血族	1,989.7	1,547.4	4,440.0	3,260.0
5 子の配偶者	141.3	42.3	70.0	35.9
6 子の孫	277.2	83.1	130.0	45.4
7 子の孫	3.3
8 曾孫	3.8	0.5
9 父兄の姉妹	287.1	167.6	20.0	82.5
10 父兄の姉妹	117.2	91.6	20.0	83.5
11 父兄の兄弟	7.2	4.7
12 甥伯の兄弟	29.3	29.5	20.0	54.9
13 甥伯の兄弟	6.3	4.2	10.0	4.3
14 祖父母	0.3
15 祖父母	16.6	7.5	...	4.3
16 其他	1.5

* 戸田貞三氏著家族の研究、昭和7年、346―47頁

同様の現象を異なる角度から見ると、布哇に於ける家族人員の構成と日本内地のそれを比較する方法がある。第七表の示す如くであるが、これによると布哇在住邦人家族の性質が非常に單純であることが明瞭となる。こゝでは世帯主の遠縁のものなどは居住せず、その家族形態は寧ろ米國のそれに類似して居り、或は亦日本の大都市のそれに等しいものであると云ひ得るのである。

前述の諸點は要するに布哇に於ける邦人及びその子孫の家族構成が漸次

單純化しつつあることを示してゐると云ふことである。即ちその人員は少數となり、構成人員も世帯主の近親者のみに限られて來つゝある。これらの傾向の原因としては上述の如く邦人、特に日系米國市民達の移動率の漸増、生活程度の上と産兒制限が擧げられるのである。布哇に於ける日系米國市民達が現在の段階を経て、將來如何なる出産傾向を示すかは豫斷の限りではないのであるが、人口問題研究の見地からは頗る意義深い現象としてその研究の繼續が期待されるのである。(大月照江)

布哇在住邦人及び日系米國市民職業別人口
(昭和十四年十月一日現在外務省調)

職業別	地域別		布 哇		
	在外公館別	在總領事館	ル内		女
			男	女	
總數		150,399	77,430	72,969	
前年同期トノ比較	増減				△800
本業者		40,341	32,754	7,587	
1 農耕、園藝、畜産		2,832	2,832	—	
2 同労働者		12,210	10,712	1,498	
3 森林業、林産物業		—	—	—	
4 同労働者		197	197	—	
5 漁業、製鹽業		1,148	1,148	—	
6 同労働者		615	615	—	
8 採鑛冶金労働者		—	—	—	
11 金屬工業		—	—	—	
12 機械、機具製造		—	—	—	
15 洗張、染色、洗濯業		350	270	80	
16 紙工業		—	—	—	
17 皮革、骨、羽毛品類製造		—	—	—	
18 木、竹類ニ關スル製造		—	—	—	
19 飲食料品、嗜好品製造		196	189	7	
20 被服、身廻り品製造		725	271	454	
21 土木建築業		141	141	—	
22 大工、左官、石工、ペンキ職		1,663	1,663	—	
23 製版、印刷、製本業		10	10	—	
24 學藝、娯樂、裝飾品製造		—	—	—	
26 其他ノ工業		153	153	—	
27 工場労働者		1,253	851	402	
28 物品販賣業		1,479	1,408	71	
29 貿易商(店員、社員ヲ含マス)		24	24	—	
30 金融保險業(店員、社員ヲ含マス)		3	3	—	
31 媒介、周旋業		4	4	—	
32 物品貸付及預り業		1	1	—	
33 會社員、銀行員、商店員、事務員、 旅宿、料理、貸附及藝妓業、遊藝 場、興業場		3,692	3,157	535	
34 藝妓、娼婦、酌婦其他		181	159	22	
35 理髮、髮結、浴場業		156	—	156	
36 其他ノ商業		539	366	173	
37 郵便、電信、電話従業者		265	265	—	
38 鐵道従業者		—	—	—	
39 鐵道労働者		423	423	—	
40 車馬業、自動車運轉手		393	393	—	
41 船舶従業者		—	—	—	
42 運輸取扱業		134	133	1	
43 運搬夫、仲仕等		300	300	—	
44 陸海軍人		—	—	—	
45 官公吏、雇傭		10	10	—	
46 宗教關係者		141	140	1	
47 教育關係者		704	351	353	
48 醫務ニ關スル業		238	148	90	
49 法務ニ關スル業		—	—	—	
50 新聞雜誌記者、通信員、著述者		56	56	—	
51 畫家、彫刻家、音樂家、寫眞師		108	89	19	
52 其他ノ自由業		—	—	—	
53 其他ノ有業業		1,263	905	358	
54 其他ノ労働者		3,803	2,761	1,042	
55 家事被傭人		4,223	2,214	2,009	
56 學生、練習生		2	2	—	
57 官公吏ハ慈善團體ノ救助ヲ受ク ルモノ		646	342	304	
58 在監受刑者		60	48	12	
59 其他ノ無職業者、職業ヲ申告セザ ル者		—	—	—	
60 従屬者(家族)		110,058	44,676	65,382	

彙報

健康保險法施行令中一部改正

健康保險法施行令中の一部改正に關する勅令は昭和十六年五月二十八日付官報を以て公布されたが、之を掲ぐれば次の如くである。

健康保險法施行令第四條標準報酬ニ關スル規定ノ改正 (昭和十六年五月二十七日勅令第六百十四號)

健康保險法施行令第四條第一項ノ規定ニ拘ラズ昭和十六年六月一日現在ニ依ル標準報酬ノ決定ハ之ヲ爲サズ健康保險法施行令第四條第一項ノ規定ニ依リ昭和十五年六月一日現在ニ依リ定メタル標準報酬又ハ同日後ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ定メタル標準報酬ハ同條同項ノ規定ニ拘ラズ次ニ改定セラルル標準報酬ガ效力ヲ有スルニ至ル日ノ前日迄其ノ效力ヲ有ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參考〕

大正十五年六月三十日勅令第二百四十三號

健康保險法施行令抄録

第四條第一項

標準報酬ハ毎年六月一日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ八月一日ヨリ翌年七月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス但

シ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ其ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ其ノ日ヨリ其ノ年七月三十一日(六月二日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ被保險者ノ資格ヲ取消シタル者ニ付テハ翌年七月三十一日)迄其ノ效力ヲ有ス

外務省の昭和十六年四月一日現在

中華民國在留本邦人口調の發表

外務省東亞局の發表になる昭和十六年四月一日現在中華民國在留本邦人口概計表の一部を掲ぐれば以下の如くで、總計五十萬六千餘人(内、内地人約四十萬三千)前年同期に比し約十一萬三千の増加(内、内地人の増加は九萬九千餘)、更に之を事變前の昭和十二年七月一日現在數約八萬七千人(内、内地人は六萬二千)と較べると寔に隔世の感を抱かしめる。

中華民國在留本邦人口比較

昭和十六年四月一日	昭和十五年十月一日	昭和十四年四月一日	昭和十二年七月一日
總計	五〇六、三三〇	三四二、一一二	二五、三二八
内地人	三四二、一一二	一三三、二九一	二一四、五二四
朝鮮人	一三三、二九一	三〇、八二七	一四七、一二六
臺灣人	三〇、八二七	四五八、五三五	五四、三三五
支那人	四五八、五三五	三一四、九三〇	一三、〇六三
其他	三一四、九三〇	一一九、一三〇	八六、九二三
支那人	一一九、一三〇	二四、四七五	四三、一〇八
朝鮮人	二四、四七五	三九三、六二九	二九、四七九
臺灣人	三九三、六二九	二六九、〇一一	一四、三三六
其他	二六九、〇一一	九九、二九〇	

主要都市別集計 (五〇名以上在留地)

地名	內地人	朝鮮人	臺灣人
昭和	四〇,一六三	八,三七七	二〇,六三〇
一六、四、一	三六,三三三	七,六七四	一八,三三九
一五、一〇、一	三〇,一五五	七,八四三	一七,六三一
一五、四、一	三〇,一五五	七,八四三	一七,六三一
一四、四、一	一七,二五五	四,〇九二	九,一七六
一三、七、一	六,二〇三	二,一七六	二,三七三
張家口	一八,一七八	九,一六六	一一
張北	四九,二	四五	一一
多倫	一一,二九	一一	一一
德化	六一	一一	一一
錫林郭勒	五四	一一	一一
宣化	一,〇八七	九五	一一
下花園	二四,九	一一	一一
蔚州	四四	一九	一一
康莊	二四,二	一一	一一
懷來	五八	一一	一一
沙城	八二	一一	一一
土木	六六	五	一一
大同	五,九二〇	九七八	二〇
岱岳鎮	二八,五	二二	一一
朔州	一八,五	三四	一一
陽高	五三	一〇	一一
渾源	五二	四	一一
口泉鎮	三九九	六七	一一
永定莊	三五九	一〇	一一
平旺村	五五六	三	一一
白洞村	九一	一一	一一
煤峪口	九五	六三	一一
保晉村	八八	一一	一一
厚和	三,八六九	二九五	一一
涼城	六四	一一	一一
武川	七四	二	一一
陶林	五二	四	一一
集寧	五六二	四一	一一
豐鎮	二一五	一七三	一一
包頭	一,八七五	二六一	一一
薩拉齊	一三〇	六二	一一
石拐子	八四	九	一一
安北	二二	三〇	一一
北京	六二,八〇八	一九,六六〇	四,五〇
北平	一,五五五	八七	一一
豐臺	一,五三〇	三三三	一一
保定	二二二	二五	一一
古北口	六三七	一七	一一
南口	二九〇	七八	一一
南苑	一,〇〇〇	一〇六	一一
長辛店	一五九	六一	一一
密雲	一一	一一	一一
唐子	一三	八八	一一
定州	一八〇	六七	一一
通州	三三七	六九	一一
天津	四二,五七四	八,八八一	二,九四
塘沽	二〇,四	七一	一一
滄州	七三〇	二一一	一一
新河	二,四八四	一七二	一一
軍糧城	六四	一一	一一
大沽	一六五	三	一一
唐山	二,一三二	八八三	一一
蘆臺	四八	四,二二三	一一
漢沽	八〇	二〇	一一
古冶	三二四	一六	一一
偏涼汀	一三七	六〇	一一
馬蘭峪	四八	一五	一一
姚家南山	七八	一一	一一
遵化	六四	一四	一一
山海關	二,一一二	二一一	一一
留守營	八	一〇九	一一
秦皇島	六六二	二九三	一一
北戴河	九八	三〇	一一
昌黎	一二四	一一六	一一
柳江	一〇二	一一	一一
長城炭鐵	一二六	二一	一一

原平鎮	崞	忻	太原	陽武	修武	焦作	清化	新鄉	衛輝	淇	大河溝	彰德	磁	邯鄲	順德	護鹿	藥城	晉樂	新樂	南宮	寧晉	正定	高邑	元氏	井陘	石門	金廠峪	
一八七	七八	一七八	一三、八二三	一二	二二	三三〇	一九七	二、一五三	七五	四六	五五	一、二四二	二二六	三一〇	六六七	五五	五六	三七	三七	三五	六〇	七三	八二	二八七	一〇、三七八	六三		
二二三	四二	六〇	二、一八八	四七	三八	一〇七	二二〇	二、一八六	八四	三一	三	三〇四	一一一	五三九	六九八	二一	四二	三五	四五	五五	四三	二二	四四	六三	五一	二、六六二	四	
		三	三					一六																	五			
汾陽	介休	平遙	初谷	太谷	榆次	下盤石	壽陽	程家莊	陽泉	晉城	高平	沁水鎮	潞安	蒲州	解州	運城	安邑	夏	聞喜	橫水鎮	候馬鎮	新峰	曲沃	翼城	洪洞	臨汾	寧武	軒崗鎮
一六九	一三六	一〇一	四一	二三一	七二三	六七	一七八	一一四	一、一〇八	一一三	四六	一九	三五二	三三	四四	一、一二九	二二	二四	三五	一五	五八	一二八	三一	七三	二九	一、三七二	三五九	一〇八
一五六	一八	一六	一九	一一三	四一七	六一	二四	二八	二二〇	二二七	八七	四四	四七二	四四	六六	六四〇	三七	三〇	六五	四八	八八	六五	八九	一四八	六三	六〇六	一一八	一〇
臨城	棗莊	德州	歷城	臨清	惠民	禹城	東昌	泰安	濟南	濰縣	坊子	高密	膠州	即墨	滄口	水清溝	四方	藍東鎮	青島	威海衛	羅山鄉	龍口	芝罘	泌石	離石			
三三二	四九〇	九二〇	五六	五五	六二	一〇〇	六三	二〇二	一七、〇七六	三二六	七六九	一二三	九四	三一	一、四〇一	四八一	一、六七八	一、五〇三	二八、三三一	一四〇	一三〇	二六八	一、三六五	八九	三一			
二二	一二四	五三二		三三	三五	二五	七一	六〇	二、三〇八	五	二七	六	九	二五	三七	五	一五一	一九一	二、一一六	一四	六	三三	五〇六	一〇二	五七			
									六	四									一五一				六					

彙報

通許	蘭封	歸德	開封	泗水	邳州	豐寧	睢寧	柳泉	新安鎮	碭山	宿遷	宿遷	徐州	洪山	博山	普集	青州	周村	張店	荷澤	濟寧	寧陽炭鎮	兗州	臨沂	滕州
二一	三九	五五九	四、〇一五	二四	一一〇	六	二一	一四五	一〇〇	六〇	六八	三六〇	五、二七七	五三	三五四	七五	二八八	一二六	一、二〇一	一八	二六八	二二二	七三二	五一	四四
六五	六四	一、〇五五	三、一三四	三九	六六	四八	六八	三一	三九	一六〇	一三一	一五六	三、一四一	一	三〇	一	一	一五	三一	三三	一七三	一三	一一九	八六	三〇
			三									五	二七												
灣沚鎮	馬鞍山	太平	蕪湖	淮南	固鎮	蚌埠	丹陽	楊州	鎮江	卸甲甸	龍潭	明光	徐鎮	浦口	浦口	南京	墟溝	連雲港	海州	大浦	新浦	拓城	封邱	考城	杞城
三九	二三四	八六	一、四五五	六五五	四五	一、〇八四	七四	九四	一、〇九八	七七	一〇一	六三	六二	二五八	三四七	一〇、八四九	一五〇	八三一	五六	七〇	一、一一五	一四	三〇	二二	一四
一三	六	二四	一三六	六三	八六	一、四一六	五	一〇	五〇			一	二五	七	三五	五〇七	一〇	一〇	一七	一一	一二七	六八	四二	三〇	四四
	三		五四	六		四六	一	四	四二	一四	一			四	四	六〇二			一						
漢口	湖口	九江	嘉興	硤石	長安	湖州	杭州	威墅堰	常州	江陰	無錫	常熟	崑山	蘇州	南通	崇明島	松江	上海	大通	安慶	荻港	廬州	巢縣	裕溪口	
八、四二七	四五	一、一三〇	八二一	一〇三	八四	六三	二、一五四	二九三	八七五	一一五	一、〇三八	五一	八六	一、八四〇	三五三	七五	九七	七五、一三一	六八	五二九	一五三	三〇二	二一六	一九一	
一、〇七八	三五	二一九	一七		三		三七	三	三六	三	五八	一	二	一一五	一一		二	五、〇五五	四三	八七	三二	三〇	七	二	
一七四	二	三〇	一〇	七		四	一五八		五	二	四七		三	二九	六		六	三、二二九	一〇	八				一	

信陽	一二三	六五	五	七二
應山	一〇〇	六八	一	一、五一六
應城	八八	二六	三	一一一
長江埠	四七	一三	一	三六
安陸	一五	七二	一	
孝感	二九	六一	一	
宜昌	一四一	一三二	一	八、三〇三
當陽	四四	一三三	一	一〇九
河浴鎮	一一	六〇	一	四八
龍泉鋪	一	五八	一	一二四
黃陂	三五	三七	九	四四
沙市	五五	三〇	一	三五
天門	三八	二八	一	六五
石灰窑	九五六	四一	一	七四
大冶	三〇	二一	一	二二
陽新	二七	三八	四	二二
鐵山鋪	二二一	一四	一	九七
武昌	一、一七〇	二三七	一	二七
咸寧	六九	三三	一	九三
趙李橋	四五	一一	一	四四
蒲折	一〇六	九二	一	七三
羊樓洞	五〇	二六	一	一一
大沙坪	四一	五四	一	二二
岳州	一七二	六一	一	三九
臨湘	五五	三一	一	二二
廈門	一、六六四	七四	一	三三
鼓浪嶼	一二六	一	一	一六
澳門	七、五二六	五四四	一	二八
香港	二〇	三八七	二	一三一
汕頭	八九一	七	一	
潮州	四七	三二	一	
蕪埠	一三	二四	一	
廣東	八、三〇三	三九八	一	
黃埔	一〇九	一二	一	
西村	四八	八	一	
佛山	一二四	三三	一	
增城	四四	一	一	
沙頭鄉	六五	一九	一	
石岐	七四	七〇	一	
三水	二二	四	一	
寶安	一一一	一三	一	
琛圳	九七	二七	一	
海口	一、〇八一	九三	一	
瓊山	一二九	四四	一	
儋州	六六	七三	一	
陵水	二九	一一	一	
崖東	八一〇	三九	一	
瓊東	三七	一六	一	
感恩	七一	二〇	一	

外務省調査部の昭和十四年度在外本邦人人口調の發表

外務省調査部に於ては毎年十月一日現在を以て調査せらるゝ在外帝國領事館の報告(註1)に基き、「海外各地在留本邦人人口表」並に「海外各地在留本邦内地人職業別人口表」を刊行してゐるが、最近發表になる昭和十四年度(註2)の集計より其の主要數字を再録すれば以下の如くである。

(註1) 關東州及び南洋委任統治地域に就ては關東州廳並に南洋廳の定期報告に依り、滿洲國に就ては滿洲國治安部警務司刊行の「滿洲帝國現住戸口統計」に依る。

(註2) ソ聯邦中、在ブラゴウエスチエンスク、在ノヴォシビルスク及び在歐露、在オデッサ各領事館、並に中華民國中、在成都、在福州の各總領事館及び在沙市、在宜昌、在長沙、在沙頭、在重慶、在鄭州、在雲南の各領事館分は調査當時一時引揚げに付き全然計上せられ居らず。又、南洋委任統治地域並に蘭印中の在スラバヤ領事館及び在ポーランド、在和蘭及び在ハンガリー各公使館分は報告未着の爲昭和十三年度分が計上せられてゐる。

昭和十四年十月一日現在に於ける在外本邦人總數(關東州及び南洋委任統治地域を含む、但し滿洲國の分を含まず)は約百十二萬五千人その對前年増は約十二萬六千人で、その民籍別内譯は次の如くである。

總數	對前年增人
內地人	一、二四六四九
朝鮮人	一、〇五四三〇四
臺灣人	五、六二八四
右の内、朝鮮人は布哇の六千七百餘人、キューバ國の四百人弱及び北米合衆國の三百餘人を除き殆んど凡て中華民國に在住するもので、なほ中華民國在住の朝鮮人に關しては相當多數の調査漏れ乃至調査不能者がある見込となつてゐる。又、ソ聯極東地方在住の朝鮮人についても同様で一九三一年三月沿海州朝鮮人機關誌「先鋒」は總數十九萬四千二百十九人と發表してゐるが、その大多數はソ聯邦の國籍を取得し且つソ聯邦官憲の保護の下に生活してゐるもので帝國公館に對し正規の届出を爲さず適當なる計數を知ることを得ぬといふ。臺灣人は上海、廣東、厦門等の南支方面に約一萬一千五百餘人、南洋方面に約一千餘人在留してゐる。特に在留本邦人數一千人を超ゆる海外諸地方を掲ぐれば次の如くである。	
中華民國	二一六、六四一
ブラジル國	二〇二、二一一
布哇	一五〇、三九九
北米合衆國(本土)	一二三、一一八
比律賓群島	二五、二六九
ペルー國	二一、六五六
英領カナダ	二一、五一一
アルゼンチン國	六、八九三
蘭領東印度	六、四八五
メキシコ國	五、四八一

英領馬來	對前年度增加
英領馬來	五、〇四三
濠洲及新西蘭	一、五五五
英領北ボルネオ及英國保護サラワク	一、七九九
英領印度、ビルマ及錫蘭	一、三二六
英吉利國	一、二八〇

又、昭和十四年度在外本邦内地人の職業別分布の狀況を見るに、其の總集計は次の如くで、

職業別	人	對前年度增加
總數	七九七、〇五八	一一八、五八三
有業者	二九〇、六四五	七三、八四一
一 農業	八〇、五八八	九七一
二 水産業	八、一四五	二七
三 鑛業	一、七六九	一〇三
四 工業	二六、八四二	六、九五七

總數七十九萬七千餘人中の有業者總數二十九萬六千餘人(過半数は無業者即ち家族となる)中商業最も多く農業之に亞ぐ。各業共孰れも増加の跡を示すも商業關係また最も顯著なり。更に之を在留者數の比較的多數なる主要國(又は地域)別に概觀せる外務省調査部の記述を掲ぐれば次の如くである。

(イ) 中華民國、英領香港及葡領澳門——同地方に於ける在留邦人數は二十一萬七千二百六十七人にして、昭和十二年度は事變の爲め同地在外公館の一部を引揚げたる爲め計數を得ず其の後漸次治安回復と共に同地に於ける在留内地人も次第に増加し事變後今日迄素晴らしい躍進振りを示したり、中華民國に於ては昭和十四年度には事變前の昭和十一年度と比較するに約四倍弱にして北支に於ては北京天津地方、青島を中心とし長江方面は上海を中心として輸出入貿易又は金融業に従事する本邦商社、銀行等の支店員又は派遣員其の他商業關係者最も多く、北支方面に於ては紡績筋を始めとして羊毛、バルブ、電氣等の諸企業及産業開發等の目的を以て進出せる商社員及旅館、料理店等の接客業者等も漸次多數算し來れり。

(ロ) 英領印度、「ビルマ」及錫蘭——此の地方は在留本邦内地人數は一千三百二十六人にして内「カルカッタ」孟買「カラチ」蘭賣方面に於ては主として棉花の買付又は綿絲布、雜貨等の本邦商品の取扱に従事する本邦商社員にして「ビルマ」及錫蘭地方に在りては小商業、漁業、新聞雜誌記者等比較的多數あり。

(ハ) 「ソ」聯邦極東地方——同地方に於ける在留者は一千七人にして前年度より五百十七人の減少を示したり、此れは殆んど全部が日「ソ」間の條約に依る石油及石炭等の利權契約關係に基く本邦商社の従事者にして從來屢々本問題を巡り日「ソ」に紛争起し帝國公館も一時引揚げの公館もあるに至り最近「ソ」聯當局の本邦人に對する壓迫はなほだしき爲と目せらる。

(ニ) 南洋方面の在留内地人數は三萬九千四百六十三人にして前年よりも一千一人の減少にして其の地域別分布を示せば次表の如し。

國別	人口
總數	三九、四六三
暹羅國	五七六
佛領印度支那	二二九
英領馬來	五、〇四三
英國保護「サラワク」	一、七九九
英領北「ボルネオ」	

蘭領東印度 六、四八五
比律賓群島 二五、二六九
「ゲアム」島 六二

比島に於ける約半数は同島「ダヴァオ」地方に於て麻の栽培に従事す、その他商業關係者、漁業及商社員、手工業等比較的多し、蘭領東印度の約六千四百餘人、英領馬來の約五千餘人は漁業、「ゴム」、椰子業の栽培關係者、小賣業及錫鑛業關係者を其の主たるものとし、英領北「ボルネオ」在留者の約半数は漁業關係者にして農業及工場勞働者比較的多し。

二、北亞米利加

(イ) 米國本土在留の本邦人は十二萬二千一百十八人にして、加州を中心として太平洋沿岸各地に散在する者其の過半数を占む、此れを職業關係別に見るに野菜耕作、果樹、花卉の栽培を主とする農業者にして、此れに次ぐは商社員並に物品販賣業なり、その他飲食店經營、家庭使用人、日傭勞働者、工場勞働者等比較的多し。

(ロ) 布哇在留本邦人は約十五萬餘人にして前年度よりも八百人の減少を見たり。又其の職業關係に付いて見るに最も多數なるは甘蔗栽培を主としたる農耕關係者なり。又其れに次いで會社員、商店員、日傭勞働者、家庭使用人、土工、左官、石工、ペンキ職、小賣業者等多數算し其の他手工業者、教育並に醫務關係者も亦比較的多數を算す。尙布哇に於ける漁業は殆んど全部が本邦人の獨占の事業と稱せらる。

(ハ) 英領「カナダ」在留本邦人は二萬一千餘人にして其の殆んどが太平洋岸英領「コロンビヤ」州に在り工場勞働者最も多く此れに次いで漁業及農耕並に伐木

勞働に従事するものなり。

三、中南米諸國

中南米諸國に於ては其の在留者數は二十三萬九千七百二十五人にして其の八割四分を占むるは「ブラジル」國にして之に次ぐは「ペルー」國其他「アルゼンチン」國及「メキシコ」國等の順位にして次に各國別在留人分佈狀況を示せば次表の如し。

國	別	人	口
總	數	二三九、七二五	
「メキシコ」國		五、四八一	
「キューバ」國		六六三	
「エル・サルヴァドル」國		七	
「パナマ」國		三五五	
「コロンビア」國		二九四	
「ヴェネズエラ」國		二五	
「ペルー」國		二一、六五六	
「ボリヴァリア」國		七一九	
「チリ」國		七〇八	
「ブラジル」國		二〇二、二一一	
「アルゼンチン」國		六、八九三	
「パラグアイ」國		六二〇	
「ウルグアイ」國		九三	

(イ) 「ブラジル」國——中南米諸國中最も多數の邦人を擁し昭和十四年度に於ては二十萬二千二百十一人にして前年度より二千三百三十一人の増加なり、同國在留者の九割迄は「サンパウロ」州に在留し其の大多數は珈琲園、勞働等の農業に従事するものなり。近年遠く奥地に進出して米、馬鈴薯等の耕作及棉花の栽培等に従事するもの漸次増加の傾向あり。

(ロ) 「ペルー」國——在留内地人總數は二萬一千六百五十六人を數へ其の大多數は首都「リマ」市及其の商港「カイヤオ」等の都市に集中し居れり、都在留者の多數は雜貨食料品の販賣、珈琲店、料理店、理髮店等の小營業に従事するもの、家庭勞働に従事するものも多く工場勞働者も比較的多し、其の他本邦商社の支店員及派遣員として駐在するもの中南米諸國を通じて最も多し。又米、棉花、甘蔗栽培を主としたる農業に従事する者海岸地帯に多數算す。

(ハ) 「アルゼンチン」國——在留内地人總數は六千八百九十三人にして中南米中第三位なり、又同國在留者の過半数は首都「ブエノスアイレス」市に集中し其の職業を見るに小規模なる營業多く、洗濯業に従事する者最も多く、其の他農業、珈琲店、料理店、工場勞働者、家庭勞働に従事する者も比較的多數を算す、尙近年に於て邦品の海外進出と之が新市場開拓の爲め本邦商社派遣の支店又は出張員も比較的多し。

(ニ) 其他の諸國——前記以外の中南米諸國在留邦人は小規模なる雜貨販賣、飲食店經營等の小營業に従事する者、農耕に従事する者等其の大部分を占む、其の合計三千四百八十四人なり。

四、濠洲地方

在留内地人の總數は一千五百五十五人にして之を地方別に見るに、濠洲の約一千三百餘人、西濠洲の約二百餘人、北濠洲の約七百餘人、南濠洲の約三百餘人、此れに次いで「ニューカレドニア」島の百三十九人、新西蘭の三十六人なり。其の職業別に於ては濠洲在留者は木曜島方面の眞珠採取業關係者多く、「クインラン」D「洲」の漁業、製鹽業、勞働者、西濠洲の船舶從業者等

比較的多數にして、其の他會社員、洗濯業等の小商業者も多し、「ニューカレドニア」在留者は島内各地に散在し居れり、漁業關係者最も多く、農業關係者之に次ぐ、其の他小賣業者、家庭勞働及日傭等の勞働に従事するものの順位なり。

歐洲諸國に在留の内地人は二千四百二人にして其の大多數は英吉利、獨逸及佛蘭西諸國に在り、官公吏、本邦商社よりの派遣員、學生、美術、音樂研究者多數を占む。

六、阿弗利加
阿弗利加に於ては、埃及國、「エチオピア」、英領東阿、南阿聯邦、佛領「アルジェリー」及佛領「モロッコ」を合せ、在留内地人數漸く百六十七人に過ぎず。其の多數は商業關係者なり。

在外本邦内地人國別及職業別人口 (昭和十四年十月一日現在)

國別	職業別	總數	對昭和十三年增加減數(△は減少)		職業別										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
總	數	1,040,304	126,093	49,824	1	97,508	13,328	5,287	76,433	143,094	50,920	64,920	15,926	33,288	555,320
關東	州	1,061,054	75,210	128,824	1	1,768	1,768	1,768	4,655	33,320	24,275	43,534	3,538	15,843	1,772,121
南洋委任統治地域		1,141,141	—	9,926	—	15,152	33,077	1,782	5,946	4,994	1,366	1,700	1,063	4,527	3,121,811
海外各地		757,089	128,583	29,024	—	80,588	8,145	1,769	2,883	103,980	25,351	30,666	2,466	1,218	5,643,311
ソ聯邦極東地方		1,400,140	517	20	—	10	72	72	—	281	—	28	—	77	
中華民國		226,411	12,633	13,131	—	26	33	65	2,455	67,955	2,343	13,644	2,566	4,078	9,440,441
英領香港		67	7	—	—	—	—	—	6	258	—	62	—	181	
葡領澳門		9	5	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	2	
暹羅		56	5	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	2	
佛領印度支那		56	5	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	2	
英領馬來		5,033	877	2,331	—	10	80	4	131	1,651	1	64	5	1,222	
英領北ボルネオ		5,033	877	2,331	—	10	80	4	131	1,651	1	64	5	1,222	
英國保護サラワク		1,921	305	2,226	—	—	—	—	310	1,329	—	27	—	1,441	
リバン(佛國委任統治)		22	2	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	2	
イラン		3	3	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	10	
アフガニスタン		10	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	
英領印度		1,313	74	—	—	—	—	—	44	494	3	15	5	600	
錫蘭		1,313	74	—	—	—	—	—	44	494	3	15	5	600	
比領東印度		6,464	14	—	—	—	—	—	2,447	2,154	14	101	3	3,188	
蘭領東印度		6,464	14	—	—	—	—	—	2,447	2,154	14	101	3	3,188	
比律賓群島		2,327	57	—	—	—	—	—	1,141	1,154	27	268	—	2,306,929	

在外本邦内地人洲別及職業別人口 (昭和十四年十月一日現在)

洲別	職業別	總數	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			農業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務	家事	其他の	無業
			業	業	業	業	業	業	自由業	使用人	有業者	(非として家族)
總	數	1,084,404	497,508	133,036	5,277	76,433	142,004	50,910	64,905	159,966	322,888	555,390
亞細亞洲	數	445,336	311,888	48,633	3,599	57,373	107,579	46,008	57,330	64,088	101,333	555,390
北亞米利加洲	數	343,038	201,100	43,966	3,561	97,755	210,050	26,933	42,777	76,333	72,110	316,121
南亞米利加洲	數	339,733	54,888	3,788	20	3,176	8,893	49,999	1,093	710	2,966	316,121
大洋洲	數	72,666	11,077	3,788	1,722	6,166	5,888	1,560	2,607	1,095	4,561	316,121
歐羅巴洲	數	110,111	1,111	—	—	—	—	—	—	—	—	110,111
阿弗利加洲	數	334	102	—	—	—	—	—	—	—	—	102

(備考) 亞細亞洲には關東州を、北亞米利加洲には布哇を、南亞米利加洲には、メキシコ、國「エル、サルヴァドル」國「キューバ」國及「パナマ」國を、大洋洲には南洋委任統治地域を含む。

在外本邦内地人職業別人口年比較 (昭和五年度—同十四年度)

職業別	年度	昭和十四年度	昭和十三年度	昭和十二年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和五年度
總數	對前年增加數	1,084,404	1,431,158	1,279,996	1,310,117	1,146,462	1,058,338	918,177	835,100	753,317
1 農業	對前年增加數	497,508	1,416,661	59,379	73,655	88,135	140,155	93,077	47,154	101,883
2 水産業	對前年增加數	133,036	687,936	56,096	104,134	109,968	100,853	458,943	433,100	377,736
3 鑛業	對前年增加數	5,277	1,323	8,335	7,733	6,763	5,826	3,126	3,423	3,423
4 工業	對前年增加數	76,433	110,527	77,668	74,555	78,377	63,719	60,226	58,329	58,329
5 商業	對前年增加數	142,004	156,738	148,393	138,532	130,531	116,182	102,692	94,331	94,331
6 交通業	對前年增加數	50,910	67,066	64,010	62,447	60,238	47,974	42,962	42,962	42,962
7 公務	對前年增加數	64,905	124,198	93,756	82,350	73,022	67,280	60,410	53,385	53,385
8 家事使用人	對前年增加數	159,966	227,000	193,234	193,234	185,338	161,156	171,066	184,191	184,191
9 其他の有業者	對前年增加數	322,888	50,734	30,937	30,937	30,937	30,937	30,937	30,937	30,937
10 無業 (主として家族)	對前年增加數	555,390	73,333	71,528	69,079	63,696	59,938	50,677	45,137	45,137

(備考) 各年十月一日現在數、關東州南洋委任統治地域を含む。

昭和五年度分には内地人(七四〇、〇七四)、朝鮮人(三、七五一)及臺灣人(八、六九二)を含む。

(補註) 昭和十四年度分には滿洲國の分を加算せず、但し對前年增加數の計算には前年度の在滿洲國內地人數(四九二、九四七)を加算せられあり「人口問題研究所補註」。

在外本邦内地人主要地域別人人口累年比較 (明治三十七年度—昭和十四年度)

年度	國別	總數	關東州	南洋委任統治地域	海外各地	「ソ」聯邦極東地方	滿洲國	中華民國	比律賓	群島米領	北米合衆國	布哇	英領	ブラジ	ペルー
明治三十七年		二二八,五九一	—	—	一三八,五九一	—	—	八,五五〇	二,六五二	四八,三五四	六五,〇〇八	三,八三八	—	—	一四,八六
四十二年		二八八,六七六	五五,四八七	—	三三三,一八九	—	三,四七〇	一六,六〇七	二,一五六	七,〇七九	六五,七六〇	八,八五〇	—	—	四,五六〇
大正三年		三三〇,八七二	四八,九〇九	—	三〇九,八〇三	—	四,五六三	二二,六六三	五,二九八	八〇,七五五	九〇,八〇八	一一,九五九	—	—	五,三八一
八年		三五三,九二一	五六,〇二八	—	四七五,九七三	—	七,三五四	五九,一〇九	九,七九八	二五,一九五	一一四,二八三	一六,六五〇	—	—	三,一三四九
九年		三五二,七八四	六九,〇八〇	—	四七〇,四〇一	—	八,三三五	五四,五四四	九,三三七	二五,三三五	一〇八,一〇九	一七,六八八	—	—	三,四四五六
十年		三五八,一〇一	七五,八三四	—	四九〇,九六一	—	六,二三四	五七,八三三	八,六二二	二五,三七七	一一三,三九九	一八,六二七	—	—	三,五〇五
十一年		三五〇,〇三三	八一,五七三	—	四〇〇,九三九	—	一,一〇一	五九,三三一	七,五八七	二五,〇六三	一一六,一六九	一八,七二二	—	—	三,七五五八
十二年		三五九,〇九一	八五,四七八	—	四二二,三四四	—	一,一〇一	四八,五八七	七,〇三六	二五,三九九	一一八,八三三	一九,七二九	—	—	三,九一〇九
十三年		三五九,六六一	八六,二六一	—	四〇〇,五九三	—	一,一〇一	四四,二六九	八,三九〇	二五,三九九	一一三,三九九	一九,一六〇	—	—	四,一七七四
十四年		三六一,四四九	八七,五五〇	—	三五七,七四八	—	九,九二二	四七,六二三	八,九九五	二五,〇〇〇	一二七,九五一	一九,六七九	—	—	四,九四〇〇
十五年		三六〇,〇九九	九三,三五四	—	三五九,〇三三	—	一〇,一〇一	四八,九六一	一〇,一〇一	二五,六六五	一二七,九五一	一九,八八五	—	—	五,五四八
昭和二年		三六六,三三三	九六,六六九	—	三五〇,八八四	—	一〇,一〇一	五一,六九八	一一,二八八	二五,〇七八	一二九,七七七	二〇,一五五	—	—	六,五二〇
三年		三六九,八八八	一〇〇,七七九	—	三五六,四〇八	—	一〇,一〇一	五五,一五六	一四,二四一	二五,七〇一	一三〇,九四一	二〇,九四一	—	—	七,四八八
四年		三六九,四四九	一〇六,四七七	—	三五六,九四一	—	一〇,一〇一	五五,七〇八	一五,七七二	二五,九四九	一三〇,四四二	二一,六六四	—	—	八,〇一〇
五年		三六九,〇四九	一一五,四六八	—	三五四,四一七	—	一〇,一〇一	五五,九六一	一九,五七二	二五,九九九	一三〇,九九九	二二,〇八五	—	—	八,五〇一
六年		三六九,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	—	三五五,〇〇〇	—	一〇,一〇一	五五,〇〇〇	一九,〇〇〇	二五,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	—	—	九,〇〇〇
七年		三六九,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	—	三五五,〇〇〇	—	一〇,一〇一	五五,〇〇〇	一九,〇〇〇	二五,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	—	—	九,〇〇〇
八年		三六九,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	—	三五五,〇〇〇	—	一〇,一〇一	五五,〇〇〇	一九,〇〇〇	二五,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	—	—	九,〇〇〇
九年		三六九,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	—	三五五,〇〇〇	—	一〇,一〇一	五五,〇〇〇	一九,〇〇〇	二五,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	—	—	九,〇〇〇
十年		三六九,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	—	三五五,〇〇〇	—	一〇,一〇一	五五,〇〇〇	一九,〇〇〇	二五,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	—	—	九,〇〇〇
十一年		三六九,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	—	三五五,〇〇〇	—	一〇,一〇一	五五,〇〇〇	一九,〇〇〇	二五,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	—	—	九,〇〇〇
十二年		三六九,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	—	三五五,〇〇〇	—	一〇,一〇一	五五,〇〇〇	一九,〇〇〇	二五,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	—	—	九,〇〇〇
十三年		三六九,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	—	三五五,〇〇〇	—	一〇,一〇一	五五,〇〇〇	一九,〇〇〇	二五,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	—	—	九,〇〇〇
十四年		三六九,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	—	三五五,〇〇〇	—	一〇,一〇一	五五,〇〇〇	一九,〇〇〇	二五,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	—	—	九,〇〇〇
十五年		三六九,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	—	三五五,〇〇〇	—	一〇,一〇一	五五,〇〇〇	一九,〇〇〇	二五,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	—	—	九,〇〇〇

(備考) 大正十三年度分迄は各六月末現在、同十四年以降は十月一日現在。

財團法人人口問題研究會主催人口問題東北地方協議會の開催計畫

財團法人人口問題研究會に於ては東北地方人口問題の地域的特殊性を論議究明し併せて人口問題に關する健全なる知識思想の普及を目的として今般厚生省、東北帝國大學、宮城縣及び仙臺市の後援の下に昭和十六年六月六、七兩日に互り仙臺市に於て人口問題東北地方協議會を開催することとなつたが、同會開催の要項を掲ぐれば次の如くである。

人口問題東北地方協議會開催要項

- 一、主催 財團法人人口問題研究會
- 一、後援 厚生省、東北帝國大學、宮城縣、仙臺市
- 一、趣旨 東北地方に於ける人口問題に關し其の地方的特殊性を論議究明し之が適正なる解決策の樹立に資すると共に人口問題に關する健全なる知識思想の普及を圖り以て東北地方人口の量的及質的増強進展に資せんとす。
- 一、日時 (第一日) 昭和十六年六月六日(金)午前八時半より
- (第二日) 同七日(土)午前八時半より
- 一、場所 齋藤報恩會館講堂(仙臺市大聖寺裏門通)
- 一、日程 (第一日)
 - 1 開會式
 - 2 研究報告會(午前)
 - 3 午餐(仙臺市長接待)
 - 4 研究報告會(午後)

(第二日)

- 5 晚餐(人口問題研究會々長招待)
- 6 特別報告
- 7 懇談協議
- 8 午餐(東北帝國大學總長接待)
- 9 松島觀光(宮城縣知事接待)

一、特別報告 左の事項に就き特別報告を爲す。

- 1 「我國人口の趨勢」
人口問題研究所企畫部長 中川友長氏
經濟學博士
- 2 「人口政策確立要綱」
全黨院調査官 美濃口時次郎氏

一、研究報告 左の研究及意見の發表を行ふ。

- 東北地方の人口分布概観
東北帝大法文學部 田中館秀三氏
- 舊仙臺藩の人口政策
東北學院 玉山勇氏
- 宮城縣下の二三の農漁村に於ける人口構成圖
宮城縣師範學校 田邊一郎氏
- 東北六縣公表戸口當り生産力の質的吟味
栃木縣統計課 加地成雄氏
- 青森縣の出生率に就いて
厚生科學研究所 川上理一氏
久保秀史氏
- 東北人口の動態性變動に就いて
人口問題研究會 増田重喜氏
- 東北六縣に於ける乳幼児死亡に就いて
大阪府社會課 丸山博氏
- 死産及新産兒死亡の原因と之が豫防對策に就いて
東北帝大醫學部 篠田糺氏

○流 早、死産より觀たる東北地方の特質

東北帝大醫學部 九嶋勝司氏

○東北地方に於ける乳幼児死亡率を高むる疾患に就いて

日本赤十字社岩手縣支部 南出英憲氏

○乳幼児檢診成績に就いて

仙臺市厚生部 鈴木芳之助氏

○東北地方性病蔓延の現況に就いて——特にワツセルマン反應集團檢査成績に就いて

東北帝大醫學部 伊藤實氏

○東北地方に於ける二、三農村の結婚狀況

東北帝大醫學部 海老名敏明氏

○冷凶害作と學童の身長體重發育

東北帝大醫學部 安倍弘毅氏

○岩手稗食地方の榮養に就いて

岩手縣科專門學校 工藤祐三氏

○腦溢血死亡者の統計的觀察

山形縣酒田保健所 石井正氏

○臺灣本島人の結婚狀況——臺北州北投街に於ける調査成績

東北帝大醫學部 中村隆氏

○人口配分の方法に就いて

内務省仙臺土木出張所 金森誠之氏

○國土計畫と人口

商工省 吉田秀夫氏

○國土計畫と東北産業の地位

東北産業科學研究所 小岩忠一郎氏

○東北地方に於ける土地開發と人口移入

内務省仙臺土木出張所 天埜良吉氏

○未定

内務省仙臺土木出張所

笠原 宏氏

○移植民政策と人口問題

北海道大農学部

上原 徹三郎氏

○國土計畫と厚生施設の配置に就いて

東北帝大法文部

服部 英太郎氏

○無醫村有醫村と人口移動率に就いて

岩手縣科専門學校

根本 四郎氏

○職業と人口問題

山形縣師範學校

長井 政太郎氏

○農村人口收容力と農業經營形態——特に東北地方の問題として——

京都帝大農学部

大槻 正男氏

○山村に於ける人口置換現象

岩手縣黑澤尻中學校

山口 彌一郎氏

○農業勞働力調査を通じて見たる東北農村社會の模様(中間報告)

積雪地方農村經濟調査所

小池 保氏

○福島市近郊農村に於ける勞働力

福島高等商業學校

中村 常次郎氏

○都市配置との關聯に於て見たる奥羽地方人口供給力に關する若干の考察

人口問題研究所

館上 田正 稔氏
窪田 嘉彰氏

○東北地方に於ける所得と人口

早川 三代 治氏

一、懇談協議 參會者懇談の形式にて協議をなす。

一、參加資格並に方法 參加者は左に該當するものと所定の中込書に依る(會費不要)。

(イ) 東北地方各大學高專關係職員。

(ロ) 東北地方各官廳關係者にして知事の推薦したるもの。

(ハ) 東北地方關係團體職員にして本會に於て適當と認めたるもの。

(ニ) 東北地方特殊研究者にして本會に於て適當と認めたるもの。

(ホ) 本會々員
(ヘ) 其の他本會に於て推薦したるもの。

一、參考事項

1 人口問題東北地方協議會事務所を東北帝國大學法文學部經濟研究室内に設く。

2 本協議會に關する照會等はすべて右事務所宛にされたきこと。

3 本協議會に關する記録は之を取纏めの上報告書を作成する豫定。

一、公開講演會 尙協議會終了後、仙臺、盛岡(六月七日夜)、山形、青森(六月八日夜)の各地に於て人口問題講演會を開催す。

財團法人厚生科學研究會の第一回總會の開催

總會の開催

財團法人厚生科學研究會の第一回總會は昭和十六年四月八、九兩日に互り東京市芝區厚生科學研究所に於て開催せられたが、同總會に際し發表された研究報告の題名及び報告者名を掲ぐれば以下の如くで、本人口問題研究所よりも西野、青木、横田、笠間、梅澤の五名出席所掲の如き報告を行ふところあつた。

厚生科學研究會第一回總會研究報告

第一部會 事變下國民疾病災害豫防並に作業能力増進に關する問題

鉛中毒の早期診斷に就いて

湯淺蓄電池保健部

原田 福象

チヂン法による鉛の定量法

川崎 近太郎
末永 永泉

或る鉛作業と其の從業員の健康状態

厚生科學研究所
産業衛生部

赤塚 京次
森下 正太郎
横橋 五郎
福山 富太郎

弗素と蝕蝕發生に就ての一考察

東京齒科醫專衛生細菌學教室

木村 肇

邦製化學療法劑の效力に關する實驗的研究の總括

東京齒科醫專衛生學教室

米澤 和一
湯本 實

體力に關する研究(第二報)

日本鋼管豫防醫學研究所

籠山 京

國民體力検査の成績に就いて

廣瀬 茂一

産業部門より觀たる國民體力法實施と結核の追求(第一報)

立川飛行株式會社附屬病院

内村 野村 政
小溝 野村 政
静倉 徹

事變下工場從業員の脚氣に關する調査

立川飛行株式會社附屬病院

内村 野村 政
小溝 野村 政
静倉 徹

厚生科學研究所環境衛生部

小本 田重
星田 信重
小溝 治久
松岡 修吉

國民體力検査に依り發見せられたる無自覺性肺結核に就て

日立製作所日立病院 醫學士 森田澄一
佐藤静雄

工業従業員の脚氣豫備状態症狀群に及ぼすビタミンB₁の影響に就て

別子住友病院 西山村 嵩泰

工場青年學校生徒の體力検査成績

厚生科學研究所 環境衛生部 鈴木幸夫
坂部弘之
清水信之
白岡修之
松岡義吉
山口正一
中山錦一郎

日立製作所 厚生省労働局 環境衛生部 衛生省労働局

ビタミンB₁飽和度の季節的變化

川崎近太郎
末永泉二郎
三浦よし江

尿中ビタミンB₁の簡易定量法

國民栄養の郷土性、季節性

慶大醫學部 大森憲太

硫酸アルミニウムの反應機轉に關する實驗的考察(第一報)

東京市衛生試驗所 相澤金吾

國字の生理・心理學的研究(第一報)

厚生科學研究所 近藤忠雄
辻正三

縣下産業界に於ける保健衛生施設の現況と將來の諸問題(二題の中)

神奈川県廳労働政課 神奈川県産業報告會 東京醫學專攻内科 栗原操

農業労働者の循環機能に關する研究

日本鋼管豫防醫學研究所 湯浅謹而
杉田秀雄

大陸原住労働者の體勢の特異性とその適性に就いて

大陸科學院 白井伊三郎

作業の持續と休憩に關する心理學的一考察

厚生科學研究所 辻正三

都市幼兒の身體發育に關する研究

人口問題研究所 梅澤菊枝

イオン化空氣浴竝にカルシウム劑(ホフミン)の小學校兒童凍傷に及ぼす影響(抄録)

北大醫學部衛生學教室 佐藤推三
須藤久
吉田惠

我教室過去一年に於ける空氣イオン缺乏環境の健康に及ぼす影響に就ての研究

北大醫學部衛生學教室 木村正一

高溫度環境下労働に關する調査

厚生科學研究所 環境衛生部 石川知夫
鈴木武之
田多吉之
佐藤正義
山口正義

假防毒室の衛生學的調査

東京市衛生試驗所 石原房雄

第二部會 民族優生竝に開拓衛生に關する問題

東京齒科醫學專攻 赤阪東九郎
衛生細菌學教室 赤阪隆

遺傳的疑義を有する兎唇竝に口蓋破裂の十一例について

東京齒科醫學專攻 赤阪東九郎
衛生細菌學教室 赤阪隆

多産夫婦の兩親及び子供の出生力

人口問題研究所 横田年

埼玉縣一農村に於ける家系調査

人口問題研究所 横田年

千葉、埼玉兩縣の精神疾患の頻度と血族結婚

厚生省豫防局 青木延春

滿洲開拓農村に於ける婚姻竝に出生力に關する研究

人口問題研究所 笠間尙武

東京市に於ける地域別出生力の相違に就いて

厚生科學研究所 候扶桑

トラコーマの集團治療に對する山崎氏結膜擦過法の意義に就いて

恩賜財團濟生會芝 三枝正文
病院眼科 山崎順

近視の遺傳に關する研究

厚生科學研究所 川上理二
葉山英一

滿洲開拓農村の人口構成に就いて

人口問題研究所 西野陸夫

體勢發育の民族的差異とその生活環境による可變性に就いて

白井伊三郎

北滿開拓地に於ける生活環境に就いて

白井伊三郎

北滿に於ける日滿農民の食物

安部淺吉

北滿開拓地に於ける二、三の醫學的考察

東京醫學專攻 栗原操

蒙古の水

川畑登義

大陸の住宅建築に就いて

擔當區域學童の反應成績

兵頭通方

都市學童の結核に對する集團檢診成績

東京市特別衛生地區
保健館學校衛生部

宮崎 肇

昭和十五年年度結核檢診の統計的觀察

名古屋市牧野保健所

前田 健次

ツベルクリン反應判定方法に就いて

野邊地慶三

柳澤 健

益子義教

染谷四郎

枋内 寛

寺木 忠

臼井竹次郎

辻 達彦

與謝野 光

大林容二

須賀井忠男

諏訪紀夫

金光正次

野上鐵雄

佐々木秀興

林 春雄

甲野禮作

森 勇雄

都市産業従業員結核に關する二三の考察(三年間連續
施行せる集團健診成績)

東京市特別衛生地區
保健館社會衛生部

井上 信夫

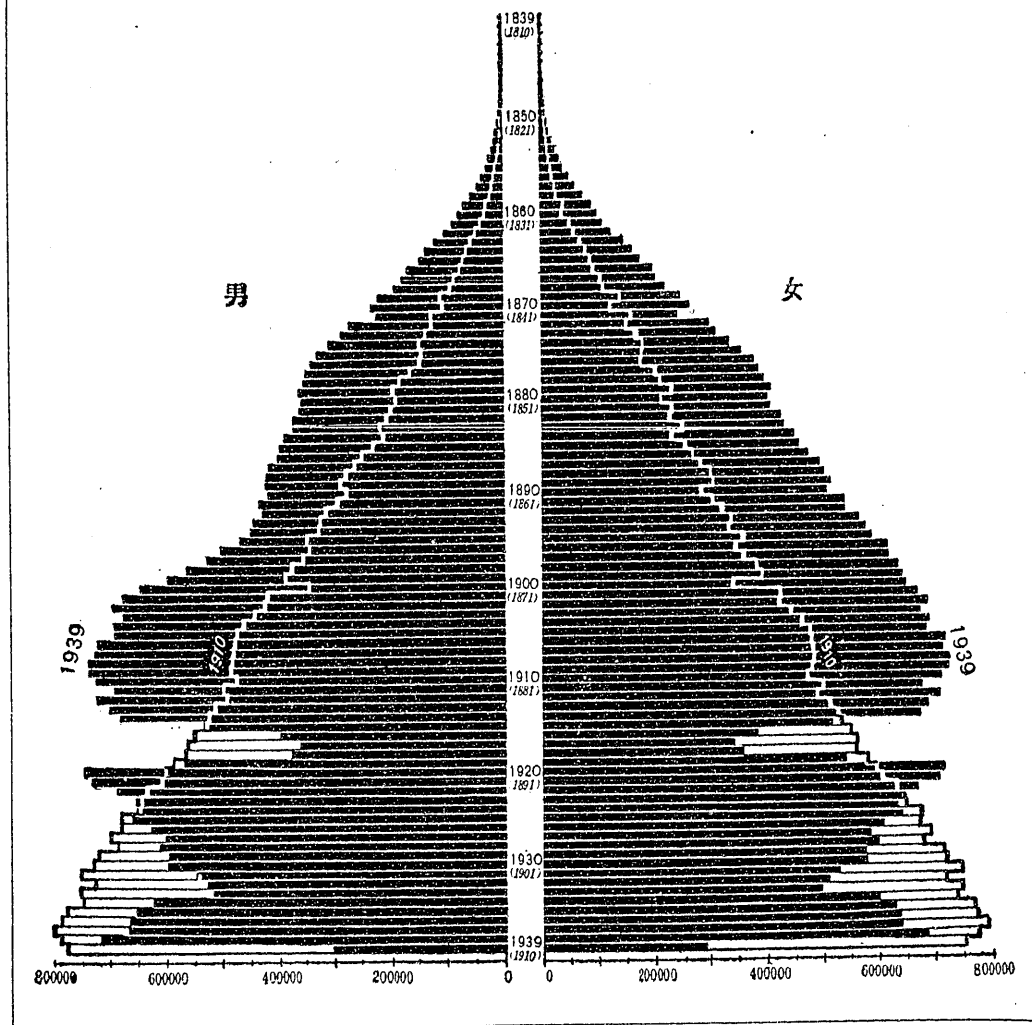
保健所に於て實施せる喀痰中の結核菌培養に就いて

北多摩保健所 廣瀬 正見

獨逸人口の年齢別構成圖

(一九三九年及一九一〇年國勢調査に依る)

中央數字は 1939 年(括弧内は 1910 年)年齢構成圖に於ける出生年を示す



都市住民間に於ける結核蔓延狀況に就いて

都市保健館 (奥野 藤二郎
岡田 藤二郎)

學童の結核竝に乳幼児及び母親の保健指導に就いて

大阪府富田保健所 今 きぬ

石工の肺檢診の所見に就いて

岡田 貫一
高野 忠孝
廣瀬 正見
新井 英夫

都市保健館のデフテリア豫防事業に就いて

東京市特別衛生 内田勇四郎
地区保健防疫部

福岡縣下の國民體力向上修練會の成果に就いて

那須 完

保健所出張所の概況

大阪府富田林保健所 原 玄洋

東京市衛生試験所の最近業績 石原房雄

特別講演

國民生活に關する二、三の科學的見解

陣 峻 義 等

閣議決定を見たる人口政策解説

古 屋 芳 雄

北滿開拓と醫學

坂 口 康 藏

一九三九年獨逸國勢調査細目集計の

發表(二)

全國人口の年齢構成

一九三九年五月一七日施行の國勢調査(メーメル地方、メチ、モレスネを除く)結果による獨逸人口の年齢構成の概要は別掲圖表の如くで、之に就き獨逸統計局の説明する所の大意を再録すれば次の如くである。

前大戰以前に於ては出生率は勿論低下して來てゐたが猶ほそう甚しくなく、反之、七〇年代以降の死亡率の不斷の低下は各出生年度毎に死亡による消耗を少くして行つたので其の年齢構成は規則的なピラミット型を示してゐる。が前大戰の勃發と共にこの規則正しい發展が完全に中斷されたことは別掲圖表中の二十乃至

二十四歳(一九一五乃至一九一九年出生)の處に大きな喰込みがあることで一目瞭然としてゐる。即ち前大戰時の出生脱落の結果で、同じく前大戰の影響は四十乃至六十歳(一八七九乃至一九一九年出生)の男子が女子に比して低分布を示してゐる點にも窺へる。とはいへ前大戰に

よるこの種影響も大戰後に表はれる出生著減に較べては猶ほ輕いとも稱すべきで、一九二〇乃至二二年度に大戰中の滞留出産の取りもどしにより多少の出生率の上昇が認められるのを除いては二三年以降三三年まで殆んど規則的に出生数の減退の跡を示してゐる。たゞナチス政變後にこの退勢は逆轉されたが、とはいへ猶ほ前大戰前の程度を回復し得ざること圖表に見るが如くで、一言にして要約すれば前大戰に於ける出産停止とその後の出産減退による攪亂を境として再び正常な新しいピラミッド型年齢構成の基礎構造が初まつてゐるといふことができよう。

尙一九一〇年以降の國調結果により舊領域々内に於ける年齢構成變化の跡を百分率を以て示せば次の如くである。

年齢	一九一〇年	一九二〇年	一九三〇年	一九三九年
一歳未満	一四・一六	一四・一六	一四・一六	一四・一六
一―六歳	一六・一八	一六・一八	一六・一八	一六・一八
七―一七歳	一八・二〇	一八・二〇	一八・二〇	一八・二〇
一八―二五歳	二〇・二五	二〇・二五	二〇・二五	二〇・二五
二六―三九歳	二五・三〇	二五・三〇	二五・三〇	二五・三〇
四〇―四九歳	三〇・三五	三〇・三五	三〇・三五	三〇・三五
五〇―五九歳	三五・四〇	三五・四〇	三五・四〇	三五・四〇
六〇―六九歳	四〇・四五	四〇・四五	四〇・四五	四〇・四五
七〇―七九歳	四五・五〇	四五・五〇	四五・五〇	四五・五〇
八〇―八九歳	五〇・五五	五〇・五五	五〇・五五	五〇・五五
九〇―九九歳	五五・六〇	五五・六〇	五五・六〇	五五・六〇
百歳以上	六〇・六五	六〇・六五	六〇・六五	六〇・六五

- (1) ザール地方は一九二七年七月一九日
- (2) ザール地方は一九三五年六月二五日

都鄙別の人口構成

人口構成が都市と農村との別により著しい差異を示してゐるのは農村の高出生力と並に農村人口の向都離村の結果當然で農村地方は二十歳未満の人口に豊富だが二十歳から二十五歳未満人口に於ては特に弱勢で、之は兵役義務によりその多くが中小都市へ移住する結果である。農村人口の向都離村は二十五乃至六十五歳人口層の比較的弱勢を結果してゐるが、反之、六十五歳以上になると又平均率を超過してゐる。都市人口の人口構成は之と正反對の關係にあるわけで、その數字を掲ぐれば次の如くである。

年齢	全 國		農 村		農 村 都 市 及 中 小 都 市		大 都 市	
	一九三九年中期	一九二〇年	一九三九年中期	一九二〇年	一九三九年中期	一九二〇年	一九三九年中期	一九二〇年
六 未 滿	九・八	一一・四	九・八	一一・四	九・九	一一・四	九・九	一一・四
六―一四	一一・七	一四・四	一一・七	一四・四	一一・七	一四・四	一一・七	一四・四
一四―一六	三・三	四・〇	三・三	四・〇	三・三	四・〇	三・三	四・〇
一六―一八	三・五	三・九	三・五	三・九	三・五	三・九	三・五	三・九
一八―二〇	三・六	三・八	三・六	三・八	三・六	三・八	三・六	三・八
二〇―二五	五・六	四・四	五・六	四・四	五・五	四・五	五・五	四・五
二五―三〇	八・九	八・二	八・九	八・二	八・九	八・二	八・九	八・二
三〇―三五	九・〇	八・二	九・〇	八・二	九・〇	八・二	九・〇	八・二
三五―四〇	八・四	七・八	八・四	七・八	八・四	七・八	八・四	七・八
四〇―四五	七・一	六・四	七・一	六・四	七・〇	六・四	七・〇	六・四
四五―五〇	六・一	五・四	六・一	五・四	五・九	五・四	五・九	五・四

五〇一五五	五・六	五・〇	五・三	六・七
五五・一六〇	五・〇	四・五	四・六	五・八
六〇一六五	四・五	四・三	四・三	五・一
六五以上	七・九	八・三	七・五	八・〇

女子人口の超過又は不足

女子人口の超過は最近の國調結果と對比して示せば次の如く、

一九一九年	男千に付	女	一、一〇一
一九二五年	〃	〃	一、〇六七
一九三三年	〃	〃	一、〇五八
同(三十九年の調査)	〃	〃	一、〇六一
一九三九年	〃	〃	一、〇四八

前大戦以後の女子人口超過は遞減の跡を示してゐるが、之は前大戦に参加せる男子人口層の老齡化によると共に又乳幼児死亡率の改善が初生兒に通例の男子超過を高年層まで持續せしめるやうになつた結果も與つてゐるといへよう。

右體性比を年階階級別並に都鄙別に見ると次表の如くで、男子超過は低度の女子死亡率の結果として二十乃至三十歳に於いて次第に弱くなつてはゐるが、猶ほ女子よりも多く、女子の婚姻可能性の根本的な改善の跡を物語つてゐる。なほ男子超過は約三十八歳邊まで認められる。

年階階級		全國		農村		農村都		市及中		大都市	
一四未滿	九六五	九六六	九六三	九六四	九六四	九六四	九六四	九六四	九六四	九六四	九六四
二〇未滿	九六五	九四八	九六〇	一、〇〇二	一、〇〇二	一、〇〇二	一、〇〇二	一、〇〇二	一、〇〇二	一、〇〇二	一、〇〇二
二〇一三〇	九七九	一、〇三二	八七二	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八

三〇一四〇	九九九	九二五	九九六	一、〇七一
四〇一六〇	一、二九八	一、二六〇	一、二九二	一、二三六
六〇一六五	一、二一四	一、〇六〇	一、一三二	一、一四六
六五以上	一、一八五	一、〇六〇	一、二二〇	一、三〇三
計	一、〇四八	一、〇一〇	一、〇二四	一、一一九

配偶關係の集計

獨身者の占むる割合が前國調時に較べて著しく減少せることは次表の示す如くで、之は出生分布の濃い前大戦前出生人口が婚姻年齡期に這入つたことの外ナチス治下の經濟的好況と人口政策的指導の結果であることはいふ迄もない。

全國 (1)		總數		男		女	
獨身	四六・三%	四八・五%	四四・二%	四六・三%	四八・五%	四四・二%	
有配偶	四六・三%	四七・六%	四五・一%	四六・三%	四七・六%	四五・一%	
死別	六・四%	三・一%	九・五%	六・四%	三・一%	九・五%	
離別	一・〇%	〇・八%	一・二%	一・〇%	〇・八%	一・二%	

舊領域内 (2)		一九三九年		一九三三年	
獨身	(男女計)	四六・二%	四九・二%	四六・二%	四九・二%
有配偶	(男)	四八・四%	五一・二%	四八・四%	五一・二%
	(女)	四四・一%	四七・四%	四四・一%	四七・四%
有配偶	(男女計)	四六・六%	四三・九%	四六・六%	四三・九%
	(男)	四七・八%	四五・一%	四七・八%	四五・一%
	(女)	四五・五%	四二・七%	四五・五%	四二・七%
死別	(男女計)	六・二%	六・一%	六・二%	六・一%
離別	(男女計)	一・〇%	〇・八%	一・〇%	〇・八%

特に獨身者の割合を年階別に見ると次表の如くで、

特殊の例外を除き其の割合は三三年の調査結果に比し各年階に於いて著しく低い。

年階別獨身者比率(百分比)男子(一九三九年)

出生年度	全國 (1)	舊領域 (2)	同上一九三三年 (3)
一九二一	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九二〇	九九・九	九九・九	九九・九
一九一九	九九・四	九九・五	九九・五
一九一八	九八・七	九八・七	九八・三
一九一七	九六・九	九六・九	九四・九
一九一六	九三・四	九三・三	九〇・一
一九一五	八八・三	八八・三	八三・二
一九一四	七九・一	七八・八	七五・六
一九一三	六四・四	六三・七	六七・三
一九一二	五五・〇	五三・九	五八・五
一九一一	四六・二	四五・一	五〇・〇
一九一〇	三八・七	三七・五	四二・三
一九〇九	三二・八	三一・五	三六・〇
一九〇八	二八・二	二七・〇	三〇・〇
一九〇七	二四・六	二三・四	二五・二
一九〇六	二一・六	二〇・四	二一・三
一九〇五	一九・二	一八・〇	一七・〇
一九〇四	一七・一	一六・二	一四・七
一九〇三	一五・五	一四・六	一二・七
一九〇二	一三・九	一三・〇	一一・一
一九〇一	一二・六	一一・七	一〇・〇
一八九六	九・二	八・六	七・九
一八九〇	六・六	六・〇	六・三
一八九五	五・七	五・三	五・七

一八七一— 五・七 五・三 五・九
 一八八〇— 五・三 五・三 五・九
 同右、女子 (一九三九年)

出生年度 全 國 (1) 舊 領 域 内 (2) 同 上 (一九三三年) (3)

一九二三 一〇〇 一〇〇 九九・九

一九二二 九九・六 九九・七 九九・七

一九二一 九八・五 九八・七 九八・八

一九二〇 九五・二 九五・五 九五・〇

一九一九 八九・六 八九・九 八九・四

一九一八 八一・一 八一・一 八一・九

一九一七 七一・九 七一・八 八一・五

一九一六 六三・一 六二・八 七二・四

一九一五 五三・四 五二・八 六三・四

一九一四 四五・三 四四・五 五五・〇

一九一三 三八・〇 三六・九 四七・九

一九一二 三二・四 三一・二 四一・三

一九一一 二七・九 二六・八 三六・四

一九一〇 二四・八 二三・六 三三・四

一九〇九 二二・五 二一・五 二九・三

一九〇八 二〇・八 一九・九 二六・一

一九〇七 一九・六 一八・八 二三・七

一九〇六 一八・八 一八・〇 二二・一

一九〇五 一八・四 一七・七 二〇・四

一九〇四 一七・九 一七・三 一九・三

一九〇三 一七・六 一七・〇 一八・五

一九〇二 一七・一 一六・七 一七・八

一九〇一 一六・六 一六・一 一七・二

一八九六— 一五・六 一五・二 一五・四

一八九〇— 一四・四 一四・〇 一四・四

一八九一— 一四・四 一四・〇 一四・四

一八八一— 一二・〇 一一・五 一〇・五
 一八九〇— 一〇・四 九・九 九・八
 一八八一— 一〇・四 九・九 九・八

(1) 一九三九年中期の領域、但しメーメルを除く。(2) 一九三八年年首の領域。(3) ザール地方を除く舊領域の一九三三年六月一六日現在に於ける同年齡者の數字。

右表中一九一四乃至一八年度出生男子(舊領域内)に於いて獨身者比率の例外的向上を見るのは國民的な勞働及び兵役義務導入の結果であり、また一八八一乃至一九〇五年度出生の男女子に時に同様例外的數字を見るのは前大戰の深刻な影響を蒙つた年齡級のものゝ然らざる同年齡者と對照してゐるからである。蓋し大戰參加者の年齡級に於ては男女人口比率の不均衡の爲に男子の婚姻率は平常時よりも遙かに高く、反之、女子の比較的大部分は獨身を通さねばならなかつたわけである。

尙、ズデーテン獨逸地方の獨身者比率は總じて舊領土よりも高く、又、オストマルクのそれは特に若い年齡級に於ける例外を除いて著しく高い。全國平均が概して舊領域内よりも高率を示す所以である。

更に、一九三三年以降に達成された婚姻率の増大の效果につき一層精密な眺観を得んが爲に、一九一〇—一一年度の婚姻率を以て平常の婚姻率とし、之により一九三九年及び一九三三年の兩年度に各年齡別に期待せらる可き獨身者數を求めて其の増減差を計算してみると次表の如くで、一九三九年の男子獨身者比率(舊領土内)は經濟的好況下にあつた一九一〇—一一年度のそれよりも各年齡級に於て概ね著しく低い。たゞ國民的勞働及び兵役義務の影響が一九一四乃至一六年度出生者に於て例外を見せてゐるだけである。女子に於て

一九〇六年度出生者以前に獨身者期待率を著しく超過してゐるのは前大戰の影響による一八八〇乃至一九九年度出生の男子人口不足に依るものである。(尙、三三年度の對照を正常ならしむるため舊領域内への多量の移入人口は本表には除外されてゐる。)

獨身者期待率に對する過不足(男子)

出生年度	全 國 (1)	舊 領 域 内 (2)	同 上 (一九三三年) (3)
一九二〇	〇・一	〇・〇	—
一九一九	〇・四	〇・一	—
一九一八	〇・五	〇・三	—
一九一七	〇・一	〇・三	—
一九一六	一・六	一・六	—
一九一五	五・二	四・四	—
一九一四	七・〇	六・二	—
一九一三	一・七	一・一	—
一九一二	二・七	一・三	—
一九一一	二・七	三・一	—
一九一〇	二・二	四・四	—
一九〇九	二・〇	八・七	—
一九〇八	二・五	七・五	—
一九〇七	三・〇	七・八	—
一九〇六	三・二	七・三	—
一九〇五	三・〇	六・八	—
一九〇四	二・三	六・六	—
一九〇三	一・五	四・六	—
一九〇二	一・五	九・一	—
一九〇一	四・三	一一・九	—
一八九〇	九・〇	一三・六	—
一八九九	一六・六	二四・七	—

一八九八	(-)	一九七	(-)	二六一	(-)	一一九
一八九七	(-)	二三四	(-)	二九四	(-)	一七〇
一八九六	(-)	二五七	(-)	三一六	(-)	二〇七
一八九五	(-)	二七二	(-)	三二七	(-)	二三四
一八九四	(-)	二九〇	(-)	三五二	(-)	二五八
一八九三	(-)	三〇五	(-)	三五六	(-)	二七八
一八九二	(-)	三〇五	(-)	三六三	(-)	二九二
一八九一	(-)	三二六	(-)	三七九	(-)	三一五
一八九〇	(-)	三二八	(-)	三七〇	(-)	三〇九
一八八九	(-)	三一七	(-)	三七六	(-)	三二七

一九〇四	一六三	一二七	二五一
一九〇三	一九九	一九〇	二八二
一九〇二	二二一	一九〇	二七四
一九〇一	二二八	一九五	二六六
一九〇〇	二三三	二三〇	二七一
一八九九	二四二	二二一	二五五
一八九八	二四八	二二二	二五六
一八九七	二六二	二三一	二六四
一八九六	二七三	二四〇	二六七
一八九五	二八二	二五二	二七五
一八九四	二八三	二四五	二七四
一八九三	二七五	二四六	二六五
一八九二	二七二	二四二	二五七
一八九一	二二八	一九二	二〇九
一八九〇	二〇五	一七六	一八七
一八八九	一九九	一五三	一六二

離別	〇・八	〇・三	〇・六	一・六
(女)				
獨身	四四・二	四八・〇	四四・六	三九・九
有配偶	四五・一	四三・〇	四五・三	四七・一
死別	九・五	八・七	九・二	一〇・六
離別	一・二	〇・三	〇・九	二・四

出生年度	全 國(1)	舊領域(2)	同上(3)
一九二三	〇・〇	〇・〇	〇・〇
一九二二	〇・一	〇・一	〇・一
一九二一	〇・五	〇・七	〇・一
一九二〇	一九九	二〇〇	〇・一
一九一九	三・八	三・五	〇・一
一九一八	六・六	六・二	〇・一
一九一七	八・〇	七・九	〇・〇
一九一六	七・七	八・二	〇・一
一九一五	八・七	一〇・〇	〇・二
一九一四	八・〇	一〇・〇	〇・一
一九一三	八・三	一二・六	〇・五
一九一二	七・五	一一・九	一・六
一九一一	六・八	一三・五	三・四
一九一〇	四・七	一一・二	六・四
一九〇九	一九九	一〇・七	九・一
一九〇八	一〇〇	六・四	一二二
一九〇七	四・四	一・九	一六四
一九〇六	八・一	一・二	一八七
一九〇五	一二九	七・八	二二三

尙、配偶關係別集計を都鄙別に見ると其の年齢構成及び男女人口比の相異により種々の偏差を示してゐること次表(百分比)に見るが如くである。

右都鄙別集計中の獨身者比率を更に年齢別に集計せるものは次の如くで、男子に於ては各年齢別に見ても亦農村の婚姻状態は都市よりも多少悪い。即ち男子の獨身者比率は、労働及び兵役義務年齢級と最高年齢級とを除いては、農村は都市よりも高率を示してゐる。最低率を示してゐるのは六十歳までに於ては農村都市及び中小都市であるが、六十歳を超すと大都市の方が低率を示してゐる。反之、女子に於ては大都市は高年齢の著しい女子人口超過の爲最高率を示してをり、逆に農村が最低率となつてゐる(但し一九一〇乃至一七年度出生の女子に於てのみ農村都市及び中小都市が最低率を示す)。

全 國(1)	農 村	農村都 市及中 小都市	大都市
獨身	四六・三	五〇・四	四七・一
有配偶	四六・三	四三・二	四六・〇
死別	六・四	六・一	六・一
離別	一・〇	〇・三	〇・八
(男)			
獨身	四八・五	五二・七	四九・七
有配偶	四七・六	四三・五	四六・八
死別	三・一	三・五	二・九

全 國(1)	農 村	農村都 市及中 小都市	大都市
出生年度	農 村	農村都市及 中小都市	大都市
一九三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九三二	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九三一	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九二〇	九九・九	九九・九	九九・九
一九一九	九九・五	九九・四	九九・三
一九一八	九八・七	九八・八	九八・五
一九一七	九六・〇	九七・四	九六・四
一九一六	九一・五	九四・二	九二・五

一九一五	八六・三	八九・七	八七・〇	一九一四	四五・四	四三・五	四七・五
一九一四	七九・四	七九・三	七八・六	一九一三	三七・九	三六・〇	四〇・四
一九一三	六七・二	六二・八	六三・九	一九一二	三二・一	三〇・七	三四・七
一九一二	五八・八	五二・七	五四・一	一九一一	二七・四	二六・四	三〇・二
一九一一	五〇・七	四三・四	四五・三	一九一〇	二四・〇	二三・二	二七・三
一九一〇	四三・四	三六・〇	三七・七	一九〇九	二一・三	二一・三	二四・九
一九〇九	三七・一	三〇・〇	三二・一	一九〇八	一九・二	一九・七	二三・三
一九〇八	三二・二	二五・七	二七・五	一九〇七	一七・九	一八・七	二二・一
一九〇七	二八・一	二二・三	二三・九	一九〇六	一六・八	一八・〇	二一・二
一九〇六	二四・七	一九・五	二一・一	一九〇五	一六・四	一七・六	二〇・八
一九〇五	二二・〇	一七・三	一八・七	一九〇四	一五・六	一七・三	二〇・五
一九〇四	一九・五	一五・四	一七・〇	一九〇三	一五・一	一七・〇	二〇・三
一九〇三	一七・四	一四・〇	一五・五	一九〇二	一四・八	一六・五	一九・七
一九〇二	一五・五	一二・六	一三・九	一九〇一	一四・四	一六・〇	一八・九
一九〇一	一三・八	一一・四	一二・七	一九〇〇	一三・八	一五・二	一七・四
一八九九	一〇・一	八・三	九・五	一八九九	一三・二	一四・二	一五・五
一八九八	七・三	六・〇	六・六	一八九八	一一・三	一一・八	一二・六
一八九七	六・七	五・二	五・四	一八九七	九・六	一〇・四	一一・〇
一八九六	六・七	五・三	五・二	一八九六	九・六	一〇・四	一一・〇
一八九五	六・七	五・二	五・四	一八九五	九・六	一〇・四	一一・〇
一八九四	六・七	五・二	五・四	一八九四	九・六	一〇・四	一一・〇
一八九三	六・七	五・二	五・四	一八九三	九・六	一〇・四	一一・〇
一八九二	六・七	五・二	五・四	一八九二	九・六	一〇・四	一一・〇
一八九一	六・七	五・二	五・四	一八九一	九・六	一〇・四	一一・〇
一八九〇	六・七	五・二	五・四	一八九〇	九・六	一〇・四	一一・〇
一八八九	六・七	五・二	五・四	一八八九	九・六	一〇・四	一一・〇
一八八八	六・七	五・二	五・四	一八八八	九・六	一〇・四	一一・〇
一八八七	六・七	五・二	五・四	一八八七	九・六	一〇・四	一一・〇
一八八六	六・七	五・二	五・四	一八八六	九・六	一〇・四	一一・〇
一八八五	六・七	五・二	五・四	一八八五	九・六	一〇・四	一一・〇
一八八四	六・七	五・二	五・四	一八八四	九・六	一〇・四	一一・〇
一八八三	六・七	五・二	五・四	一八八三	九・六	一〇・四	一一・〇
一八八二	六・七	五・二	五・四	一八八二	九・六	一〇・四	一一・〇
一八八一	六・七	五・二	五・四	一八八一	九・六	一〇・四	一一・〇
一八八〇	六・七	五・二	五・四	一八八〇	九・六	一〇・四	一一・〇

同右 女子

一九一五	五三・四	五一・八	五五・二
一九一四	六一・七	六一・七	六四・七
一九一三	七〇・九	七〇・九	七三・五
一九一二	八〇・六	八〇・六	八二・一
一九一一	八九・四	八九・四	九〇・一
一九一〇	九五・二	九五・二	九五・五
一九〇九	九五・二	九五・二	九五・五
一九〇八	九五・二	九五・二	九五・五
一九〇七	九五・二	九五・二	九五・五
一九〇六	九五・二	九五・二	九五・五
一九〇五	九五・二	九五・二	九五・五
一九〇四	九五・二	九五・二	九五・五
一九〇三	九五・二	九五・二	九五・五
一九〇二	九五・二	九五・二	九五・五
一九〇一	九五・二	九五・二	九五・五
一九〇〇	九五・二	九五・二	九五・五
一八九九	九五・二	九五・二	九五・五
一八九八	九五・二	九五・二	九五・五
一八九七	九五・二	九五・二	九五・五
一八九六	九五・二	九五・二	九五・五
一八九五	九五・二	九五・二	九五・五
一八九四	九五・二	九五・二	九五・五
一八九三	九五・二	九五・二	九五・五
一八九二	九五・二	九五・二	九五・五
一八九一	九五・二	九五・二	九五・五
一八九〇	九五・二	九五・二	九五・五
一八八九	九五・二	九五・二	九五・五
一八八八	九五・二	九五・二	九五・五
一八八七	九五・二	九五・二	九五・五
一八八六	九五・二	九五・二	九五・五
一八八五	九五・二	九五・二	九五・五
一八八四	九五・二	九五・二	九五・五
一八八三	九五・二	九五・二	九五・五
一八八二	九五・二	九五・二	九五・五
一八八一	九五・二	九五・二	九五・五
一八八〇	九五・二	九五・二	九五・五

各國最近の人口状態(三)

獨逸東方新領域の人口調査

(Wirtschaft u. Statistik 1940 Nr. 23 所載)

對波蘭戰直後に獨逸の新領土に編入された舊波蘭領に舊ダンチヒ自由市の一九三九年十二月現在(但し都市については一九四〇年中期現在の人口について獨逸統計局は専ら警察調査を主としその他の資料によつて補正された數字を發表したが、その總計を掲ぐれば次の如くである。(Wirtschaft u. Statistik 1940 Nr.

所載)

新東部地方の總計	九三、八六六・五〇	方村	一〇、四三三、九三六	人口
內				
舊ダンチヒ自由市	一、八九二・九〇		三九〇、五九三	
舊波蘭領	九一、九七三・六〇		一〇、〇四三、三四三	

右新東部地方の人口を一九三一年十二月九日(舊波蘭領)及び一九二九年八月十八日(舊ダンチヒ自由市)現在の人口と比較すると約四十萬、四%の増加となるが、右地方人口の實體は獨逸へ歸屬後の勞働人口の放出や或は東方ジードルンク政策の影響の爲非常に變つてをり、且つ今後もなほ變化するものと期待せられてゐる。

在外獨逸民族の本國再移住事業

今次動亂に伴ふ獨逸勢力圏の研究に伴ひソ聯邦領土乃至勢力圏となつた地方に在住せる獨逸民族は總統の指令により續々本國歸還を要請せられ、今次新たに獨逸領土となつた舊波蘭領の各地に移住せしめられてゐるが、獨逸政府は右本國再移住に際して年齢、職業、社會的地位等に關する人口調査を行つてをり、總計五十萬に近い右大移住事業に獨逸一流の組織的な計畫統制を行つてゐる。南ブコビナからの移住者たちは出發前に現地に於いて、ベッサラビア及びドブルデアからの移住者らは本國歸還のドナウ河上の船中で調査せられるといふ有様で、右大移住事業が極めて組織的に行はれてゐることを想像せしめる。右調査による新移住者の出身地別人口を示せば以下の如くである。

一九三九—四〇年の冬期に於ける移住者は次の如く、